

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成16年第 1 回幕別町議会定例会
(平成16年 3 月 2 日 9 時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 番 前川敏春 6 番 助川順一 7 番 堀川貴庸
- 日程第 2 会期の決定 3 月 2 日～ 3 月 18 日（17日間）
（諸般の報告）
- 日程第 3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
（平成15年度幕別町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
（平成15年度幕別町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 6 議案第 1 号 平成16年度幕別町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 2 号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 号 平成16年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 9 議案第 4 号 平成16年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第 5 号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第 6 号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第 7 号 平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第13 議案第 8 号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第14 議案第 9 号 平成16年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第16 議案第11号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第17 議案第12号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第18 議案第13号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第19 議案第14号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第20 議案第15号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第21 議案第16号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第22 議案第22号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 陳情第 1 号 「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情書

会 議 録

平成16年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年3月2日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月2日 9時59分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一	
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

陳情第1号 「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情書

9. 町提出議案

承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第10号))

承認第2号 専決処分した事件の承認について
(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第11号))

議案第1号 平成16年度幕別町一般会計予算

議案第2号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成16年度幕別町老人保健特別会計予算

議案第4号 平成16年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第6号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第7号	平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算
議案第8号	平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算
議案第9号	平成16年度幕別町水道事業会計予算
議案第10号	平成15年度幕別町一般会計補正予算（第12号）
議案第11号	平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第12号	平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第13号	平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
議案第14号	平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
議案第15号	平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第22号	幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

5番 前川敏春 6番 助川順一 7番 堀川貴庸

議 事 の 経 過

(平成16年3月2日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成16年、第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、5番前川敏春議員、6番助川議員、7番堀川議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。
これのご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による、定期監査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付しております。
次に、去る2月24日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成16年度十勝町村議会議長会の事業計画が、別紙のとおり決まりましたので、配付してございます。
後刻ご欄いただきたいと思っております。

[行政執行方針]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出があります。
これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成16年第1回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解とご協力をお願いするものであります。
私は、昨年4月に執行されました町長選挙におきまして、再び町政執行の責任を担わせていただきまして以来、早くも1年になろうといたしております。
この間、まちづくりの主役は町民であるとの信念のもと、町民の総意で創る個性豊かなまちづくりの実現に向け、議員各位をはじめ、多くの町民の皆さんのご支援とご理解をいただきながら、町政の執行に邁進できましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。
今、国をはじめ、地方公共団体を取り巻く環境は、私たちがこれまで経験のしたことのない非常に厳

しい状況にあります。

とりわけ、国際化、情報化、少子高齢化の進展などによる構造改革と未曾有の深刻な財政危機は、地方自治体を直撃しており、これらへの対応が急務であるとともに、これらの問題の解決なくしては、将来のまちづくりの展望が開けない状況にあるものと認識いたしているところであります。

このような時代の大きな転換期において、町政を担う町長としての責任の重さを改めて肝に命じますとともに、本年度は合併問題の帰趨が本町の将来を決するものであると強く認識をいたしておりますことから、その使命の大きさに身の引き締まる思いをいたしているところであります。

今、私たちは、これまで長年慣れ親しんできた制度や慣行を見直し、新しい時代の要請を柔軟に受け止めなければならないと考えております。

このためには、より一層、町民と行政の適切な役割分担と連携のもとに、いわゆる「協働」によるまちづくりを町民の皆さんのご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

これから1年間、気持ちを新たに、「町民の皆さんと行政の協働による、住みよい心地よいまちづくり」を目指して、誠心誠意努力いたしてまいる所存であります。

今後とも議員各位、ならびに町民の皆さんとの深い信頼関係を大切にしながら、町政の執行に全力で取り組んでまいる所存でありますので、特段のご指導、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、市町村合併について申し上げます。

昨年12月の第4回定例町議会におきまして、幕別町、更別村及び忠類村の3町村によります十勝中央合併協議会設置の議決をいただきまして、同年12月25日に協議会が設置され、本年1月23日の第1回協議会から、いよいよ合併に関する具体的な協議がスタートいたしましたところであります。

合併協議会におきましては、合併の方式や事務所の位置など、合併に際しての基本的項目をはじめ、住民負担やサービスなどの各種事務事業の方向性など、45項目にわたります合併協定項目の調整方針を確認することとされているところであります。

現行合併特例法の適用期限の延長につきましては、今、通常国会におきまして、「平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて適用する」旨の改正が行われるとされているところであります。

合併の是非につきましては、今後の協議に係ってくるところでありますが、合併をするとしたならば、合併特例法の特例を受けることが大前提となりますことから、合併協議会における協議につきましては、12月末をめどに終了するのが、一つの目標になるものと考えているところであります。

この間、協議の状況、結果につきましては、協議会だより、ホームページ、会議録の閲覧、広報紙による情報提供に加え、住民説明会や出前講座などを通じまして、協議会、町村の双方から、つぶさに町民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えているところであります。

私といたしましては、町民の皆さんや各種団体のご意見、ご要望を十分お聞きし、議会とも相談させていただきながら、合併について一定の方向を見出してまいりたいと考えているところであります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

平成16年度における国の予算は、これまでの改革断行予算という基本路線を継承しながら、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を一層推進することとし、実質的に平成15年度の水準以下に抑制するとともに、事務事業の見直しを行い、歳出の効率化合理化を図ることとされております。

また、予算の配分に当たっては、歳出の構造改革を推進するとの基本的な考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながるものとして、前年度と同様に、教育・文化、科学技術、IT分野、個性と工夫に満ちた都市と地方に関する分野、高齢化社会・少子化対策に関する分野、循環型社会の構築に関する分野など4つの分野に重点的かつ効率的な配分を行うとされております。

また、地方財政に対する基本方針として、国と地方に関する三位一体改革を推進すること及び国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直すとの方針が示されてお

ります。

このような方針に基づいて策定されました平成 16 年度の地方財政計画の規模は 84 兆 6,669 億円で、前年度対比では 1.8%の減で、3年連続の減となっております。

なお、平成 16 年度における地方財政対策であります。地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない一方で、公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

中でも、歳入におきまして大きなウエイトを占めます地方交付税につきましては、総額 16 兆 8,861 億円で、前年度に比較しまして 6.5%という大幅な減が見込まれております。

これらの財源不足を補填するため、平成 15 年度までとされておりました臨時財政対策債は、平成 16 年度から平成 18 年度まで引き続き 3 年間期限が延長され、補填措置が講じられることとなっております。

しかしながら、平成 16 年度の臨時財政対策債につきましては、前年度に比較いたしまして、28.6%の大幅な減となっており、地方交付税の 6.5%の減額分と合わせますと、地方への影響額は、前年度より約 12%減の大幅な減額となる見込みとなっております。

また、三位一体の改革としましては、「基本方針 2003」として、平成 18 年度までの取り組みが示され、国庫補助負担金の改革では、おおむね 4 兆円の廃止縮減を行うこと、また、廃止縮減する補助金の 8 割程度を目安に税源移譲を行うこと、さらには、地方交付税の見直しを行うこととして、その方向が示されたところでありますが、平成 16 年度においては、国庫補助負担金の廃止縮減額が 1 兆 300 億円程度とし、税源移譲については、6,558 億円を所得譲与税及び特例交付金として移譲を行い、地方交付税については、総額を抑制し、前年度比 6.5%の減とするとともに、単位費用の算定方法の見直し及び市町村分の段階補正の見直しを引き続き継続するなどとされたところであります。

その他に、地方の歳出を計画的に抑制するとして打ち出されました方針により、投資的経費に係る地方単独事業も前年度に比較しまして、9.5%という大幅な削減をされるなど、地方にとりましては極めて厳しい内容となっております。

次に、こうした極めて厳しい地方財政状況を踏まえ編成いたしました新年度予算の概要について申し上げます。

平成 16 年度の予算編成につきましては、地方交付税の大幅な減額などにより、歳入の確保に苦慮しながらも、限られた予算の中で、多様な住民要望に応えるため、生活関連の社会資本整備や、産業の振興、地域福祉の充実、教育環境の整備など、きめ細かな予算編成に配慮いたしましたところであります。

この結果、一般会計予算は、122 億 6,772 万 2,000 円で、骨格編成でありました前年度との当初対比では 1.6%の増となりましたが、政策予算を加えました 6 月補正後と対比しますと、2 億 2,417 万 2,000 円の減で、率では、1.8%の減となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など 7 特別会計と水道事業会計を合わせました 8 会計で、総額 96 億 6,823 万 3,000 円で、骨格編成でありました前年度当初との対比では、10.9%の増、6 月補正後の対比では、7 億 6,033 万 2,000 円の増で、率では 8.5%増となっております。

これら、一般会計と特別会計等の予算総額は、219 億 3,595 万 5,000 円となり、前年度当初予算に比べて 5.5%の増、6 月補正後との比較では、2.5%の増となっております。

それでは、はじめに一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費等につきましては、総体で 20 億 6,019 万 6,000 円と、前年度当初に比較いたしまして 1,247 万 4,000 円の増で、率では 0.6%の増となりますが、6 月補正後との比較では、3 億 7,805 万 5,000 円の減、率では 15.5%の減となっております。

一方、経常経費につきましては、公債費の償還がピーク時を迎え、償還額が大きく増加することなどから、人件費や物件費を抑制するなど、経費の節減に努めていかなければならないものと考えております。

次に、一般会計に係ります財源措置について申し上げます。

なお、比較につきましては、前年度の6月補正後との比較で申し上げます。

まず、主要財源であります地方交付税につきましては、先に申し上げましたように、地方財政計画に示された総額が前年度比6.5%の減額となっており、特に普通交付税の予算計上にあたりましては、前年度の交付実績等を勘案し、制度内容や本町の財政事情を慎重に精査いたしまして、前年度交付決定額の10%の減をもって計上いたしたところであります。

町税に関しましては、経済情勢の悪化が続く厳しい納税環境の中、固定資産税において住宅の新築による若干の増は見込まれるものの、町民税では、所得の減少などにより、減額となることが見込まれますことから、町税全体では、前年度に比較し、1.2%の減で計上いたしたところであります。

基金繰入金であります、本年度の予算編成で7億円余りの一般財源の不足をきたしましたことから、限られた財源の有効活用に配慮しながら、継続事業や新たな施策の実施など、できるだけ多くの行政需要に応じるため、財政調整基金から3億3,000万円、減債基金から約3億6,600万円を取り崩し、収支バランスの確保を図ったところであります。

また、地方債の活用につきましては、後年次の財政運営に支障をきたすことの無いよう、必要最小限かつ後年次交付税措置のある有利な起債を活用するものとしております。本年度の計上額は15億6,650万円となりましたが、これは、平成7年、8年度に借り入れました減税補填債3億3,130万円の一括償還年あたり、その財源に充当するべく借換債を計上したことによるものでありまして、これを除きますと前年度対比24.6%の増となるものであります。

以上、予算概要について申し上げますが、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されますので、職員個々が「未曾有の危機的状況」にあることを十分認識し、事務・事業の見直しや経費の節減に努めるとともに「最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治の基本理念のもと、適正な財政運営に努めていかなければならないものと考えております。

それでは、平成16年度主要施策の展開につきまして、「第4期総合計画」に掲げる六つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1は「自然と調和した快適で住みよいまち」、生活環境の整備についてであります。

はじめに、交通基盤であります道路交通網の整備について申し上げます。

道路交通網の整備は、広域的な産業活動や住民の日常生活にとって重要な都市基盤整備であります。

まず、一般国道38号線の札内東11号先以東の4車線拡幅整備は、平成14年度より用地買収と物件補償を進めていただいておりますが、昨年は9月の十勝沖地震によりまして、豊頃、浦幌方面の災害復旧に多くの予算を要しましたことから、本箇所の用地買収等が遅れている状況にあります。本年度は引き続き用地買収等を進め、一定区間の用地処理状況より、工事に着手していただけるものというふうにお聞きをいたしているところであります。

また、懸案でありました一般国道242号線千代田大橋の改築につきましては、平成15年度から耐震性調査などを進めていただいておりますところへ、9月の十勝沖地震が発生しまして、一時通行止めが発生しましたことから、架け替えに向けた総合的な調査が早まるものというふうにお聞きをいたしております。引き続き、早期改築に向けた要請活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、道道整備としましては、札内地区の札内南大通の立体交差事業と、札内9号南通街路事業に関する用地買収等につきましては残すところわずかとなり、本年度より立体交差部の橋梁部工事と札内9号南通街路は、学園通側から国道に向かって一部工事が着手となる予定と伺っております。

一方、幕別地区では、平成15年度から進めております幕別大樹線及び明倫幕別停車場線の立体交差事業は用地買収等と合わせて、猿別橋の改築工事に一部着手となっておりますが、引き続き、用地買収等と工事を継続して進めていただくほか、幕別本通の2次改良整備についても引き続き整備を進める予定と伺っております。

また、南幕別地区の幕別大樹線及び豊頃糠内芽室線の改良舗装工事につきましても、継続して整備を進めていただけるとお聞きをいたしているところであります。

次に、町道の整備につきましては、現在、町道延長699.3kmに対し、改良率65.1%、舗装率55.7%

という状況にあります。

町道に対する整備要望は全町的に大変多いわけですが、道路事業に対する補助採択は大変厳しく、財源の確保に苦慮している状況にあります。整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、本年度事業といたしましては、継続事業の幕別札内線・春日 10 号などの整備のほか、札内駅の南北線（自由通路）、札内西大通、寿町公住道路 4 号などの整備を予定いたしております。

また、除雪、草刈、支障木の除去など道路の管理につきましては、これまでも充分意を用いてまいりましたが、道路パトロールなどの充実を図り、きめ細かい対応を心がけ、良好な交通環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に河川整備についてであります。

まず、国においては、十勝川新川地区の堤内排水路改築に伴う用地買収などが本年度より着手するほか、十勝川千代田新水路事業、十勝川・猿別川における治水の杜事業、また、北海道においては猿別川改修事業を引き続き実施していただいているところであります。

これら事業とはまた別に水害防止対策として、国及び北海道には、土砂堆積の著しい河川の床下げなどを要請してまいりたいと考えております。

次に、公園・緑地について申し上げます。

広域公園として整備されます十勝エコロジーパークの幕別エリアにつきましては、帯広開発建設部、関係市町、十勝エコロジーパーク財団などとの協議を重ね、基本的な整備方針が定まったところであります。親水空間と広大な河川敷の自然とのふれあいの場を基本とした整備を予定いたしており、本年は河川環境整備関連事業、いわゆる国の直轄事業であります。これらとの整合を図られた具体的整備計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、土地利用について申し上げます。

まず、札内北栄土地区画整理事業につきましては、昨年 4 月の組合設立以降、実施設計と一部地域の仮換地の指定のほか、12 月には道路整備の一部が着手となり、本年秋には一部保留地の販売が開始される予定であります。町といたしましては「まちづくり」の観点から、下水道の整備のほか、国道から北栄地区にアクセスする北栄大通街路事業の整備に本年度より着手する予定であります。

また、帯広圏都市計画区域の第 5 回定時見直しでは、3 月末の区域区分に変更を予定いたしております。本町では、住居系の文京町西地区で面積 7 ヘクタールと、工業系の札内東工業団地地区の面積 2.5 ヘクタールが編入となる見込みであり、文京町西地区につきましては、本年中に宅地造成販売が行われる見込みであります。

次に、住宅施策について申し上げます。

公営住宅再生マスタープランに基づく建替事業についてであります。

高齢化や多様化する社会ニーズに対応した公営住宅の建設を推進するため、再生マスタープランに基づく公営住宅の建替事業を進めているところであり、旭町地区公営住宅建替事業の一環であります本町地区において、16 戸の建設計画の内、昨年度着手いたしました 1 棟 4 戸が間もなく完成の予定であります。

残り 12 戸につきましては本年度、整備を進めてまいります。

また、平成 17 年度から事業着手を予定いたしております既設旭町団地の建替に伴う準備として、基本及び実施設計を行ってまいります。

次に、公共施設の耐震化について申し上げます。

平成 7 年に制定されました「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築された耐震診断・耐震改修の努力を求められておりますのは、3 階建て以上、かつ 1,000 ㎡以上である建物であります。

本町の公共施設のうち、これに該当するものとして、役場庁舎、町民会館、札内中学校校舎の耐震診断につきまして、昨年 12 月議会におきまして、補正予算の議決をいただき、一次診断を実施したとこ

ろであります。

診断によりますと、いずれの施設も耐震基準を満たしていないという結果でありまして、特に役場庁舎が極めて耐震性に問題があることが判明いたしましたところから、役場庁舎の三次診断を15年度中に実施し、その結果を踏まえて、本年度、耐震改修の実施設計を発注いたしたいと考えております。

また、札内中学校校舎の二次・三次診断をはじめ、新耐震基準以前に建築されました各学校、体育館等の耐震診断につきましては、年次計画をもって実施いたしたいというふうに考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、住民生活に必要な社会基盤として、水洗化の普及、拡大に努めてきたところであります。

本年度事業といたしましては、汚水幹線整備として、札内泉町の老朽管の更新と、緑町にて汚水枝線新設工事を行います。

雨水整備につきましては、あかしや町・泉町・共栄町の幹線整備を継続して行うほか、札内川雨水流末整備の最終年として、メン川吐口部整備と桜町の札内2線通雨水幹線新設工事に着手し、浸水地区の解消に取り組んでまいります。

また、北栄地区区画整理事業開始に伴う污水管・雨水管の新設工事を行い、道道幕別帯広芽室線及び道道幕別大樹線立体交差事業に伴う、污水及び雨水幹線の移設工事を行います。

また、個別排水処理事業につきましては、平成15年度をもちまして、当初予定しておりました8カ年の整備計画が終了いたしました。今後も合併浄化槽設置を予定している家庭が多いことから、本年度以降、さらに5年間の事業の延長を行うこととし、本年度は公共施設を含めまして30戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

次に水道事業について申し上げます。

懸案となっております幕別町上水道整備計画につきましては、帯広市より市保有十勝中部広域水道企業団責任水量のうち4,000tの譲り受けが決まりましたことから、企業団からの全量受水に向け、本年度より第三次拡張事業として国の補助を受け関連施設の整備を行ってまいります。

その他、本年度の工事につきましては、道道幕別帯広芽室線及び道道幕別大樹線の立体交差事業関連のほか、配水管布設や布設替工事を行い、未整備地区の整備と老朽管の更新を進め、安定供給と有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道につきましては、明倫地区の水不足解消のため、糠内と明倫の両簡水を統合し、幕別簡水として供用を開始するほか、2カ年にかけて実施しておりました新和浄水場ろ過施設の改修が終了し、良質な水の確保が可能となったところであります。

今後も引き続き、老朽管布設替整備等を計画的に進め、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

次に、基本目標の第2「地域の特性を生かした活力のあるまち」、産業振興についてであります。

はじめに、農業振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く状況は、BSEの発生や食品表示偽装問題などが発生する中で、食の安全・安心を求める消費者の信頼回復が急務であり、その分農業生産者の方々にとりましては、農産物の履歴を追跡できる仕組みづくり、いわゆるトレーサビリティシステムの導入が求められるなど、非常に厳しい環境に置かれているのが現状であります。

さらに、WTO農業交渉問題や農業廃棄物の対策など課題が山積する中、町といたしましては、平成12年度に策定いたしました「農業新時代・幕別町農業農村振興計画」の推進を基本に、各種課題に対応できる条件整備に意を用いてまいりたいと考えております。そのひとつの例といたしましては、本年度予算の中で国から補助を受けまして、トレーサビリティシステム導入促進事業としてJA幕別町にパソコン設備などを導入する予定でありまして、農協や生産者の負担軽減につながるものと考えているところであります。

また、畑作関係におきましては、土づくりの重要性に鑑み、堆肥購入などに対する助成事業として「ふるさと土づくり支援事業」、あるいは環境面への配慮という観点から「農業廃棄物再生処理対策事業」

について、本年度においても引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、土地改良事業について申し上げます。

農畜産物の高品質・高生産化をはじめ、流通の迅速化や農村環境の整備など、安定した農業経営を確立するためには、土地改良事業などによる土地基盤整備が極めて重要であると考えております。

長年の懸案事項でありました糠内地区巖橋架替事業につきましては、道営農道整備特別対策事業として採択となったところでありまして、橋長 151m、車道幅員 7.25m、歩道幅員 2.5m、取付道路 380m、総事業費 10 億 6,000 万円で、本年度実施設計を行いまして、平成 19 年完成を目標に 17 年度から工事着手をいたしてまいりたいと考えております。

この他、本年度計画をいたしたしております土地改良事業は、国営事業幕別地区ほか 2 地区、道営畑総事業相川地区ほか 3 地区、団体営 1 地区が予定されております。

このうち、道営事業の実施にあたりましては、「食料・環境基盤緊急確立対策事業」を取り込みまして、受益者の負担軽減に努めてまいります。

また、従来から町独自の施策として取り組んでまいりました、「農地排水改善対策事業」につきましても、各農協のご負担をいただきながら、本年も事業を継続してまいります。

次に、幕別町農業振興公社について申し上げます。

幕別町農業振興公社は、担い手の育成、農地の流動化対策、農業情報の提供を主な業務として、平成 14 年 6 月 20 日に設立いたしました。

担い手対策といたしましては、まくべつ農村アカデミーにおける研修事業や、農業後継者のパートナー対策などを実施してきたところであります。この結果、本年度 1 組が相川におきまして新規就農をしたところであります。

また、農地流動化につきましては、1 月末現在ではありますが、賃貸借で、延べ 74 件、361.4 ヘクタール、売買では延べ 21 件、100.8 ヘクタールの利用調整を行ったところであります。

今後とも、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、担い手の育成とともに、農地流動化の推進を図り、町の基幹産業であります農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、畜産の振興についてであります。

平成 11 年 11 月に制定されました、いわゆる家畜排せつ物法に係る堆肥舎整備の関係であります、いよいよ法律施行の時期、本年 11 月を迎えることとなりました。

本町における平成 15 年度末での整備状況につきましては、堆肥舎を整備する必要がある農家 127 戸に対しまして、103 戸が整備完了見込みで、整備率約 81%という状況にあります。

未だ整備のされていない畜産農家に対しましては、本年度において国の補助事業や町と農協での単独補助事業を活用して整備していただくよう指導しているところであります。

法律の施行を目前にしまして、すべての対象農家の方々が、法律の趣旨を理解していただき、堆肥舎を整備し、また、目的外使用などがないよう、農協など関係機関とも協力し指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、平成 13 年度から実施してまいりました「畜産基盤再編総合整備事業」につきましては、本年が最終年度となり、草地改良や排水整備、あるいは畜舎・堆肥舎の整備をするなかで、畜産農家の経営安定と家畜飼養環境の充実につながっているものと考えているところであります。

次に、育成牧場について申し上げます。

町営育成牧場につきましては、過去の議会におきまして、牧場の運営や役割についていただきましたご意見・ご提言をもとに、牧場運営委員会におきまして、今後の町営牧場のあり方について、あらゆる角度から検討をしていただいた結果、本年度以降につきましては、牧場本来の役割である預託事業を基本の一部採草事業を継続することが適当であるとの結論に達したところであります。

こうした結果を踏まえまして、本年度につきましては、従前の預託事業を十分精査いただいた中で、より充実した内容にすべく検討いたしているところであります。

今後におきましても、公共牧場の本来の役割を推進することで、畜産農家の労働力の負担軽減や経営

体質の強化など、町の畜産振興につながっていくものと考えているところであります。

次に、林業の振興について申し上げます。

森林行政につきましては、近年の森林及び林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成13年7月に森林・林業基本法が施行され、従来の生産材主体の森林施業から、森林の持つ多面的機能が重要視される方向へと基本的な考え方が大きく変化してきております。

しかしながら、一方で、森林所有者の高齢化や担い手の不足などにより、間伐などの森林施業が十分に行われていない状況が発生しておりますことから、国・道と歩調を合わせ「森林整備地域活動支援交付金」や「21世紀北の森推進事業」などの制度を活用し、造林・除間伐等の施業に対して、森林所有者の負担軽減のための支援措置を引き続き実施することにいたしております。

いずれにいたしましても、町有林・民有林の振興につきましては、森林の持つ重要な役割を認識し、森林組合とも十分連携の上、適正な育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

金融改革の実施やデフレ不況など、商工業を取り巻く環境が厳しさを増す中、商工会に対する期待とその役割がますます重要視されているところであります。

町といたしましては、地域の商工業の健全な発展を図るため、商工会に対しまして、引き続き経営改善普及事業費や運営費など所要の助成策を講じ、町内産業の活性化を推進してまいりますとともに、活力ある商店街を形成するため、情報の収集・提供など市街地に所在する空き地・空き家等の有効活用の促進について検討をしてまいりたいと考えております。

また、中小企業の発展・振興につきましては、金融の円滑化が最重要課題でありますことから、利用者に対する利子補給・保証料補給を継続し、中小企業の安定化のための支援をしてまいります。

次に、観光の振興についてであります。本町の観光形態は観光資源不足や地理的条件から、短期通過型観光を強いられておりますことから、自然、パークゴルフ、サケが遡上する猿別川など、本町ならではの観光資源・地域資源の潜在性を引き出し、新たなツーリズムを育て、地域経済に結びつく観光の発展・振興に取り組んでまいります。

また、広域的な連携・協力による観光客誘致活動やPR活動の展開はもとより、点在する観光資源を多角的に連動して、観光客の町内への誘導方策をはじめ、「夏フェスタ」、「産業まつり」など、地域密着型のイベントの充実や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、労働対策についてであります。依然として完全失業率の高止まり、有効求人倍率の低下など、雇用環境は深刻な状況が続いております。

このため、国・道の緊急地域雇用創出特別交付金事業や一村一雇用おこし支援事業等に積極的に取り組み、雇用失業状況を少しでも緩和できるよう対処するとともに、15年度から町の緊急雇用策といたしまして、新卒者で就職を希望しながら、未内定の方を臨時的任用職員として採用し、民間企業等への就職を促進しているところであります。

こうした現状を踏まえ、引き続き雇用の促進と労働福祉の向上を図るための施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、消費者対策について申し上げます。

近年増加する不当請求や電話情報提供サービスなど、消費生活をめぐるトラブルを未然に防止するため、また消費者と事業者との契約上のトラブルを解決するため、専任のアドバイザーを配置し、消費者行政の充実に努めてきているところであります。

しかしながら、消費生活をめぐるトラブルは後を絶たない状況にあります。町といたしましても、消費者個々の相談業務の強化を図り、さらには消費者協会や関係団体と密接に連携を取りながら、消費生活に関する情報提供、正しい知識の普及・啓発等に一層取り組んでまいります。

次に、企業誘致についてであります。長引く景気の低迷が企業誘致に大きな影響を及ぼしている中、昨年、リバーサイド幕別工業団地内に街路整備事業により新築移転企業を含め、2社の進出がみられたところであります。

経済の一体化が進み、経済・社会構造が大きく変わりゆく中で、企業にとりましては新たな設備投資に、より慎重を期しておりますことから、現在も数件の問い合わせがあるものの、企業立地は誠に厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、雇用の確保をはじめ、本町産業への波及が生ずるよう工業団地の早期完売に向け、土地開発公社と連携しながら取り組んでまいります。

基本目標の第3「やすらぎと生きがいのあるまち」、福祉、保健活動の推進についてであります。高齢者福祉事業について申し上げます。

本年2月1日現在における本町の人口は25,576人で、うち65歳以上の高齢者の方は5,151人となり、高齢者比率は20.14%を占めております。

昨年同期の人口は2万5,481人で、うち高齢者の方は4,981人でしたので、この1年間で総人口が95人増加した中、高齢者は170人増えたということになります。この傾向は今後も続くものと予想をいたしております。

こうした中、敬老会につきましては、会場が狭隘なこともありまして、昨年よりその開催方法等について、町の老人クラブ連合会をはじめ、関係団体と幾度となく協議をさせていただいたところであります。

この協議におきましては、出席された多くの皆さんから貴重なご意見を賜り、これらを参考に慎重に検討した結果、敬老会の参加対象年齢を段階的に「77歳以上の方」に引き上げることとし、本年度は「76歳以上の方」を対象に、従来どおり札内スポーツセンターにおいて開催することといたしました。

札内スポーツセンターでの敬老会としての収容人員は1,100人程度と見込んでおりますが、年齢の引き上げと例年の敬老会の出席率から勘案いたしますと、本年度は約1,000人程度の参加見込みがあるものと予想をいたしております。

なお、敬老会や敬老祝金制度などにつきましては、すでに多くの自治体においても見直しを行なってきたところでありますが、本町におきましても昨今の厳しい諸情勢を総合的に考え、平成17年度以降において見直しをすることといたしたく、作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に介護保険についてであります。平成12年度の開始以来、まもなく4年を終了しようとしております。

これまでの状況を振り返りますと、高齢者の増加と介護保険制度の浸透に伴い、要介護・要支援の認定者やサービス利用者、さらには介護給付費などが年々増加してきている状況にあります。

平成15年度の特徴といたしましては、施設サービスにおいては利用者が若干増加しているものの、介護報酬の単価が改正により減額となったこともありまして、給付費としては前年度に比べ、やや減少となりそうな状況にあります。しかしその一方で、居宅サービスが大幅に伸びており、特に痴呆対応型共同生活介護（いわゆるグループホーム）をはじめ、福祉用具の貸与や訪問介護、通所介護などの利用が増加という状況となっております。

このようなことから、平成15年度の介護給付費は、当初予算に対して98%前後の高い執行率になるものと見込んでいるところであります。

本年度も従来同様、本制度の利用によって、高齢者の方が地域で安心して暮らしていけるよう、制度の周知や相談業務を推進してまいりたいと考えております。

次に、介護保険を補完する事業について申し上げます。

本事業につきましては、平成12年度より「外出支援サービス事業」や「訪問給食サービス事業」など、各種事業を展開し、高齢者の方が住み慣れた地域で生活できるよう支援してきているところであります。

中でも、「外出支援サービス事業」につきましては、昨年7月に利用対象者を高齢者ばかりでなく、重度の身体障害者にも枠を広げるとともに、利用回数も月2回から月2.5回に増やすなど、その拡充に努めてきたところであります。

本事業の登録者は、本年2月1日現在、身体障害者19人を含め246の方がおり、平成15年度の年間利用延べ回数は1,700回くらいの見込みとなるものと予想していることから、平成14年度に比べま

すと、13%程度の伸びとなるものと考えております。

今後も、通院や社会参加のための手段として利用いただき、安心して楽しく在宅で生活できることに少しでも寄与できることを願っております。

さて、これら介護保険を補完する事業のほとんどは、従来から国や北海道の補助により、町が4分の1を負担することで実施してまいりましたが、本年度から「訪問給食サービス事業」につきましては「食の自立支援事業」と名称を変えるとともに、補助採択基準が厳しくなるなどの見直しが行なわれることとなりました。

具体的に申し上げますと、従来、「65歳以上の一人暮らしの高齢者」または「65歳以上の高齢者のみの世帯」を対象に、配食と利用者の安否確認を実施してきたわけですが、国の制度が「配食」から「食の自立支援」をめざすことと改正され、これまで給食サービスを利用されてきた方であっても、新しい制度のもとでは、「十分に自立できるので、サービスの対象にはならない」と判断され、給食サービスを利用できない方が出てくることが予想されることとなりました。この事態に対しまして、町といたしましては、高齢者に対する食の支援は非常に重要であるとの考えから、これら国の補助の対象とならない方であっても、これまで同様、サービスを継続していくことといたしました。

しかしながら、国の補助の対象とならない方にサービスを提供することは、町の財政負担が増加することにつながるわけであります。現下の厳しい状況を考え、1食あたりの給食費単価525円を据え置きながら、サービスを利用される全ての方々に現行の利用者負担額300円を100円引き上げて400円に、さらに遠距離の配達料についても、現行の町加算額200円に加え、新たに利用者も同額の負担を求めるとし、今定例会に所要の提案をさせていただいたところであります。

次に、保健予防事業についてであります。町民の健康を保持増進するため、従来より健康相談の充実やさまざまな検診事業を実施いたしているところであります。

ご承知のとおり、成人に対する集団検診としては、保健福祉センターや札内福祉センターを巡回して実施いたしております「巡回ドック」や「各種がん検診」などがありますが、平成15年度には、この「巡回ドック」に加え、新たな巡回方式での「スマイル・ドック」という検診も取り入れるなどして充実を図ってきたところであります。

本年度におきましては、三大生活習慣病の一つと言われる脳卒中などの脳血管疾患が、本町においても全死亡者の約6分の1を占めるなど、高い死亡率となっておりますことから、新たに脳ドック検診に対して、費用の一部助成について取り組むこととし、今定例会に所要の予算を計上させていただきました。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後も、町民の健康の確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童福祉について申し上げます。

全国的な傾向として、少子化は、今後、なお一層進行すると予想されており、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えております。このような社会経済の変化により、母子を取り巻く環境は大きく変化し、少子化は子ども同士のふれあう機会の減少をもたらし、子育てにも影響を与えております。

町としても、安心して子どもを生み育てることができるように、また、次代の社会を担う子どもが健やかに育つように環境整備を進めており、子育て支援センターにつきましては、新たな事業を取り入れながら内容の充実を図ってまいります。

また、昨年7月には、次世代育成支援対策推進法が公布されたことに伴い、本年度中に、市町村行動計画として、地域における子育ての支援、母子ならびに乳児及び幼児の健康確保及び増進、その他達成しようとする目標や、次世代育成支援対策の内容等を定めることとされましたことから、次世代育成支援対策推進協議会を設置し、これら実施に関する行動計画を策定してまいります。

4月から統合により新たにスタートすることになりました幕別中央保育所についてであります。現在80名の児童が入所する予定であります。これにより、統合の当初の目的としておりました集団保育や同年齢による保育が可能となります。そうしたことから、さらなる保育内容の充実を図ってまいりま

す。

次に、環境衛生について申し上げます。

これまで、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化、資源化率向上に取り組んでいるところであります。昨年4月から容器包装リサイクル法の完全施行により、不燃ごみとして処理していましたプラスチック類も資源ごみとして分別収集に加えたところであります。それに伴い、可燃ごみ及び不燃ごみは減少してきておりますが、資源ごみを含めたごみ全体の処理量としては増加しているのが現状であります。

こうしたことから、ごみの減量化の取り組みの一つの方策として、家庭系ごみの有料化について調査、研究をしてきたところであり、昨年12月には、諮問機関である幕別町廃棄物減量等推進審議会より、家庭系ごみの有料化については妥当との答申をいただいたところであります。また、今年1月から2月にかけて、家庭系ごみ有料化等懇談会を札内地区を始め、幕別地区、糠内地区で6回開催をさせていただき、広く町民の皆様方から意見を聞かさせていただいたところであります。

これらの懇談会では、有料化をすることにより「減量化が進む」、「分別をしている人としていない人の費用負担の公平性が図られる」、「減量化をするという意識が働く」としたもののや、有料化には反対で、減量化が先といった意見等をいただいたところであります。

これら町民の皆様方や各公区長、あるいは各有識者の方々の意見等を聞かせていただき、総合的に判断した結果、家庭系ごみについて有料化することが適当と判断をさせていただいたところでありまして、有料化に係ります条例案を本定例会に提案させていただいているところであります。

また、今後におきましても、電動生ごみ処理機やコンポスト購入等の助成を継続しながら、減量化に向けての啓蒙活動も強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、省エネルギー対策について申し上げます。

地球温暖化による自然環境や都市環境の悪化が報じられ、地球温暖化防止のための京都議定書の発効と、その実施対策に対応するものとして、平成15年度に新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDO（ネド）と言われておりますけれども、ここの全額補助により、「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定し、地域ぐるみの省エネ社会の実現に向けた指針を策定したところでありますが、本年度は、省エネ意識の啓発活動を実施いたしますとともに、その取り組みをもう一步進め、地域省エネルギービジョンに基づき実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要な施設について、事業化に向けた調査を引き続き、NEDOからの全額補助により実施いたしてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、主に公共施設の空調システムや照明器具などを省エネタイプに切り替えた場合の初期投資費用やランニングコスト、CO₂削減量などを調査するとともに、事業化に向けた検討をするものであります。

次に、交通安全対策の推進についてであります。

痛ましい交通事故は、関係者の努力にもかかわらず、一向に減少する傾向をみせず、運転者の資質やマナーの向上が求められております。

交通事故撲滅を目指して、町民一人ひとりの交通安全意識を高めることが肝要でありますので、交通安全教育や広報活動を実施するとともに、地域ぐるみで交通マナーを高める運動を進めてまいります。特に高齢者や若年者に対して安全教室を開催する等、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、4月からは、幕別町交通安全協会、幕別町交通安全推進委員会、幕別町防犯協会が発展的に解散をし、幕別町生活安全推進協議会として新たに発足することとなっておりますが、今まで同様に関係機関と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第4は「心豊かな人と文化を育むまち」、教育、文化、スポーツの振興についてであります。

急激な社会環境の変化は、教育の分野においても大きな影響を与えており、特に近年は青少年による心痛む事件が連日のように報道され、大きな社会問題となっております。

こうした中で、子どもたち一人ひとりが、伸びやかに育ち、豊かな人間性を身につけていくためには、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たした上で、互いの理解、協力を深めて連携を図っていくことが大切であると考えております。

また、町民一人ひとりが自己実現と心豊かな生活を送るために、さまざまな分野において学び続けることができる生涯学習社会の構築が求められているものと考えます。

教育委員会との緊密な連携のもと、本町の教育機能の充実と活性化を推進してまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5は「人と人がふれあうまち」、コミュニティ、交流活動についてであります。

まちづくりには、住民の相互理解とあたたかい連帯感を基礎に、活発な地域活動が展開されることが不可欠であります。

特に、居住圏を同じくする住民が、共通の認識をもって、住みよい地域づくりに向けて自主的に活動することは、まちづくりの原点ともいえるものであり、この活動の広がりが、安心、安全なまちづくりにつながるものと考えております。

生活に身近な問題を共同して担っていく必要性を、地域住民に一層認識していただけるよう、引き続き、情報の提供や拠点施設の整備に努めてまいります。

本年度は、明野近隣センターの建て替えを実施いたします。

次に交流活動についてありますが、本町は若山牧水との縁で宮崎県東郷町との友好町の盟約を昭和49年に結びました。また、パークゴルフ発祥の地として道外四つの町とネットワークを構成し、交流活動を推進いたしております。

今後とも、幅広い交流が展開できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、基本目標の最後であります「町民とともに歩むまち」、行政運営についてであります。

冒頭でも申し上げましたが、私は平成11年に町長に就任にて以来、町民の皆さんと行政の「協働」の理念のもと、まちづくりに取り組んでまいりました。

地域の課題が多様化している中で、そこに暮らす人々がその課題を解決し、心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会を築いていくのは、地域の住民や公区、企業、さまざまな団体、そして行政による総合力であると考えております。

今後とも、こうした主体同士が、それぞれの課題に応じて、どのような役割分担のもとで、連携、協力していくことが望ましいのかという視点に立って、「住民と行政との協働による地域社会づくり」を一層進めてまいりたいと考えております。先般、公区長の代表者の方々にお集まりをいただきました。「協働のまちづくり検討委員会」を立ち上げたところであります。今後、住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりについて、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革につきましては、幕別町行政改革大綱に基づき、平成12年度から平成16年度までの5カ年を期間として、62項目にわたり推進計画を定めているところであります。

現在、各項目につきましては、計画を進めているところでありますが、本年度は最終年度となりますこと、また、厳しい財政状況にありますことなどから、計画の達成に向け、努力いたしてまいりたいと考えております。

以上、第1回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私は、今一度、初心に立ち返り、自分に課せられました責任と使命の重さを充分にかみしめ、自ら先頭に立って、職員と一丸になり、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりに向けて、最大の努力を重ねる決意であります。

議員の皆さん、ならびに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（本保証喜） この際、11時20分まで休憩をいたします。

(11:04 休憩)

(11:19 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出があります。

これを許します。

辺見教育委員長。

○教育委員長（辺見政孝） 平成16年第1回幕別町議会定例会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

今、社会は、国際化や情報化、科学技術が急速に進み、激しい変化を遂げており、また、高齢化、少子化、経済構造の変化など先行き不透明な激しい時代を迎えています。

こうした中、幕別町が活力ある町として発展していくためには、こうした社会の変化に柔軟に対応できる、創造性豊かで“生きる力”を身につけ、新しい時代を切り拓く人材の育成が求められています。

このために、子どもたちが基礎基本を確実に身につけることはもとより、自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を養っていくことが大切です。

とりわけ昨今の子どもたちを取り巻く憂慮すべき社会情勢を考えると、大人社会全体のモラルの向上と同時に、子どもたちに生命を大切にすることや感動する心、正義感などを育むことが緊要の課題となっています。

また、町民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学ぶことができ、心の豊かさや生きがいを持って生活することのできる生涯学習社会の構築を推進するとともに、学校、家庭、地域社会の連携をより一層推進し、地域の子どもは地域で育てる意識の醸成が必要です。

そのためにも、21世紀を生きる子どもたちのために、引き続き「教育の風は幕別から」を合言葉に、町民の期待に応える幕別としての教育改革に取り組んでまいります。

以下、主要施策の推進、充実について申し上げます。

第1は「生涯学習の推進」であります。

新たに策定した「第3次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、町民一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、情報の提供や指導者の養成等、生涯学習の普及・啓発に努め、さらに学校教育と社会教育が一体となって、子どもたちの教育に取り組む「学社融合」を進めてまいります。

また、ライフスタイルの変化などに伴い、食と農の距離の拡大、家庭における食の教育力の低下など、食生活を巡る諸課題も顕在化しています。

こうした中、一人ひとりが健康で安心できる食生活を実践できるよう、「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけることにより、「食」の安全や食習慣、食品の選び方や組み合わせ方、食文化などの知識を深めるための「食育」を推進することが必要であります。

今年は国連が決議した「国際コメ年」の年でもあります。

国際コメ年、これを契機に、幼児期から食を賢く選び、自分の健康は自分で守る、楽しい食のすすめや、命の大切さ、食農教育など、食育を生涯学習の一環として位置づけ、庁舎内はもとより関係機関、団体との連携のもと、研究・実践する年といたします。

第2は「幼稚園教育の充実」です。

幼児期は特に、心身ともに大きく成長するときであり、かつ、その後の成長段階の基礎が培われる大切な時期でもあります。

このため、家庭と幼稚園が十分な連携をとりながら幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、異年齢児との組み合わせによる混合縦割り保育や預かり保育、園庭、園舎の開放や子育て相談、未就園児の親子登園事業のほか、満3歳児入園や障害児の受け入れを積極的に行うとともに、就学前教育として、子どもの「生きる力」を育むための体験活動や、世代間交流、小学校との連携・交流を推進してまいります。

また、昨年度試行的に行っていた幼稚園協議員制度を本格導入し、保護者、地域に信頼される幼稚園づくりを目指します。

なお、本年度の入園児は2月1日現在、町立わかば幼稚園で前年度当初比12人増の67人、私立の幕別幼稚園は前年度当初比7人減の243人です。

第3は「学校教育の充実」であります。

学校教育には、常々、時代を超えて変らぬ教育課題・不易と、時代に対応した新しい教育課題・流行が課せられており、変らぬ教育課題だけに固執しては、これからの時代に対応することはできないと考えています。

さりとて、新しい教育課題にばかり目を奪われては、学校教育本来の役割を果たすことができないと思っています。

完全学校週五日制のもと、新学習指導要領の完全実施段階という教育の一大転換期に入った今こそ、変らぬ教育課題と新しい教育課題との相互関連をとらえ、両者の融合を図りながら、学校教育の再構築に取り組んでいかなければならないと感じています。

このためにも、知・徳・体、調和のとれた人間形成を目指し、その基礎となる学力をつけることは、学校の不易の課題であります。

学力の向上は、新学習指導要領が目指す「生きる力」を目標とし、学校教育や社会教育の各教育機能を結合させ、基礎・基本の習得・習熟・定着を図り、きめ細かな指導を行う体制の整備を図るとともに、読書運動を推進してまいります。

また、週休日や長期休業日の生活のありかたや予習・復習等家庭学習を行うことを積極的に推進し、学習習慣の定着を図ってまいります。

このためにも、学校・家庭・地域の連携をこれまで以上に力を入れて取り組むとともに、開かれた学校構築のため、各学校に「学校協議員制度」の導入や、「開かれた学校づくり推進モデル事業」の継続、子どもの意見の尊重と参加を促す「ジュニア教育委員会」を実施いたします。

学級編成は、小学校の児童見込数は1,575人、前年度比で53人減、学級数は特殊学級を含め4学級増の79学級です。

また、中学校の生徒見込数は852人、前年度比25人増、学級数では1学級減の34学級となります。

次に、健康と安全につきましては、健康について自己管理のできる児童生徒の育成を中心に位置づけるとともに、学校・家庭・地域の連携を大切にして健康教育の充実発展を目指してまいります。

また、さまざまな災害や事故等についての認識を深めるとともに、危機管理についてのシミュレーションや疑似体験を大切にしながら、日常生活安全、交通安全、薬物乱用防止教育等の体制充実を図ってまいります。

このため、「いつでも、どこでも、子どもに声かけする地域づくり」を目指し、通学路での地域パトロールや子どもへの声かけなど、地域が目では犯罪を未然に防ぐ運動を展開するため、関係機関、団体等への協力要請、連携に努めていきます。

一方、学校現場に向けては、危機管理共通マニュアルを指針として、教職員の危機管理意識の高揚を図るため、全教職員を対象に専門家を講師として、より具体的な防犯・救急等に関する講習会、「防犯・救急体験教室」を年に1回開催し、安全教育の必要性、訓練の大切さを自らが体験するとともに、児童・生徒に対しては、不審者の侵入を想定した「防犯避難訓練」を実施するよう、引き続き指導してまいります。

なお、社会問題となっている問題行動に対しては、未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、幼・小・中・高の連携を深め、協力体制の確立を図り、学校における真摯な指導体制の充実と教職員の共通理解、指導技術の向上を目的に、各種研修会に参加し、スクールカウンセラー、教育研究所をはじめとする教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、特色ある教育の推進につきましては、町内各学校において、平成12年度より「特色ある教育活動支援事業」を実施し、“ゆとり”の中で特色ある教育を展開し、一人ひとりの子どもたちに“生き

る力”を育む教育活動を展開し、大きな効果を得てまいりましたが、平成16年度から新学習指導要領の一部が見直しされることもあり、これまでの支援事業をさらに発展させた授業展開を図るため、新たに「生きる力を育む創意あふれる教育活動支援事業」とし、各学校が教育課程全体を通し、より一層創意工夫を生かした主体的な教育活動ができるよう、事業の見直しを行ったところであります。

また、少人数指導の良さを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験活動を通して「生きる力」や「豊かな人間性」を培うため、途別小学校を「小規模特別転入学認定校」として指定し、募集したところ、1年生一人、5年生一人の入学希望者があり、それぞれ転入学を認めたとところであります。

学びの充実に向けては、子どもたち一人ひとりの学習状況を的確にとらえ、個に応じたきめ細かな指導を行っていく必要があることから、学校の実態に即した国・道の少人数加配制度を積極的に活用いたします。

本年度は、小学校4人、中学校4人の加配に加え、道が新たに実施する小学1年生を対象とした1学級当たりの児童数の基準を、現行の最大40人から35人に減らす「少人数学級」の該当校に白人小学校が認められる見込みであります。

これにより、本来72人、2学級となるところが3学級となり、1学級当たりの人数は24人となり、よりきめ細かな教育を行い、基礎学習や生活習慣の定着が期待されます。

なお、幕別町の単独加配事業としては、小学校1年生を対象に30人を超える学級、ADHD等、いわゆる軽度発達障害児童のいる学級には、引き続き「ゆとりいきいきパートナー事業」を行い、教育活動指導助手を幕別小学校、札内北小学校に各一人配置いたします。

また、新たに中学校1年生35人を超える学級に対し、「個に応じた英語教育支援事業」を導入し、40人学級の解消と少人数指導により、中学校の重点科目の一つである「英語教科」の基礎的分野の習得、基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

本年度は1学級40人、3クラスとなる札内東中学校に1名の教科指導助手を町独自の事業として配置いたします。

次に、社会の変化や課題に対応した教育の推進についてであります。

国際化、情報化、環境問題への関心の高まりといった社会の変化や、高齢化、少子化等の社会的課題に対応できる力を子どもたちの身につけさせることが重要です。

このため国際理解教育では、郷土の文化・伝統の継承と、郷土を愛する心を基調にし、異文化の理解と国際協調精神の涵養など、学習の幅を広げるため、本年度も中・高校生海外研修派遣及び受け入れを行うとともに、国際協力員、いわゆるCIRの活用促進を図り、小学校、幼稚園等にも派遣し、英語に親しむ教育を進めてまいります。

情報教育では、情報処理能力の育成を推進し、全小中学校においてインターネットのアクセス等により、総合的な学習や各教科の授業の中で、情報を活用・発信できる力の育成と整備にあわせ、逐次ハード、ソフトの更新を図り、そのための指導者研修の充実と地域に開いた有効活用を図ってまいります。

また、環境教育については世界的な課題でもあり、自然保護、環境教育の一層の推進を図っていかねばなりません。

身近な環境問題が究極的には地球環境問題につながっていることを理解し、地球環境問題に配慮した問題解決の意欲、態度、行動を育てることが求められています。

このため、各小中学校が地域の人材を活用しつつ、創意ある体験的な教育活動ができるようにするとともに、児童生徒の発達に応じた実践的な指導を進めてまいります。

次に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の指導については、一人ひとりの障害の種類、程度に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、保護者の参画、親の会、関係者、関係機関との連携による適切な教育的支援を効果的に実施してまいります。

また、教育の充実を図るために欠かせないのが教職員の研修であると考えます。

教職員の資質を高め、専門性を磨き、使命感の確立を目指し、年間を通じて体系的に研修を進め、授

業改善、指導力の向上を図るとともに、豊かな学習を実現するため、地域の教育素材や豊富な経験と知識をもつ社会人との活用を図り、一層開かれた学校の実現を目指します。

次に、学校給食についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食品の生産・流通に関すること、食文化への理解、衛生管理に関する知識を身に付けさせるなど、多様なねらいを持って実施しており、生きた教材として「食」に関する指導の中核をなすものと言えます。

また、学校教育活動の「総合的な学習の時間」における「食」を題材とした学習活動の深まりも見え、今日、学校給食は多目的な要素をもって実施されています。

近年、生活習慣病の若年化が叫ばれ、その一因として食生活の乱れ等が指摘されていますが、現在の児童生徒を取り巻く食生活の状況を考慮し、学校と給食センター、家庭、地域の連携のもとに、地元食材を利用しての献立作成に創意工夫等を図りながら、食を通じて健康な生活を送ることのできる能力の育成に努めるとともに、調理にあたっては衛生管理に細心の注意を払い、安全でおいしいバランスのとれた給食の提供に意を用いてまいります。

次に、教育環境の整備につきましては、校舎内外の施設整備の充実に努め、児童・生徒が安全で快適な学校生活ができるよう推進してまいります。

主なものとしては、幕別小学校、札内中学校の体育館屋根塗装のほか、札内中学校に可動式机と椅子100組を導入いたします。

次に、高校教育につきましては、創造的で活力に満ちた特色ある教育活動を、中学校教育との密接な連携のもとに、中高6年間を見通した展開を図れるよう協力関係を築いてまいります。

また、高校の適正配置については、少子化によって生徒数が激減し、間口減も考えられることから、これまで同様、高校進学希望者数に見合った定員を確保するといった観点に立ち、通学区域改善後の生徒の進路動向なども含め、地元高校への志向が高まるよう、それぞれの特色を十分に生かした魅力ある学校づくりができるよう支援するとともに、関係機関、団体等との連携、協力を図ってまいります。

第4は「社会教育の充実」であります。

社会教育に関しては、心の豊かさを求める住民意識の中で、余暇活動をより豊かにしたり、ボランティア活動等に参加するために、必要な知識や技術を身につけるなど、学習への期待が高まると考えています。

また、少子高齢化や産業構造が変化し、生涯学習の重要性が高まる中で、社会教育の役割が重要になっていることから、地域における教育や継続教育を支援するために、学習機会等の充実を一層図ることが必要です。

核家族や少子化、地域的なつながりの希薄などを背景に、育児についての不安や悩みの広がり、子どもへの接し方、教育の方法がわからない親の増加など、家庭の教育力の低下が指摘されており、児童虐待の深刻化、思春期の子どもへの親のあり方が問題とされています。

こうした状況を踏まえ、今年におきましても、親子を対象とした講座の開設や、家庭教育セミナー、ふれあい子育て読書推進運動の継続によるほか、人材や施設といった地域資源を活用した子どもの活動支援や幅広い世代間の交流事業など、地域と学校が連携した奉仕活動、体験活動等、地域に即した子どもの多様な活動を推進してまいります。

併せて、全町民がいつでも、どこでも自分に合った手段や方法で学び、生涯にわたり生きがいのある充実した生活を送るよう設立した「生涯学習リーダーバンク」に豊富な経験や技能を持った方々、130人余りが登録されておりますが、この方々を地域の学習支援として学校、公民館活動等に派遣する出前講座を継続して行います。

次に、青少年健全育成の推進につきましては、学校週五日制に伴い学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる環境を充実させるために、情報発信や指導者の育成など、地域の教育力の活性化と子どもたちの体験活動や奉仕活動の充実を図る体制を強化してまいります。

また、図書館につきましては、すべてのものをすべての人にとり公共図書館の理念に基づいて、市民の多様な要望に応えるべく新鮮で話題性に富んだ蔵書づくりを行い、地域文化の発展に努めてまいります。

策定した「幕別町子ども読書推進計画」に基づき、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための図書館づくりを行うとともに、市民の誰もが「1日1ページ運動」に取り組める環境づくりに努めてまいります。

このため公共施設に返却・貸し出し自由の図書コーナーの設置や読み聞かせの会、あっちこっち紙芝居や学校における朝の10分間読書など既存の事業に加え、管内市町村図書館におけるネットワーク事業として、広域貸し出しを新たに開始いたします。

第5は「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯を通じて明るく豊かな生活を送ることは、全市民の願いであり、また、活力のあるまちづくりの根幹でもあります。

従来から気軽に参加できるパークゴルフをはじめとする軽スポーツの振興を図ってまいりましたが、生涯スポーツの時代と言われる今日、すべての市民が、健康で生き生きとした豊かな生活を営めるよう、さらに推進してまいります。

特に、学校週五日制の実施に伴い、各スポーツを通じ、年齢各層の交流が生じることにより、ルールやマナーを通して、社会性を身につけるなどの健全育成を目指し、たくましく生きる力を育むよう努めてまいります。

また、その推進にあたっては体育指導員をはじめ、関係団体である体育連盟、各種競技団体、スポーツ、レクリエーション愛好団体と連携、協力を図り、スポーツ等の振興推進に努めてまいります。

第6は「芸術・文化の振興、文化財等の保護、活用」についてであります。

優れた芸術・文化の鑑賞や創作活動は、人生の生活に潤いをもたらすばかりでなく、精神的な豊かさは、人づくり、まちづくりに大きな役割を果たすものと考えます。

従前同様、町内の文化活動の中心的組織である芸術劇場や文化協会をはじめ、各種サークル活動や関係団体と密接に連携を図りながら、それぞれの組織や活動内容の充実、強化に努めてまいります。

また、芸術・文化の振興には個々の発表、鑑賞の場が大きな役割を果たしますが、町内外の関連施設と補完しながら事業を実施するなど、百年記念ホールをはじめ、町内各施設の機能が有効に活用されるように努めてまいります。

次に、文化財の保護と活用につきましては、町内にある多くの文化遺産の保護と有効活用は、まちの歴史を認識し、郷土を愛する心を育む上で大切なことと考えます。

ふるさと館では、学習、研究の場としての役割を果たすべく、開館以来さまざまな事業を開催し、町内外の多くの方々が学習活動に活用しております。

従前同様、貴重な資料の収集と整備、活用に取り組むとともに、文化財審議会をはじめ、ふるさと館事業委員や関係機関、団体等と連携を密にしながら、文化遺産のより効果的な活用と研究成果の蓄積に努めてまいります。

また、埋蔵文化財資料やアイヌ文化の教育的活用と保存、保護意識の醸成、並びに安全管理に努めてまいります。

近年は、学校週五日制や総合的な学習の時間の係りで、まちの歴史や文化財ばかりでなく、町内の自然に対する関心も高まってきていることから、引き続き、それに対応する事業にも取り組みを進めてまいります。

以上、平成16年度教育行政方針の概要について申し述べました。

厳しい経済、社会情勢の中で、教育行政に求められている課題、内容は多種、多様になっています。

これらの課題解決のためには、教育に携わる一人ひとりが認識を新たにして、英知を出し合い、全力を傾注しなければなりません。

教育委員会では、その使命と責任を自覚するとともに、家庭、学校、地域、関係団体、教育関係者と

一層の連携を深め、教育・文化・スポーツの振興に努力してまいります。

細部につきましては、予算案の審議等を通じてご説明いたしますが、町議会をはじめ、関係諸団体、町民各位の特段のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、教育行政の執行方針を結びます。

○議長（本保証喜） これで行政執行方針は、終わりました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、日程第5、承認第2号の2議件につきましては、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、承認第1号、日程第5、承認第2号の2議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 承認第1号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成15年度幕別町一般会計補正予算でございます。

専決処分の日付につきましては、平成16年1月13日でございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度幕別町一般会計補正予算、第10号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億2,151万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出をご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、4,500万円の追加でございます。

はじめに、この冬の降雪と除雪車の出動状況について、ご説明をさせていただきます。

除雪車の出動回数につきましては、現在までに既に10回で、去年の倍の出動となっております。総降雪量につきましても、市街地で260センチ、郡部では350センチに達してございまして、昨年と比較しますと、既に1m以上多く、記録の残っております平成6年以降でも、一番の降雪状況となっております。このような状況の中、いずれの科目につきましても、1月13日の降雪、50センチの時点で、当初予算に不足をきたしたことから、この後、3回の除雪出動とロータリー車による団地内車道拡幅のほか、排雪経費等を見込みまして、それぞれ補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、前のページ、歳入でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、4,500万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。承認のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成15年度幕別町一般会計補正予算でございます。

専決処分の日付につきましては、平成16年1月26日でございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

平成15年度幕別町一般会計補正予算、第11号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億6,151万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、9ページ、10ページでございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

最初に、歳出でございますが、12ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、4,000万円の追加補正でございます。使用料及び賃借料として、除雪機械の借上料でございます。この冬の降雪、除雪車の出動状況につきましては、先ほど説明をさせていただきましたけれども、1月の13日と2月の22日の降雪のあとには、郡部路線の一部におきまして、通行止めをするほどの吹雪に見舞われたほか、降雪回数も多く、除雪車の出動回数が増えたこと、さらには、雪捨て場に排雪される雪の量が非常に多くなったことから、雪捨て場確保のための作業にも多くの費用を要したというような状況になってございます。

そこで、1月13日付けで先ほど専決処分をさせていただきました予算につきましても、このような状況の中、不足を生じたことから、1月26日時点で、この後の降雪、今後3回の除雪経費を見込みまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入でございますが、前のページをお開きいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人、4,000万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

この際、13時まで休憩をいたします。

（11：57 休憩）

（12：59 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第6、議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算から、日程第14、議案第9号、平成16年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項に規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第15、議案第10号から、日程第21、議案第16号までの7議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第10号から、日程第21、議案第16号までの7議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第15、議案第10号、平成15年度幕別町一般会計補正予算、第12号を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第10号、平成15年度幕別町一般会計補正予算、第12号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,924万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,227万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

繰越明許費の関係につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費につきましては、6款農林業費の3事業を繰越するものでありまして、最初の相川道管畑総事業負担金542万円につきましては、畑かんの支線工事の一部がルート変更になったことから、事業が年度内に完了せず繰越をするものであります。

2番目の南幕別道管畑総事業負担金342万円につきましては、関係機関との協議に時間を要したことから、農道工事の一部が年度内に完了しないということから繰り越しをするものでありまして、3番目の西幕別道管畑総事業負担金219万円につきましては、暗渠工事の一部が計画変更になったことにより年度内に事業が完了しなくなったことから繰り越しをするものであります。

次に、第3表債務負担行為補正につきましては、4件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

最初の、十勝中部広域水道企業団責任水量拡大負担金についてであります。本債務負担行為につきましては、猿別浄水場の老朽化に伴いまして、水道水の安定供給を図るため、上水道事業の水源を十勝中部広域水道企業団に一本化すべく、企業団に対する幕別町の責任水量を拡大するための負担金であります。

拡大にあたりましては、平成16年4月1日を譲渡日とし、帯広市より市保有責任水量の中から4,000トンの譲渡を受ける予定でありますことから、帯広市が平成15年度までに負担しておりました4,000トンの責任水量に係る出資金等の費用について現金で精算するもので、この支払方法を10年間の分割均等払いで行うものであります。

なお、譲受金額は、1億9,325万4,000円で、算出に当たりましては、平成13年に帯広市から芽室町への責任水量譲渡が行われた際に、企業団構成団体に確認されております責任水量の譲渡基準に基づき算出をさせていただいた額であります。

2件目の農業経営基盤強化資金に係る利子補給でありますけれども、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的、安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金について、基準金利と実質金利との差の2分の1を国、4分の1ずつを道と町で利子補給するものであります。今回につきましては、13件の借り入れにかかわる利子補給として、限度額1,043万9,000円を設定させていただくものであります。

3件目につきましては、今年度、北海道農業開発公社から導入した貸付肉用牛24頭について、8戸の農家に貸付をいたしました。貸付期間は5年間であり、期間満了時に譲渡代金の支払を伴うことから、当該代金856万6,000円について、平成20年度まで債務負担行為の設定をさせていただくものであります。

4件目の百年記念ホール舞台機器等操作委託料につきましては、他の施設管理委託料と同様に、5年間の長期契約をもって入札をする金額4,882万5,000円の債務負担行為を設定させていただくものであります。

次に、第4表の地方債の補正であります。

最初の変更でございますが、近隣センター外構整備事業ほか25件の事業費の確定に伴います起債の変更でございます。総体では4,210万円の減額となるものでございます。

次のページになりますが、地方債の廃止でございます。

教員住宅水洗化事業につきましては、財源の調整ができましたことから、一般財源で対応すべく起債の発行を廃止するものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

今回の予算につきましては年度末の予算でございます。整理予算的執行残のマイナス減額予算が大半となりますことから、あらかじめご了承をいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、275万1,000円の減額補正でございます。議会議員の期末手当、費用弁償等の執行残でございます。

次のページになりますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、374万7,000円の減額補正でございます。共済費から使用料及び賃借料まで、執行残に伴います減額補正でございます。

5目一般財産管理費、2,674万6,000円の追加補正でございます。札内の消防署の用地買収にかかわるものでございまして、札内南大通の道路整備に伴いまして、札内消防署の一部用地が買収になる。さらには、そこに施設しています訓練棟などの移設も必要になってまいりますことから、用地分を現在の札内消防署があります東側、元石油荷役、あるいは岩谷産業さんが営業をしていた東側に用地を広げようとするものでございます。そのことによりまして、南側、今、訓練棟がございまして用地分については、一部道路用地として道に売却するものでございます。

全体で買収する面積につきましては、1,595.52平米、単価につきましては残地補償等との関係もございまして、坪単価4万2,600円から、高いところで6万2,000円という単価設定になってございます。

6目近隣センター管理費、177万5,000円の減額補正でございます。委託料ほか執行残でございます。

9目町有林管理費、584万4,000円の減額補正でございます。町有林の整備工事として、大きく減額をさせていただいておりますけれども、当初予定をしておりました工区につきまして、天然林として手を加えない方がよいという判断もございまして、それらの部分の工事執行残に伴うものでございます。

次のページになりますが、10目町有林造成費、527万7,000円の減額補正でございます。当初予定の金額のすべての部分を減額するような予定になってございますが、当初、保安林改良を行った後に、地ごしらえ16.46ヘクタールを予定しておりました。保安林改良につきましては、道の事業として町有林やっておりますことになってございましたが、道事業が遅れたことによりまして、保安林の改良工事が進まないということから、今年度の事業については次年度以降に持ち越しということで、減額補正をさせていただくものでございます。

15目交通防災費、376万5,000円の減額補正でございます。指導員の報酬等執行残でございます。

17目基金管理費、548万円の追加補正でございますが、河川緑化整備事業基金積立金ほか、寄付金をそれぞれの目的ごとに基金に積み立てるものでございます。

18目電算管理費、113万円の減額補正でございます。借上料ほかの執行残でございます。

2項町税費、2目付加徴収費、52万2,000円の減額補正でございます。委託料ほか執行残でございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、82万円の減額でございます。委託料ほか執行残でございます。

4項選挙費、3目町長町議選挙費、75万1,000円の減額補正でございます。需用費ほか執行残でございます。

4目衆議院議員選挙費、51万8,000円の減額補正でございます。報酬ほか執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、841万8,000円の減額補正でございます。報酬以下、執行残でございまして、償還金利子及び割引料でございますが、平成14年度身体障害者のホームヘルプ、短期入所等にかかわる国庫支出金の精算還付を追加させていただくものでございます。

次のページになりますが、5目老人福祉費、1,216万6,000円の減額補正でございます。報償費以下、執行残でございまして、老人クラブ連合会の補助金の減額補正につきましては、当初予定していた人数まで会員数がならなかったということから、減額をさせていただくものでございます。老人保護措置費については、措置数の減に伴う減額補正でございます。

8目保健福祉センター管理費、102万8,000円の減額補正でございます。電気料ほか執行残でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、342万8,000円の追加でございます。児童手当対象者の増に伴うもの、あるいは見舞金等の対象者の増に伴うものでございます。細節8番の障害児の居宅支援外扶助につきましては、帯広療育センターに、町内から月ごとに、人数の増減はございますが、約6名措置をいただいている、そのことに対する支援の扶助でございます。

次のページになりますが、償還金利子及び割引料については、身体障害児の援護者国庫負担金の精算にかかります追加補正でございます。

3目常設保育所費、462万1,000円の追加でございます。委託料の広域保育業務委託につきましては、当初1名を見込んでございましたけれども、池田保育所、利別保育所、2名、当初より1名増えたことによりまして追加補正でございます。工事請負費、中央保育所の補修工事につきましては、12月の補正予算で500万円ほど補正をさせていただきました。屋根、外壁等外側の工事を現在進めているところでございまして、3月後半に向けまして、内部的な内装等の工事が一部必要でございますので、それらを合わせて最終的に、4月からの統合に備えたいというふうを考えてございます。

4目へき地保育所費、313万8,000円の減額です。共済費、賃金、これは期末手当等の見直しによる減額も含まれているものでございます。

5目肢体不自由児通園訓練施設費、107万9,000円の減額補正でございます。社会保険料ほか執行残でございます。

次のページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健特別対策費、100万円の減額でございます。委託料の執行残でございます。

5目環境衛生費、609万1,000円の減額補正でございます。旅費以下、執行残でございますが、次のページになりまして、備品購入につきましては、ストーブ、パネルヒーター、暖房器具類の購入に係る追加補正でございます。

6目水道費、124万1,000円の減額補正でございます。簡易水道特別会計への繰出金でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、326万2,000円の追加でございます。賃金以下、執行残でございますが、次のページになりまして、19節負担金補助及び交付金でございますが、十勝環境複合事務組合の負担金の増につきましては、資源ごみの処理量の増に伴います負担金額の増でございます。資源回収実践地区協力交付金につきましては、公区で集めていただいております処理量の増に伴います追加補正でございます。

5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、269万4,000円の減額補正でございます。賃金で、15年度から新規卒業者の採用を考え、6カ月3名ずつを見込んでございました。当初4月から9月末までの6カ月間については、3名の方の雇用がございまして、一人は6カ月間勤めていただきました。もう一人につきましては、3カ月勤めた後に民間への就職が決まりまして、3カ月で退職をされた。もう一人の方につきましては、3日來られて退職をされております。それから後期につきましては、募集いたしました方が、一人の方しか応募がなく、このような状況から大きく減額をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、120万円の減額補正でございます。費用弁償ほかの執行残でございます。

2目農業振興費、1,541万8,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金、大きなものとしては、23節農業生産総合対策事業補助金でございますが、札内農協の長いも洗浄選別機の事業の執行残に伴います減額補正でございます。細節26の農作物の種子確保事業補助金につきましては、JA幕別、JA札内で事業主体になるものでございますが、15年の豆類の不作に伴います種子確保のための補助事業として、今年度追加させていただくものでございます。

次に、4目の農業施設管理費、105万7,000円の減額補正でございます。電気料ほか執行残でございます。

5目畜産業費、39万5,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金の減額でございますが、細節18番、酪農ヘルパー利用組合補助金につきましては、JA幕別の2戸の農家がこの組合より脱退することによる返還金として追加させていただくものでございます。

7目育成牧場費、175万6,000円の減額補正でございます。費用弁償ほか執行残でございます。

次のページになりますが、8目農地費、293万3,000円の減額補正でございます。消耗品以下、執行残でございます。

9目の土地改良事業費、890万円の減額補正でございますが、道営事業にかかわります事業の執行残でございます。

2項林業費、1目林業総務費、139万3,000円の減額補正でございますが、報償費以下、執行残でございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、6目企業誘致対策費、6,572万7,000円の減額でございますが、特に貸付金6,542万円につきましては、当初予定しておりました土地開発公社で造成をしております工業団地、取得金額の12%分ぐらいを見込んで資金を予定しておりましたけれども、実質、企業の張り付けがなかったことにより減額補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、22万6,000円の追加補正でございます。樋門管理人の賃金で、臨時的に出勤した回数に伴います増額補正でございます。

2目道路新設改良費、2,474万2,000円の減額補正でございます。委託料が執行残でございます。

次のページになりますが、4目橋梁維持費、31万円の減額補正でございます。十勝中央大橋の管理負

担金の執行残でございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、2,639万円の減額補正でございますが、公共下水道会計への繰出金の減額が主な中身でございます。

2目都市環境管理費、233万4,000円の減額補正でございます。役務費ほか執行残でございます。

次のページになりまして、3目街路事業費、補正額1億3,907万6,000円と大きく減額補正になってございます。札内の南大通の街路事業に関する道の予算枠の確保の関係で、町との受託事業として実施するというのではなく、直接道が実施されたことによりまして、事業そのものが遅れるということではございません。予算枠の確保の関係で、町での事業分が減額になったということでございます。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費、695万3,000円の減額補正でございますが、委託料ほか執行残でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2,553万7,000円の減額補正でございます。東十勝消防事務組合の分担金、幕別署費分が大きく減額となっておりますが、これは移転補償費が幕別消防の方に、先ほど言いました訓練棟の補償費が道から入ってございます。実質、事業は、訓練棟の製作等は16年度予算になりますことから、その分歳入が増になって減額をさせていただくものでございます。

2目の非常備消防費、91万1,000円の減額でございますが、団員報酬等の執行残でございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、5目国際化教育推進事業費、139万2,000円、社会保険料等執行残でございます。

6目学校給食センター管理費、209万3,000円の追加でございます。報酬等は執行残でございますが、需用費につきまして、当初、年間の給食数190日ということで予算積算をしておりましたけれども、実績として、195日、5日分増えたことから、給食賄い材料部分を追加するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、155万7,000円の減額でございます。電話料については追加させていただきますが、管理委託料については執行残でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、委託料の執行残でございます。70万1,000円の減額補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、131万3,000円の減額補正でございます。報酬以下、扶助費まで執行残でございます。

2目公民館費、20万円の減額補正でございます。講師謝礼ほか執行残でございます。

3目保健体育費、200万2,000円の減額補正でございます。管理人賃金ほか執行残でございます。

5目町民会館費、45万円の減額補正でございます。電気料ほか執行残でございます。

6目郷土館費、52万3,000円の減額補正でございますが、報酬以下、執行残となっております。

10目の武道館管理費、26万8,000円の追加補正でございます。暖房器具等の修繕料の追加をさせていただくものでございます。

11目百年記念ホール管理費、243万2,000円の減額補正でございますが、講師謝礼ほか執行残でございます。

12目文化財調査費、92万9,000円の減額補正でございます。賃金ほか執行残でございます。

次のページになりまして、11款公債費、1項公債費、2目利子、4,456万4,000円の減額補正でございます。特に起債償還利子4,056万4,000円と大きく減額をさせていただいておりますが、当初、15年度予算計上時には、借入利率を3%として見込んで予算計上させていただきましたが、金利が非常に下がっておりまして、平均金利で、約0.8%で借り入れをいたしておりますことから、2%強の利率分について、減額をさせていただくものでございます。

次のページ、13款災害復旧費、1項農林災害復旧費、1目補助災害復旧費、51万8,000円の減額補正でございます。工事請負費の執行残でございます。

次に、歳入でございますが、9ページへお戻りいただきたいと思っております。

歳入、1款町税、1項町民税、1目個人、1,800万円の追加でございます。現年1,000万円、過年800万円の追加をさせていただくものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、4,400万円の追加でございます。現年課税分3,400万円、滞納繰越分1,000万円を追加させていただくものでございます。今年までの補正額、かなり大きくなってございますが、昨今、大きな企業等の経営状況等の関係もございまして、当初、徴収率等の関係を若干低く見させていただいておりますことから、この時期に3,400万と、大きく補正をさせていただくものでございます。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、800万円の追加でございます。

11ページになりますが、11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、778万7,000円の減額補正でございます。道営事業等の事業にかかわる分担金の減額補正でございます。

2項負担金、1目民生費負担金、1,261万9,000円の追加でございますが、常設保育所保育料が主な中身でございます。

次のページになりますが、12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、10万円の追加でございます。近隣センターの使用料の増に伴うものでございます。

2目民生使用料、43万円の減額補正でございますが、へき地保育所の保育料でございます。

4目農林業使用料、181万7,000円の追加補正でございますが、入牧料等の増に伴うものでございます。

6目教育使用料、434万3,000円の追加でございますが、社会教育使用料、あるいはスキー場リフトにあります保健体育使用料等の増に伴うものの追加でございます。

2項手数料、2目民生手数料、67万8,000円の減額補正でございます。居宅介護サービス計画等の策定委託料の減に伴うものでございます。

3目衛生手数料、55万円の減額補正でございますが、塵芥処理、畜犬登録等の減に伴うものでございます。

4目土木手数料、28万1,000円につきましては、開発行為許可にかかわります事務手数料の増に伴うものでございます。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、1,713万9,000円の減額補正でございます。障害者の保護費、国庫負担金、対象者の減に伴うものでございますし、児童福祉費の負担金の大幅な減額につきましては、支弁単価の減に伴います国庫支出金の減でございます。

2目の衛生費負担金、17万3,000円については、保健事業の国庫負担金の減額によるものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費補助金、834万1,000円の追加でございます。主なものといたしましては、知的障害者施設の支援費の国庫補助金等が主な増額の内容でございます。

2目土木費補助金、678万円の追加でございますが、公営住宅の家賃補助等に係る増額が、主な補正の中身でございます。

3目教育費補助金、604万2,000円の減額補正につきましては、要保護等に係ります実績に基づく補助金の減でございます。

次のページになりますが、3項国庫委託金、3目農林業費委託金、62万円につきましては、国営土地改良事業国庫委託金の増額補正でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、1,378万4,000円につきましては、障害者等国庫負担金と同様の内容による減額補正でございます。

2目衛生費負担金、17万3,000円、保健事業に係る道分でございます。

3目農林業費負担金、66万6,000円の減額です。農業委員会の職員設置に係ります減額でございます。

2項道補助金、次のページになりますが、2目民生費補助金、137万3,000円の追加でございます。知的障害者の施設支援の道補助金等の増額によるもの、あるいは、へき地保育所設置道補助金の増額によるものが追加の中身でございます。

3目労働費補助金、72万円の減額でございますが、緊急地域雇用事業道補助金、内訳としては、社会教育あるいは郷土館の方に振り替わっておりますけれども、全体として72万円の減額補正でございます。

4目農林業費補助金、2,608万円の減額補正でございます。歳出でもご説明しましたように、農業生

産総合対策事業補助金などが減額の主な中身となっております。

5目教育費補助金、10万円の減額補正でございますが、埋蔵文化財にかかわります道補助金の減額でございます。

次のページになりますが、6目災害復旧費補助金、42万5,000円の減額でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金、424万8,000円の補正でございますが、道税の徴収委託等が増額となった中身でございます。

2目農林業費委託金、328万1,000円につきましては、農業農村整備用地取得事業等の委託金に係りませぬ減額でございます。

3目土木費委託金、84万6,000円の追加でございます。街路事業用地の取得事業の道委託金が主な補正の中身でございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、39万5,000円の減額補正でございます。職員住宅等にかかわるものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2,692万2,000円の追加でございます。土地の売払収入でございますが、先ほど歳出でもお話ししましたように、札内消防用地、さらには南9号通に係ります札内支所の用地、これらの用地を売払ったことによります売払収入が主な中身でございます。

次に、2目の物品売払収入123万9,000円の追加につきましては、町牧にかかわります肥育牛、牧草の売払収入の増に伴うものでございます。

3目の有価証券売払収入、140万円の追加でございますが、帯広国際カントリークラブの会員券の売払収入でございますが、総体では12口ございましたが、今回の2口分を売払うことによりまして、すべて会員券については売払いを終えたということでございます。

続きまして、16款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、548万円の追加でございます。緑化基金等、歳出でご説明したとおり、目的基金に寄付をいただいたものでございます。

次のページになりますが、17款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、3,241万5,000円の減額でございます。

2目の財政調整基金繰入金については、2億2,000万円の減額でございます。

ちなみに減債基金の繰り入れの関係でございますが、平成14年度末の減債基金の残高につきましては、10億9,337万5,000円ございまして、今回、3,241万5,000円を減額しますけれども、2億4,277万5,000円を取り崩すことによりまして、平成15年度末、8億5,060万円の基金残高となるものでございます。

財政調整基金につきましては、14年度末、8億1,800万円の基金高でございましたけれども、全額積み戻しができたことと、決算後積み立てで1億2,000万円ほど積んでございますので、平成15年度末では、9億3,800万円、昨年度より1億2,000万円ほど増える計画でございます。

なお、今後、特別交付税等の額の決定等に伴いまして、できるかぎり減債基金については繰り出し分を積み戻しをしたいというふうに考えてございます。

4目の酪農振興基金繰入金、70万7,000円の追加でございます。歳出でも説明しましたように、2戸の農家の脱退に伴います基金の繰り入れでございます。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅貸付金元利収入、55万9,000円の減額補正でございます。

4目の生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、利用者がいないことから、100万円を減額するものでございます。

7目ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、2,078万7,000円を追加するものでございます。

10目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、歳出でご説明したとおり、6,542万円を減額するものでございます。

4項受託事業収入、次のページになりますが、1目民生費受託事業収入、31万6,000円、保育所の広域入所に係る受託収入でございます。

2目農林業費受託事業収入、20万4,000円につきましては、畜産基盤再編事業に係ります減額補正で
ございます。

3目土木費受託事業収入につきましては、1億3,814万5,000円の減額でございます。街路事業にかか
ります受託収入の、歳出でご説明したとおりの減額に伴うものでございます。

5項雑入、4目雑入、1,080万3,000円の追加でございます。

次のページになりますが、主なものとしては、食料・環境基盤緊急確立対策事業推進交付金、いわゆ
るパワーアップにかかわります歳入の増、さらには細節37の札内支所の残地等にかかわります保証金の
収入が主な中身でございます。

次のページになりますが、20款町債、1項町債、1目総務債、80万円の減額でございます。これは事
業確定に伴います増減でございます。

2目衛生債につきましては、980万円の減額補正。

3目農林業債につきましては、410万円の追加。

次のページになりますが、4目土木債については、1,650万円の減額補正。

5目教育債につきましては、770万円の減額。

6目の減税補てん債については、400万円の追加補正。

7目の臨時財政対策債については、1,160万円の減額補正でございます。

8目の災害復旧費につきましては、380万円の減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 6ページの債務負担行為の補正について伺います。

水道事業の猿別浄水場を利用しないで、広域水道を利用するというので、今回、帯広市より4,000
トン分けていただいて、10年間で払っていくという説明でありましたけれども、これで幕別町の利用枠
というのは総計何トンになりまして、それと10年間で支払っていくということでありますが、1億9,000
万円、かなりの負担だと思います。

これまで幕別の浄水場に対する経費もありましたので、その分がなくなっていくと、差引きするとこ
ろが丸々負担というふうには思わないのですけれども、トータルとして見たときに、財政的にどうい
う状況になっていくのか。そのことが料金に跳ね返っていかないのかどうかという懸念がありまして、伺
います。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（前川満博） トータル、幕別町の責任水量ということでありますけれども、今回、4,000トン、
その前に幕別町の責任水量6,300トンでございます。トータルでは1万300トンというトン数が幕別町の責
任水量ということになります。

それから、将来の負担ということでございますけれども、当然、責任水量1万300トンということで増
えますので、企業団に対する受水費ですか、それがその分幕別町で今度負担するという、1万300トン
分、今までよりも4,000トン多く負担するということになりますので、そのほか、重量料金というもの
もあります。こちらについては、実際に使用した水量をもとに支払うということで、これは今現在、1
トンあたり42円ということでお支払をしているところなのですが、これについては実際に使用した水
量と。

あと、現実にも、猿別の浄水場で水をつくっているコストですね、こちら薬品費だとか、管理部門、
そこら辺の維持管理、機械の維持管理だとか、人件費、そこら辺のコストもあります。それらが、今度、
企業団の方に全量受水に切り換えるということになると、実際そこら辺のあれは、配水池で、幕別町で
負担する管理部門としては、先ほどの責任水量の金額のほかに、若干配水池において、薬品類、ここら
辺がかかるのかなという部分であります。

それらをトータルいたしますと、現実にも、今どれぐらいの金額になるのかというのは、正式には計算

というのは、なかなか今の段階で難しいところがあるかと思いますが、将来的に見た場合は、先ほどお話ししましたように、ランニングコスト、いろんな管理部門なども比較しますと、それらがなくなるということで、企業団の責任水量の負担も平成40年にはなくなるということもありますので、長い目で見ていけば、そんなに大きな、今現在の浄水場を持つのと、企業団に全量受水をするのと、それほど企業団受水が負担になるというようなことはないのかなというふうには思っております。

水道料金につきましては、その都度その都度の運営費だとか、そこら辺を勘案しまして計算していかないとなりませんので、今現在のところ、極端に急に上げなければどうだというような形では考えておりません。

ただ、この先、いろんな事業としての運営だとか、そこら辺もでてきますので、そこら辺は当然厳しく精査しながら運営していかなければならないなというふうには思っております。以上です。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 長期の仕事といいますか、長いスパンで見なければいけないので、いろんな変化も生まれてくるかとは思いますが、しかし、全体で見てそんなにランニングコストは上がらないよということであれば、それはそれで受け止めたいと思いますが、もう一つだけ、今回4,000トン追加された枠ですけれども、合計で1万300トン、確か幕別町の1日の最大の水道の使用量といいますか、過去にもデータを出されていましたが、いくらぐらいでしたか、6,000トンぐらいだったのでしょうか。もうちょっと上がっていますか。この1万300トンに定められたその根拠といいますか、責任のいただく枠を増やすことによって、それだけ責任の料金というのは増えてくると思っていますので、1万300トンにされた根拠というのは何だったのでしょうか。

○議長（本保証喜） 水道課長、答弁簡略をお願いします。

○水道課長（前川満博） 責任水量4,000トン増やしたということでありまして、計算する場合にあたりまして、まず上水道区域内の給水人口、これを算出しております。今回の場合は、10年後、平成25年を基準に人口の推計を行いました。

この中で、いろんな人口推計の手法ありますけれども、それらと水道課独自で推計し、さらに第4期総合計画、こちらにあります平成22年、2万8,500人という数字があります。これらと比較しながら推計して、平成25年は、だいたい少子化もあろうということで、2万8,600人ということで人口の推計しております。こちらから簡水人口、だいたい2,000人ぐらい簡水人口があろうということで、人口は2万6,600人という人口で給水人口を割り出し、その中で必要な水量が4,000トン増やさなければならないだろうということであれしております。

それと質問ありました今の最大の使用料は、7,800トンぐらいです。

○議長（本保証喜） ほかに。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 1点だけお伺いしたいと思います。

40ページであります。

目の5であります。肢体不自由児の通園訓練施設、愛育園だと思っておりますけれども、これを見ますと、特定財源が道・国の負担金が521万6,000円減額されて、一般財源として440万9,000円補正をして、百万何がしの減額ということだと思っておりますけれども、減額の負担金ですね、特定財源の負担金520万円ほど減っているわけでありまして、全体の金額、確か1,200万円ぐらいかと思っておりますけれども、半額ぐらいになっているのでも、主な要因はどういうことなのでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 愛育園に係ります通所の児童ですけれども、当初17名ほどということで積算しております。

ところが、今現在になりますと、かなり通所の人口といいますか、子どもさんが減っておりまして、今で13名しか通ってきていないということでございます。

それと、初日在籍では、約一人辺り4万9,000円ほどの補助がきますけれども、併行通園、例えば、保

育所とか幼稚園に通所している場合には減額されまして、約9,000円ほどにしか該当にならないということで、これら含めまして560万円ほど減ったと。最終的には通所の子どもが減ったということで、減ったものでございます。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 道・国の補助金が一人辺りいくらということで、少なくなれば減ったということなのだろうと思いますけども。

それで、一般財源の中から440万円ほど補正していますよね。これはどうなのでしょう、人件費は人件費で別に見ているわけですから、それは何人来ても変わらないわけですよね。一人にかかる経費というのは、一人あたりいくらで、掛ける人数で出ると思うのですけども、これは足りない分は町で一般財源の中から持ち出ししなければやっていけないということなのでしょう。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 十勝愛育園に係ります事業費といいますか、職員も含めましてかかる費用。そのほかに、今、千葉議員が言われましたように、そちらを引いた残り、これすべて単費と、一般財源ということになりますので、相当な金額になりますけども、15年についてはかなり負担すると、一般財源で負担しなければならぬということになります。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） ちょっと中身がわかりませんから、それ以上わからないのですけども、ただ、一般的に考えると、人件費は別枠で見えていますと。かかる経費は一人あたりいくらで、全額出ているのではないのと思うのですけども、人数減れば、当然道や国からの負担金も少なくなる。それは理解できます。

ただ、少なくなった分、町で単費で持ち出しかなければやっていけないというのは、ちょっと理解できないのですけども。

一人あたりの、当初、運営費として、一人あたりどのぐらい見ているのですか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 当初、愛育園につきましては、732万3,000円ということで事業費を見ております。このほかに一般会計といいますか、職員給与費の方で職員のを見てございます。

それで、今現在、正職員については3名配置しております。ですから子どもが減ったからといって、この職員を減らしておりませんので、事業費についてはかかっていくということになります。

それで、今、言われていましたように、子どもが減ってきておまして、これにつきましては当然、措置対象といいますか、子どもが減れば当然入ってきませんので、これらについては減額されていくということになります。

だから、一人あたりの単価、措置で入ってくるのは、愛育園だけに通っている子どもについては、先ほど言いました約4万9,000円ほどということで入ってきますけども、かかる費用につきましては、子ども一人が何ぼかかるということでは見ておりません。見ておりますのは、1日の給食費だとか、消耗品だとか、これらについては見ておりますけども、人件費につきましては、当然3名配置しておりますから、減ったからといって減るというものではないと。

当然、併行通園以外であれば措置も多く入ってきますけども、今のところ4名の方が併行通園しております。ですから、これに伴って減ってきているということになります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時5分まで休憩をいたします。

(13:48 休憩)

(14:04 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第16、議案第11号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第4号から、日程第21、議案第16号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算、第4号までの6議案を一括議題といたします。

[質疑・採決]

○議長（本保証喜） 説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第11号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第4号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,337万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、21万6,000円の追加でございます。委託料の追加につきましては、件数の増によります国保事務共同電算処理委託料の増額補正でございます。

次のページになりますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、2,700万円の追加でございます。現在の医療費の推移をみますと、当初、見ておりました医療費の予定額より約1.7%ぐらいの増加傾向にありますことから、不足する分2,700万円を医療費として追加補正するものでございます。

5項の葬祭諸費、1目葬祭費、20万円の追加でございます。葬祭費ですから、追加はあまりあれなのですが、今までの経過を見ますと、20万円ほどの追加が必要だということでございます。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、931万2,000円の減額補正でございます。総体の高額医療費が道全体で下回ったことから、拠出部分について減額をするものでございます。

2目共同事業事務費拠出金、10万円の減額補正でございますが、国保連合会に対しまして、国から直接支援・補助があったということから、町村からの拠出がなくなったということから減額するものでございます。

次のページになりますが、11款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、183万4,000円の減額補正でございます。平成14年度の国保会計の赤字部分でございますけれども、最終的に計の欄にございます3,916万6,000円ということになるものでございます。

歳入でございますが、4ページへお戻りいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、4,720万4,000円の減額補正でございます。当初、予算策定時におきましては歳出に合わせまして、歳入部分、不足する分については、国保税で歳入を調整しておりますけれども、調定の確定に伴います減額部分でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税、150万円の追加でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1,202万3,000円の追加でございますが、

主なものは、過年度分として、平成14年度の確定に伴います国庫負担金の追加でございます。

3目高額医療費共同事業負担金、232万8,000円につきましては、歳出の減額でご説明したとおりでございます。

2目国庫補助金、2目特別対策費補助金、21万6,000円の追加につきましては、退職被保険者の適正化事業にかかわります追加でございます。

7ページになりますが、3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、5,740万1,000円の追加でございます。退職被保険者にかかわります医療費分の追加補正でございます。

次のページになりますが、4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、232万8,000円の減額でございます。歳出で900万円ほど減額したときにご説明したとおりでございます。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、241万1,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、7款の繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、551万8,000円の減額補正でございますが、交付税措置がございます部分の確定に伴います減額補正でございます。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、90万円の追加でございます。

4項雑入、2目一般費保管者第三者納付金、180万円の追加でございますが、交通事故等で保険等を適用した場合の戻し入れにかかわります納付でございます。

3目退職被保険者等第三者納付金につきましても、同様の180万円追加でございます。

次のページになりますが、10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目町高額医療費共同事業交付金、31万9,000円の追加でございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

17ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第12号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第4号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,889万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、18ページ、19ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、29万5,000円の減額でございます。報酬等執行残でございます。

2目認定調査等費、66万4,000円につきましては、委託料の減額補正でございます。

次のページになりますが、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅サービス給付費、2,384万7,000円の追加でございますが、執行方針の中でも述べさせていただいておりますように、グループホーム等へ入所者数の増に伴います居宅介護サービス給付費の増額補正でございます。

2目施設介護サービス給付費、3,049万円の減額補正でございます。平成14年度よりは利用実績は伸びておりますけれども、予算との比較においては、老健施設の入所者数が、予算で見越しておりました数よりも減っておりますので、これら施設にかかわります減額補正になるものであります。

3目居宅介護福祉用具購入費、39万5,000円の追加でございますが、件数増に伴うものでございます。

4目居宅介護住宅改修費、11万3,000円、減額は執行残でございます。

5目の居宅介護サービス計画給付費、14万2,000円の追加でございますが、件数増に伴うものでございます。

2項支援サービス等諸費、1目居宅支援サービス給付費、369万円の増額補正でございますが、利用件数の増、あるいは通所リハビリへの利用回数が増等が主な補正の中身でございます。

3目居宅支援住宅改修費、36万円の追加につきましては、件数増に伴うものでございます。

4 目の居宅支援サービス計画給付費、158万6,000円の追加でございますが、件数増に伴うものでございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、8 万5,000円の減額補正でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、66万8,000円の追加でございます。実績増に伴うものでございます。

次のページになりますが、4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、214万5,000円の減額補正でございますけれども、基金の繰入金として減額をさせていただきますと、その部分、積立金としても積み立てないというようなことから、歳入歳出ベースでいいますと、基金の繰り入れ、積み立てとの関係では、同額という形になってございます。

5 款の諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、9 万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳入でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、55万円の減額補正でございますが、滞納繰越分にかかる減額補正でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、32万8,000円の減額補正でございます。歳出の減に伴うものでございます。

次のページになりますが、3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、1,000円の補正でございます。納付証明等の手数料でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額ゼロでございますが、先ほど、総体としての業務量については変わっておりません。全体としては変わっておりませんが、中身について事業ごとの種別が変わっておりますので、対応する負担金の支出項目、それぞれ増減をさせていただいているものでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、この項目について補正ゼロでございますが、前段でご説明したとおりでございます。

続きまして、2 目事務費交付金、41万7,000円の減額でございますが、審査会等の歳出の減に伴うものでございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額ゼロでございますが、前段で申し上げましたように、歳出の中身が変更になってございますので、それに対応するべく支出区分を変更するものでございます。

次のページになりますが、6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、この項目につきましてもゼロでございますが、歳出に伴うそれぞれの歳入項目の変更に伴う、細節の変更が主な中身となっております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、166万9,000円の減額補正でございます。介護給付分については、先ほどご説明のとおりでございますが、その他は執行残等に伴います繰入金の減額補正でございます。

続いて、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、159万5,000円ですが、歳出で積み立てを行わず、繰入額を減額することによって全体としての準備基金の繰入金については、歳入歳出つうつうとさせていただきます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、135万2,000円の追加でございます。

次のページになりますが、10 款諸収入、3 項雑入、4 目雑入、7,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

38ページをお開きいただきと思います。

議案第13号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第 5 号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億2,770 万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、39ページ、40ページでございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の変更でございますが、41ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、1番目の変更でございます。配水管布設事業から4事業につきまして、事業費が確定したことに伴います変更でございます。4事業全体で340万円の増額となるものでございます。

次に、廃止でございますが、広域企業等災害復旧事業、220万円を廃止しますけれども、漏水等の事業、あるいは糠内浄水場等の地震災害等における復旧工事におきましては、これら事業がほぼ維持・補修的な事業ということで、起債の対象外となりましたことから廃止をさせていただくものでございます。

歳出でございますが、47ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、207万3,000円の減額補正でございます。電気料以下、執行残でございます。

次のページになりますが、3款災害復旧費、1項災害復旧費、1目単独災害復旧費、30万2,000円の減額補正でございます。執行残でございます。

続きまして歳入でございますが、42ページへ戻っていただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、404万9,000円の減額でございます。負担金の減額補正でございますが、当初の計画とは異なった形で、道の道営事業にかかわります負担金の歳入がされておりますことから、全体としては404万9,000円の減額補正となるものでございます。

次のページになりますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、166万3,000円の追加でございます。

2項手数料、1目手数料、25万9,000円の追加でございますが、設計手数料の追加補正でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、124万1,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、20万7,000円の減額補正でございます。

6款町債、1項町債、1目水道事業債、340万円の増額補正でございます。

2目の災害復旧費については、220万円の減額、全額減額補正でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第4号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,347万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,754万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、50ページ、51ページでございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、債務負担行為の補正でございますが、52ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございますが、今回の債務負担行為につきましては、公共下水道建設事業につきまして、平成16年度に予定しておりました国庫補助工事を前倒しで発注しようとするもので、国庫債務負担行為の採択を受けて実施するものであります。期間につきましては、平成16年度、限度額は1億6,300万円と設定するものでございます。

次に、第3表地方債補正、変更でございます。公共下水道建設事業の事業費の確定に伴いまして、40万円ほど減額するべく変更させていただくものでございます。

最初に歳出ですが、57ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、210万円の追加でございます。負担金補助及び交付金として十勝環境複合事務組合へ負担しますのは、処理量の増に伴います追加補正でございます。

次のページ、58ページになりますが、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、258万5,000円の減額補正でございます。委託料ほか執行残でございます。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、66万1,000円の減額補正でございますが、電気料ほか

執行残でございます。

2目札内中継ポンプ場管理費、118万1,000円の追加でございます。札内の中継ポンプ場のポンプの増設、あるいは処理量の増に伴いまして、電気料を増額補正させていただくものでございます。

3目管渠維持管理費、60万5,000円の減額でございますが、燃料費ほか執行残でございます。

次のページになりますが、3款公債費、1項公債費、2目利子、1,288万3,000円の減額補正でございます。一般会計でもご説明しましたように、起債償還利子部分については当初3%で見込んでございました。下水道会計につきましては、起債の借入期間が長期になることから、一般会計では0.8%ぐらいの平均金利でございましたけれども、期間が延びる分、1.1%ぐらいの平均金利で下水道会計には借り入れをしておりますことから、3%と1.1%の差、今回、減額補正をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、53ページへお戻りいただきたいと思っております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1,640万円の追加でございます。

次のページになりますが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2,629万円の減額補正でございます。

6款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、208万3,000円の減額補正でございます。

3項雑入、1目雑入、110万円の減額補正でございます。

次にページになりますが、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、40万円の減額補正でございます。

以上で、下水道会計の説明を終わらせていただきます。

61ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第15号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、第4号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ624万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,886万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、62ページ、63ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

地方債補正、変更につきましては、64ページをお開きいただきたいと思っております。個別排水処理整備事業及び公営企業等災害復旧事業、事業費の確定に伴いまして、全体としては360万円ほどの減額となるものでございます。

歳出でございますが、70ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、60万4,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金の執行残でございます。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、36万8,000円の減額補正でございますが、工事請負費の執行残でございます。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、171万4,000円の減額補正でございますが、執行残でございます。

次のページになりまして、3款公債費、1項公債費、2目利子、257万4,000円の減額補正でございます。一般会計等でご説明しておりますように、起債償還利子の減額補正が主な中身でございます。

5款災害復旧費、1項災害復旧費、1目単独災害復旧費、98万4,000円の減額補正でございます。執行残でございます。

続きまして歳入でございますが、65ページへお戻りいただきたいと思っております。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、78万8,000円の追加補正でございます。

次のページになりますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、14万円の減額補正でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、458万5,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、129万3,000円の追加

でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、630 万円の減額でございます。

2 目災害復旧債につきましては、270 万円の増額となるものでございます。

個別排水処理特別会計の説明は、以上で終わらせていただきます。

74 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第16号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

まず、3 条予算につきましては、第1 款水道事業収益、既決予定額 4 億9,774 万4,000 円に2,356 万4,000 円を追加し、5 億2,130 万8,000 円と定めるものでございます。

支出の方でございますが、第1 款水道事業費用、5 億6,805 万2,000 円より645 万4,000 円を減額し、5 億6,159 万8,000 円と定めるものでございます。

その下になりますが、4 条予算の関係でございます。1 款資本的収入、既決予定額 1 億4,495 万円より157 万1,000 円を減額し、1 億4,337 万9,000 円と定めるものでございます。

資本的支出の方でございますが、1 款資本的支出、既決予定額 3 億3,360 万9,000 円から561 万7,000 円を減額し、3 億2,799 万2,000 円と定めるものでございます。

このことによりまして、3 条予算の上でございますけれども、留保資金の額を 1 億8,865 万9,000 円から 1 億8,461 万3,000 円に改めるものでございます。

次のページになります。75 ページになりますが、債務負担行為の設定でございます。一般会計でもご説明いたしましたように、水道事業十勝中部広域水道企業団施設利用拡大負担金であります。本債務負担行為につきましては、ご説明したとおり、十勝中部広域水道企業団責任水量拡大負担金と同様の内容でございますけれども、帯広市が水道事業会計負担分として、企業団の企業債の償還元金及び償還利息分として負担しておりました受水費基本料金に係る費用であります。

譲受金額は 1 億6,809 万9,000 円で、支払方法は一般会計と同様、10 年間の分割均等払いで行うものでございます。

次に、起債の変更でございますけれども、配水管布設整備事業として、限度額9,730 万円と定めさせていただきますが、20 万円の増額をするものでございます。

続きまして、最初に 3 条予算の歳出、77 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、120 万円の減額でございます。電気料の執行残でございます。

2 目配水及び給水費、26 万8,000 円の追加でございますが、委託料は執行残でございますけれども、配水管の漏水修理として50 万円を追加させていただくものでございます。

7 目の資産減耗費につきましては、5,000 円の追加でございます。

続きまして、2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、312 万8,000 円の減額でございます。企業債利息の関係につきましては、先ほど来ご説明しているとおりでございます。

3 目の消費税、199 万9,000 円の減額補正でございます。

5 目の雑支出、40 万円の減額補正でございます。

歳入でございますが、76 ページへお戻りいただきたいと思ひます。

収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、2,190 万9,000 円の追加でございます。

3 目その他営業収益、165 万5,000 円の追加でございます。加入者負担金等でございます。

続いて、資本的支出でございますが、80 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、248 万5,000 円の減額補正でございますが、執行残でございます。

2 目の営業設備費、313 万2,000 円の減額補正でございますが、執行残でございます。

歳入は、前のページになりますが、1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、20 万円の追加でございます。

6 項負担金、1 目負担金、177 万6,000 円は、移設負担金の減額補正でございます。

7項の固定資産売却、18目の土地売却代金については、5,000円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6議案について一括質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 2点ほど伺いたいのですけれども、1点目は32ページの歳出の2目、施設介護サービス給付費の3、減額3,049万円ということで、ご説明の中では、利用そのものは14年から比べて増えているのですよと、しかし老健は減りましたというようなことで、ちょっと詳細が見えなかったのですね。この施設はまだまだ需要が高いといえますか、町民の多くの方が利用したいというふうに思っているのですが、その利用そのものに影響は出なかったのでしょうか。なぜこんな減額になったのか、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

それと、ちょっとわからなくて聞くのですが、75ページ。

先ほどの水道事業会計の絡みで何うのですが、ここに示された第4条の債務負担行為というのは、水道企業事業団の施設の利用拡大ということで、帯広市に払いますよと。約1億7,000万円ですね。先ほどは一般会計の中での債務負担行為で、責任水量拡大ということで1億9,000万円でしたね。一般会計の責任の分野と、こちらの水道事業会計の責任分野ということになりますから、両方とも帯広市に払っていくようになるのですか。

合わせますとそれぞれですから、この事業だけで約3億7,000万円ですか、債務負担行為をするということになると思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず老健の関係でございますけれども、当初計画では70人ということで計画を立てておりましたけれども、現在の平均での実績を勘案いたしますと、64人というような状況になってございます。

ですから、当初の計画と実績の間に若干の乖離があったということと、併せまして、具体的に、例えば、町外の老健に入られている方が2名の方なのですけれども、その後、退所された、あるいは亡くなられたということで、その後にもたまたま町民の方が入っていないという事情もありまして、お二方減っているということもあります。

なお、待機者につきましては、直近で押さえておりませんが、今、ちょうど2月末で押さえている準備をしているところでございますが、昨年11月でも、老健の待機者につきましては、在宅では2名という状況にありますので、ゼロということはないにいたしましても、在宅で困っている方がそれほど増えている状況にはないのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、2月末の老健の待機者の動向もちょうど調べている最中でございますので、機会がありましたらご報告させていただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 先ほどお話ししました施設拡大利用負担金、先ほどの一般会計ということで、帯広市がダムの建設、あるいは創設事業にかかわる費用として一般会計から支出した分。

こちらの水道事業会計で支出する分については、企業団が企業債を借りて工事をやります。そのときの企業団が企業債償還元金、それと、償還の利息分として企業団が借りている分について、受水費として支払っているもの。

これらが平成15年度まで、帯広市が、先ほどの一般会計からお支払しておりますし、こちらの部分については、帯広の水道事業会計で企業団に支払をしていたと。それらを15年度まで支払っていた分について、現金で精算するというところでございます。

両方とも帯広市へ支払うということになります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 施設サービスの方は、それでは利用ができない状況があつてマイナスになったのではなくて、結果としては、待機者も減っていて、予算そのものも計画よりは少なく、終わったという

言い方も変ですが、そういうふうな押さえでよろしいですね。

まだまだ、在宅から施設へ、あるいは病院から施設へ、両方のパターンがありますけれども、町内の施設でも、まだまだ順番を待っている状況を聞いておりますけれども、そういう状況から見ると、この結果というのがちょっと違うなという感じがしたものですからお尋ねしたのですけれども、在宅の待機者は今のところ2名、当然これに病院を退所されて、いきなり自宅には帰れないから1回老健へというのも加わってくると思うので、そういうものの数字もしわかりましたら、今、お答えいただければと思います。

それと、水道ですが、結局あれですね、権利を得るために、先ほどの一般会計の方ですと4,000トンの責任水量に対する債務負担行為として1億9,000万円でしたね。ここの水道事業、振り分けられているのでちょっとわからないのですけれど、今のは、水道事業会計として、施設に対する、事業団の施設の利用の権限ですか、それが今まで帯広市が持っていた分、それを帯広市が払ってきたのだけれども、今度はうちが譲り受けるので、これまで払っていた分について、これからは幕別町が責任を持ってやっていくと、こういうことなのですか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 具体的に言いますと、老健あかしやさんの待機状況、まず過去のお話をさせていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、昨年11月現在では、在宅ではということで、一番困っているのは在宅でしょうから、在宅では2名でした。ただ、全体としましては、老健とか、あるいは入院されている方も含めると、総トータルでは10人、昨年11月でいらっしゃいます。ちなみに、平成14年の9月に押さえたデータでありますと、総体では20名の方がいらっしゃいました。その中で、在宅の方が8人ということでございますので、1年2カ月の間に、在宅でだけご注目いたしますと、8人から2人に減ったという状況にあります。

直近につきましては、また改めてということ先ほども述べさせていただきましたが。

なお、今年度、音更、あるいは鹿追町さんにも老健ができるということで、特に音更町さんについては、幕別町民の方の関心も高いということで、その辺の動向は非常に私どもも注目しているところでございます。以上でございます。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 今回の債務負担行為につきましては、帯広市が創設時から15年度まで、今回、幕別町が譲り受けた責任水量4,000トン分に対する、今まで現金で負担していた分。それについて、精算しようというもので、これは一気に精算するというのは、かなり高額な金額ということになりますので、これを10年間で分割して支払いますと。

それから、帯広市から譲り受けた責任水量4,000トンについては、16年以降は幕別町が負担してお支払しますというような形で行うものであります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） これからのことはわかりました。うちがこれからいただくわけですから当然うちの負担というのがありますよね。それはわかりました。

今までの帯広市に対して、負担してきた15年までの分、今16年ですから、15年度末までの分ということですか。

これを負担してきた分をうちが譲り受けるのだから負担しなければならないということなのですが、権利というか、そういうものを譲り受けるために、必要なのだということであればわかるのですけれども、今までは帯広のものだったわけですよね。これからのことについて責任を持つというのはわかるのですけれども、今までのものについて債務負担行為をするというのが見えません。端的にお答えください、そこだけお願いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、言われておりますことは、札内川ダムを作ります。そのときにそれぞれの責任

水量があります。それに基づいて、町村が負担をしてきたわけです。

今まで帯広市は、今回もらう4,000トン分は、帯広市が建設費も負担したし、受水費も負担してきた。それを今度、幕別町に譲ってもらうわけですから、幕別町は今まで帯広市が負担してきた分を、当然帯広市に払わなければならない。

これが片一方は一般会計で、今でもうちの会計でも一般会計から出資金で出すし、水道会計からは負担金で出した。それと同じように、一般会計で幕別町から帯広市に今までの負担分を出すし、水道会計からも、今まで、例えば4,000トン分にかかる起債の償還もずっと帯広市がしてきたわけですから。それが全部、幕別町が負担しなければならないので、ここの会計から出しますよと。

そして16年度以降は、幕別の会計から直接、今度、起債の償還はしていきますよと。全部合わせると、17億円ぐらい帯広市から幕別町へ4,000トンの水をもらうためのお金は、今後も今までの経緯と今後とで必要になってまいりますよということで、今回は、今まで帯広市が払ってきた10年分を、一遍にうちが10年分払えないので、今後10年間、債務負担行為の議決をいただいて、この分を払っていきます。そして来年度分からの起債は起債償還として、町から払いますよと。そういう内訳で、水道会計と一般会計とに予算は分けて支出をさせていただくという内容のものでありますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算、第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料10ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、主にごみの有料化の導入に伴う改正であります。

はじめに、日本を取り巻く環境は、大量生産、大量消費、大量廃棄の構造になっており、これらを改め、省資源化と地球環境負荷の低減を目指した循環型社会の構築が求められております。

提案いたしました条例につきましては、ごみの減量化及び資源化事業の一環として、家庭から排出されるごみ処理量や経費の問題は今後とも重要な課題であり、ごみの有料化は消費者が取り組む有効な減量の手法と考えているところであります。

加えまして、ごみの排出量に応じて一定のご負担いただくことにより、受益と負担のあり方を明確にし、ひいては町民間の負担の公平性を確保するものと考えているところであります。

さらに、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理につきましては、町が収集を行っていたところでありますけれども、民間事業者の収集体制が確立されたことにより、このたび、事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物の町の処理を廃止することとし、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するというものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第10条第2項につきましては、町が処理する一般廃棄物について定めているものでございますけれども、この度、事業系一般廃棄物の町の処理を行うことを廃止させていただくことに伴いまして、削除するものであります。

第17条につきましては、一般廃棄物の処理手数料について定めているものでありますが、同条第1項につきましては、ごみ処理有料化を導入するにあたり、11ページにあります「じん芥処理手数料」、「し尿処理手数料」として区分けしていた別表を「一般廃棄物処理手数料」としてまとめるものであります。

同条第2項につきましては、処理手数料の徴収方法につきましては、規則で定める旨規定したものであります。

第18条第1号から第3号につきましては、処理手数料の減免について規定しているものでございますけれども、第1号については、生活保護法の規定などを削り、議案の説明資料11ページになりますけれども、第2号、第3号を順次繰り上げ、第3号として、「その他特に町長が認めたとき。」を加えるものであります。

第19条、第20条については、産業廃棄物の費用及び減免について定めているものであり、先ほど説明させていただきましたとおり、町が産業廃棄物の処理を行うことを廃止させていただくことにより削除するものであります。このことに伴いまして、第21条が第19条に、第22条が第20条に、第23条が第21条と順次繰り上がるよう、改めるものであります。

別表につきましては、じん芥処理手数料及びし尿処理手数料について定めているものであり、じん芥処理手数料を廃止し、家庭系廃棄物処理手数料を新たに加え、それぞれ、手数料額を定めたものでございます。

なお、附則で規定しましたとおり、施行日につきましては、平成16年10月1日となりますが、第17条及び第18条の規定につきましては、この条例の施行日以後に収集する家庭系廃棄物について適用し、同日前に収集する家庭系廃棄物につきましては、従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議案第22号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

〔陳情付託〕

○議長（本保証喜） 日程第23、陳情第1号、家庭系ごみの有料化を行わないよう求める陳情は、民生常任委員会に付託いたします。

〔休会〕

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明3日は、休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、明日は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月4日午前10時からであります。

（14：53 閉会）

第 1 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成16年第 1 回 幕 別 町 議 会 定 例 会
(平成16年 3 月 4 日 9 時 58 分 開 会 ・ 開 議)

開 会 ・ 開 議 宣 告 (会 議 規 則 第 8 条, 第 11 条)

議 事 日 程 の 報 告 (会 議 規 則 第 21 条)

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

8 番 乾 邦 広 9 番 小 田 良 一 10 番 前 川 雅 志

日 程 第 2 一 般 質 問

11 杉 山 晴 夫 18 伊 東 昭 雄 15 芳 滝 仁 10 前 川 雅 志

17 永 井 繁 樹 13 古 川 稔 19 千 葉 幹 雄 14 坂 本 偉

16 中 野 敏 勝 2 中 橋 友 子 7 堀 川 貴 庸

会 議 録

平成16年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年3月4日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月4日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三
札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親		
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一	
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸	
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

8番 乾 邦広 9番 小田良一 10番 前川雅志

議 事 の 経 過

(平成16年3月4日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番乾議員、9番小田議員、10番前川雅志議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

[11番 杉 山 晴 夫]

○11番（杉山晴夫） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、1点目、町が負担金を拠出している諸団体の統廃合の問題について質問をいたします。

本町が負担金を計上している団体は、かなりの数に達し、また、負担金の額も決して少ない額ではありません。都市計画総務費だけを見ましても、全国都市計画協会、北海道都市計画協会、帯広圏広域都市計画協会、公園緑地協議会、北海道横断自動車道早期建設促進期成会、高規格自動車道建設促進期成会、北海道用地対策協議会、北海道都市再開発促進期成会と8団体もあるわけでございます。

これらの団体に加入していることが、本町の行政推進にとって必要不可欠なことであるかについて、若干疑義を感じているところであります。世は挙げて行政改革に取り組んでおり、特殊法人の見直しと統廃合も進められている時代であります。

私は、こうした各種団体を見直し、性格の似た団体の統合、使命を終えた団体の廃止など、統廃合も進めるべきであると考えます。

こうした面での歳出削減を図り、町民のニーズに対し、一つでも多く応えてやるべきではないかと思えます。しかし、これは町長が一人主張しても実現できるとは考えられませんので、町村会に提言し、大きな組織の力で取り組むべきかと思えます。こうしたことはこれまでも町村会で論議された経緯があるかと思いますが、さらに町長は、町村会にこうした提言をすることについて、いかがお考えか、所信をお伺いいたします。

2点目でございますが、リサイクル図書コーナー設置についてでございます。

本町でも環境を守るために施策を数多く実施しており、一定の効果が出ているものと思われます。

環境保全に関して取り組みの切り口はさまざまですが、製品を再利用することで、限りある資源を節減することがその一つです。

家庭で不要になった図書をごみにするのではなく、必要とする方に譲ることができるスペースを行政として提供してはどうかというのが、今回の質問の趣旨でございます。

具体的には、図書館にリサイクル図書コーナーを設け、住民から不要になった図書をそこに集めます。

また、必要とする住民はそこに行き、図書をもらうことができるというシステムです。もちろん持ち込んでいただく図書には制限も必要になると思いますが、実施することにより、その効果として、図書館利用率の更なる向上、住民・子供たちにリ・ユースを体験することで、環境教育ができるなど考えられます。

町としてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の負担金拠出団体の統廃合についてであります。本町が負担金を拠出しております団体は、128団体、負担金の総額でいきますと約2億1,894万円となっております。この中には、十勝圏複合事務組合負担金のように、共通の課題を共同で処理することを目的に設立し、一定の負担割合に基づいて負担金を支出しているものから、北海道都市計画協会負担金のように、その団体に加入、または構成することにより、年会費的に支出しているものがあります。

その内訳は、共通の課題を共同で処理することを目的に設立し、一定の負担割合に基づいて負担金を支出しているものが21団体、負担金総額で2億1,397万円。

その団体に加入、または構成することにより年会費的に支出しているものが、107団体、負担金総額497万円というふうになっております。

これらの負担金につきましては、十勝町村会の「義務外負担金審査委員会」におきまして、団体の活動内容を審査し負担額を決めているものや、その団体の構成員として総会や議会に参画し、負担金を決めているものなどがほとんどでありますけれども、ご質問の要旨にもありますように、その団体の使命を終えたものや、性格の似た団体の統合などに対する考えは、意を同じくするものでありますので、今後も町村会での提言や論議を踏まえながら、各種団体への加入、または、構成することの意義や役割を見直すなど、負担割合の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、杉山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長

○教育長（沢田治夫） 杉山議員のご質問、リサイクル図書コーナー設置についてお答えをさせていただきます。

本のリサイクル、いわゆる循環は、紙という資源の有効活用と同時に、本という文化資産の流通という点から考えても大変大事なことだと考えております。

これまでも、幕別町図書館では、家庭で読み終えた図書の寄贈をいただいておりますが、本年度の実績は2月末現在で、一般の方々から寄贈を受けた図書は2,232冊、北の本箱事業として作家や評論家などの著名人からの寄贈本は1,242冊、合わせて寄贈本は3,473冊となっております。

これら寄贈をいただいた図書類は、現在、大きく次の4点に分類し再利用をさせていただいております。

その一つは、図書館にない本や新書、あるいは貴重な資料となる図書は、図書館の蔵書として登録し、貸し出し等を行っておりますし、二つ目には、幼児、児童生徒にふさわしい本は、子育て支援センターや保育所、幼稚園、学校などに配本し活用していただいております。また、3点目には、図書館の除籍本と一緒に複数ある本などはスポーツセンターをはじめ、町内7カ所の公共施設に、返却・貸し出し自由の「図書コーナー」を開設し、再利用を図っているところであります。そして4点目には、今、申し上げました以外の本は、再利用策として年に一度「リサイクル市」を行い、町民の方々に無料で差し上げるなど、寄贈本等の有効活用に努めているところであります。

このように、図書館に寄贈していただいた図書類はこれまでも有効に活用しておりますが、ご提言にありますように、本は読み捨てられるのではなく、感動とともに次の人に渡っていくのが理想でありますので、引き続き再利用、いわゆるリ・ユースの考え方を、大人が子どもとともに環境教育を学ぶ有効な手立ての一つとして捉え、図書館のみならず、学校や公共施設等への寄贈等も含めて積極的に働きか

けていきたいというふうに考えております。

また、幕別町子ども読書活動推進計画策定とともに「読書のまち構想」実現に向けて、特色ある図書館、親しみのある図書館活動を目指して、新たに4月から、ボランティアスタッフによる「図書館事業委員会」の方々や、学校関係者、地域の声を聞きながら、ご提言の「リサイクル図書コーナー」も含め検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 1点目につきまして、再質問をさせていただきます。

町長のご答弁は、私の質問に対し意を同じくするため、今後、提言なり論議を進めていくということでございますので、あえて質問はないわけでございますが、1点だけ再質問をさせていただきます。

ご答弁ありました、共通課題を共同で処理する目的の負担金ということにつきましては、これは当然のことであろうかと思っております、私も理解をするところでございます。ただ、そのほかの団体に加入する、または構成することにより、年会費的に支出するものについては、私は若干の疑義を感じるわけでございます。

ご答弁では、その団体の構成員として、総会や組合議会議に参画して負担金を決めてということでございます。当然、実績報告なども総会であると思っております。これは、管内的にはそうであろうかと思っておりますが、私が疑義とするところは、これが全道的・全国的な構成員となっているものもあるわけでございますが、そういった会議にはあまり参画されないのではないかとというふうに、私は考えるわけでございます。

したがって、全道・全国的なレベルに加入している団体の、その実績を把握しておられるのかどうかということが一つの疑問でございます。

当然、負担金を納入しているものとして、額は少額であっても貴重な住民の血税を納めるわけでございますので、その実績、町村に対する効果がどうなっているかという点を十分承知しておられるのかどうか。これがただ、全国的な団体の人件費等に支出されているのであれば、これはとんでもないことであろうというふうに私も思うわけでございます。

この負担金につきましては、何かマンネリ化的傾向にあるのではないかとというふうに考えておりますので、そこら辺、町長の再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話しありましたように、年会費的な、いろんな何々協会といったものに対する負担金の支出でありますけれども、これは今、お話しありましたようにマンネリ化しているというようなご批判もあるのだらうと思っておりますけれども、ただ、その会に加入することによって、例えば研修の機会が与えられる、あるいは情報交換の場になると、あるいはそれぞれの活動要請を行う、いろんなメリットがあり、町としても必要であるという考えの中で、そういう協会、あるいは団体に加入をして、負担金を払っているというのが実情であります。

ただ、それぞれの団体、例えば、道へ負担金を納め、道はそれを一括してその国の協会に納める。いわゆる全国組織・道組織、そして十勝の組織。非常に縦割りのなっているものもたくさんあるわけがあります。

例えば、幕別町が何々協会に入って、十勝支部へ納めると、十勝支部が管内の負担金の一部を道組織へ納める。道はそれをまたさらに全国組織の中へ納めていくというようなことがありまして、町村会の中でも、もう必要ないものはどんどん統合していくことが必要だということは、何回も話をしております。

ただ、これは、私が言ったわけではないので誤解されたら困るのですが、なかなか上部団体へいきますと、役人の方の次の就職、言い方を変えると天下りという言い方もあるのだそうですけれども、そういうことも、組織がなかなか統一されない要因の一つでないかなんていうことも言われておりますけれども、そうは、私どもはもちろん、それを認めているわけではありませぬので、必要のないものは逆

に組織の統合とは別に、町村独自で判断して、脱退すると、辞めていくということが、これから求められてくるのだらうと思っておりますので、十分そういった中身を精査するとともに、いわゆる負担金を納めることの意義が本当にあるのかどうかというようなことも判断しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

[18番 伊東昭雄]

○18番（伊東昭雄） 通告に従いまして質問いたします。

今後の町村合併問題への対応について。

平成16年も既に3月となりました。町長におかれましては、交付税の圧縮などによる財政不足で、政策推進のための予算編成に大変苦慮されたことと存じます。心より敬意を表します。

さて、町村合併問題は、我が町の将来にかかわる重要懸案であります。町長は日ごろから、この問題は町長一人、あるいは議会のみで決めるものではなく、全町民の声を聞いて決断すると申しておりますが、その点、私も同感であります。

特に、本町の将来を担う若い世代の町づくりへの参画は、住民と行政の共同体性を築く上で重要であり、活力と信頼ある町行政を進める上での基本であると考えます。

しかし、任意協議会設立の前後、二十数回の住民説明会では、出席参加率は2,274名にとどまっていると聞きます。現在、本町の20歳以上の町民は2万232人です。参加率は1割強に過ぎません。これでは町民の声を聞きましたということにはならないのではないかと考えます。

町民の声を聞くということは、住民の自治意識に根ざした町づくりとする上で、しかも十勝をリードする中核農村都市本町を発展させる上で不可欠と考えます。

今こそ、全町民の声を聞くということは、少なくとも町民の半数以上の意見を集約してこそ言えるものと思います。その集約の上にこそ合併問題は解決、進展することになるのではありませんか。特に合併問題は、本町開基以来の最大懸案であり、そのスムーズな解決には、町民の危機意識を高め、併せて夢と希望のある町の発展のための真摯な自立精神を求めていく必要があると考えます。

本町を含む合併についての法定協議が昨年12月25日に設立しましたことは、評価されることと思いますが、平成17年3月31日に向けて意志の決定をしなければなりません。このことは現在、20歳以上の町民のみでなく、本町の将来、十勝の将来を担う子供たちにとって、より大きな重要な課題であります。

そのことを考えるならば、この町村合併問題についての町民の意見集約は、5割以上の参加を実現し、将来像を樹立することが必要と考えるのでありますが、町としてはどのような方策をもっておられるのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。以上。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

今後の市町村合併問題への対応についてであります。合併協議につきましては、先の行政執行方針の中でも申し上げましたように、昨年12月に3町村議会の議決をいただきまして、十勝中央合併協議会が設置され、今年12月末をめどに、45項目にわたる協定項目に係ります協議がスタートしたところであります。

伊東議員が言われますように、市町村合併につきましては、自治体の存続そのものにかかわる大きな問題であり、将来に禍根を残さぬよう、より多くの町民の皆さんの声をお聞きしながら、合併の是非を判断することが大切であろうと認識いたしているところであります。

しかしながら、説明会の出席率を先進地の事例に見ますと、必ずしも多くの住民の方が説明会に出席されているという実態にはありません。

平成13年1月から平成15年12月までに、新設合併により合併した19の全国の協議会のうち、住民

説明会を開催した13の協議会におけます住民の参加率は、1.76%にとどまっております。一番参加率の高いところでも、16.82%でありました。

また、協議会によっては、一度も住民説明会が開かれていないといったところもあるということであります。

平成16年度におけます十勝中央合併協議会の事業計画につきましては、次回の協議会に提案され決定される予定となっておりますことから、住民説明会の実施時期、あるいは内容等につきましては、今の段階では明確にお答えすることはできませんが、私としましては、日ごろから、あらゆる機会、あらゆる媒体を使って、可能な限り情報提供に努めるとともに、きめ細かな説明会を開催することにより、将来を担う若い人たちはじめ、できる限り多くの住民の皆さんの意見を伺ってまいりたいというふうに思っているところであります。

また、こうした問題、議員の皆さんにおかれましても、住民説明会参加や出前講座の招聘など、住民の皆さんへの働きかけにご理解、ご協力を賜りまして、できれば町全体として、いわば町ぐるみで合併協議が進められていければというふうに考えているところであります。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 今、町長の説明で、他の先進地の模様を聞いて、その点についてはよくわかりますけれども、今後の取り組みについて、私は、この問題はそれぞれの公区を通じて参加への気運を高めることが大事だと思います。

そこで、私は町長より各公区長へお願いをして、町民の多くの参画を実現すべきと考えますが、どうでしょうか。

私は、公区主催の町民の自主的な活動が促進する方法を、町長としてどう捉えておられるのか、重ねてお伺いいたします。その際に、必要資料などは前もって公区の住民全員に配布しておくことも必要と思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話しがありましたように、これから行う住民説明会については、公区を通じて参画を要請する、あるいは公区が自主的にやっていただく。当然、そういったこともこれから考えていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

これは公区が自主的にやっていただくということは、これは今までも、私どもは出前講座という中で、公区をはじめ、いろんな団体等からの要請がありましたら、その都度出向いて行って説明会、あるいは説明をさせていただいておりますので、それらを含めて、これからも継続してまいりたいというふうに思っております。

ただ、もう一つ、今まで説明会がなんとなく札内・幕別・糠内3カ所で説明会が終わっていたというような経緯があるのですが、これらをもう一步進めて、いよいよ最終段階になってまいりますので、やはり少なくともコミセン単位ですとか、あるいは開催時間についてもいろいろ検討をしながら、いわゆるより多くの住民の皆さんが参画できるような手法といったことも考えていかなければならないのだろうというふうに思っておりますので、もちろん今までもそうでありますけれども、公区長会議の席上なんかでもいろいろお話しをさせていただきながら、協力をいただいている経緯もありますので、今後とも十分相談をさせていただきながら、お願いをしていきながら、それらの対応にあたっていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 今、町長は、これから改めて公区長にもお話しをしながら、多くの人を寄せるという答弁がありますので、理解をいたします。

町長は、町民に対しても、関係町村に対しても、自信を持って胸を張って進められる合併推進のための町行政に切に願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員

[15番 芳 滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、2点についてご質問させていただきます。

常設保育所の民営化について。

政府は三位一体改革の中の補助金削減の中で、公立保育所補助金を全額削減し、一般財源化する方向です。幕別町の保育所はへき地保育所を含め、すべて公立保育所です。

町は行政改革大綱推進計画に基づき行政改革に取り組んでいますが、常設保育所の業務について民営化すべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

次に、職員の政策提案制度の導入について、ご質問いたします。

町村合併協議が進む中で、新しい町づくりに向けて、町職員が部署を超えてグループをつくり、具体的な問題について政策を提案していくことのできる制度を導入すべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

1点目の常設保育所の民営化についてであります。現在、本町で取り組んでおります行政改革大綱推進計画では、事務事業の見直しの項目の中に、民間活力の導入として各種業務の民間委託を進めることといたしているところであります。

また、国では地方公共団体が設置する保育所の運營業務の委託については、委託先としては公共団体、公共的団体又は普通地方公共団体が出資している法人で、政令に定めるものとされていたわけですが、これが平成13年度から、いわゆる規制緩和によりまして、これら以外の、いわゆるNPOですとか株式会社等の民間への委託も可能としたところであります。

ただ、全面委託にあたっては北海道の許可が必要でありますことから、審査等においては保育所を設置するのと同様な審査基準でありますことから、規制緩和がされたとはいえ、保育所の委託はかなり厳しい内容になっているところであります。

ご承知のように本町の常設保育所は、4月から幕別地区1カ所、札内地区4カ所の5保育所で、450名の定員をもって運営することといたしておりますが、ご指摘ありましたように、平成16年度から国の三位一体の改革として、公立保育所の運営費補助が一般財源化したことによりまして、本町においても財政的にはかなり厳しい状況になってくるものと思っております。

このようなことから、常設保育所の民営化につきましては、今後、検討すべき課題ではあると思っておりますけれども、当面、他町村の事例や今後の札内地区の保育所の設置計画、また、現在勤務をしております保育士等職員の状況も含めた中で考えていかなければならないものであろうというふうに思っております。

次に、職員の政策提案制度の導入をとのご質問であります。本町におきましては、昭和61年5月に、だいぶ古いのですけれども、職員提案制度に関する要綱を定めまして、これまでもこの要綱に基づき、町づくり全般にわたり、職員のアイデア、あるいは業務上の提言などを広く取り上げるよう努めてきたところであります。

また、これとは別に、職員の政策提案に関しましては、庁舎内に専門的プロジェクトを設置するときには委員を公募するなど、より職員の考えを集め、政策に反映していくよう努めるとともに、職員の自主研修なんかでは、それぞれ報告会を開き、意見交換を行うなど、職員の意識の高揚並びに政策形成時点での参加に取り組んできたところであります。

今後も、機会あるごとに職員のアイデア、業務上の提言など、積極的に取り上げるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員

○15番（芳滝 仁） 常設保育所の民営化のことにつきまして、町長の方からそのことを考えていくというご答弁をいただきましたのでありがたいと思いますが、常設保育所の運営費につきまして、職員の給料を除きまして1億3,000万円から4,000万円の予算が組まれております。

本当に財政難の時代で、民間でできるところは民間でやっていただく方向で、これも一遍にしていくということではなくて、徐々に、町長がおっしゃいましたように、保育所の状況であるとか、財政的な問題であるとか総合に勘案しながら、徐々にそういう方向でお考えいただきたいということを要望申し上げたということでありませう。

2点目に件につきましては、いろんな全国的な自治体で、積極的に探検団を派遣して、そしてそれを町政に反映をしていくとか、予算があるところでは、2,000万円というその予算に限って政策提案をさせていくとか、そういうふうな積極的に若い職員が部署を超えて政策提案をしていくという、そういう制度も導入しているところもあると聞き及んでおります。

ご答弁のように、積極的にそのことに取り組んでいただきたいということをご要望申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 芳滝議員、答弁はよろしいですね。

以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

[10番 前川雅志]

○10番（前川雅志） 通告に従いまして、3点について質問いたします。

はじめに、室内スピードスケート場についてお伺いします。

帯広市が平成19年2月の世界距離別選手権を目標に、室内スピードスケートリンク場建設に向け取り組んでいますが、本年1月16日、北海道スピードスケート場十勝圏誘致促進期成会臨時総会の資料などによると、事業主体は帯広市で、維持管理費については、現時点では道は助成しない考えを示しているという報告がありました。

2億5,000万円と想定した維持管理費を、寄付金、他町村からの補助金という話が出たともお聞きしますが、帯広市からそのような話があるのかどうかお伺いします。

そのような話があった場合、また、今後、正式に話があった場合、どのように対応するのか、町長のお考えをお伺いします。

次に、ふるさと銀河線についてであります。

ふるさと銀河線の存廃問題で、道が示しているバス転換案に、他自治体負担という表現で、帯広市と幕別町に負担金を想定しているという新聞報道が本年2月6日にあり、町民が疑問に感じているところでもあります。

新聞報道は本年2月6日ですが、ふるさと銀河線関係者協議会への道からの報告は、昨年11月23日でした。その後、具体的な話があったのかどうか、また、町長のお考えをお伺いします。

最後に、札内清柳大橋以東の土地利用と交通網整備についてお伺いします。

地域の住民のみならず、十勝管内交通網の中心として、札内清柳大橋が開通してから間もなく2年がたとうとしています。

土地利用・交通網整備は、札内清柳大橋の建設が決定してからすぐに計画を進めていると私は信じているところでありますが、以下についてお伺いします。

①土地利用計画はどのようになっているのかお伺いします。

②札内清柳大橋の交通量、どこからどこに行くために利用しているのかお伺いします。

③7号以東、旧国道を活用し、国道38号線に抜けるルートを生現が調査していると聞きますが、調査の結果、どのような可能性があるのか。また、今後、どのような計画をお考えなのかお伺いします。以

上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、屋内スピードスケート場についてであります。本施設につきましては、最初私どもが伺ったのは、十勝活性化推進期成会の中でこの話を聞いたわけでありまして、今お話しありましたように、本施設につきましては道立の施設として十勝に誘致することで、北海道屋内スピードスケート場十勝圏誘致促進期成会が設置され、北海道と協議を行ってきたところであります。北海道が実施主体となった整備は極めて厳しいということが期成会において判断がなされたことから、期成会の施設整備検討委員会において、国庫補助、道補助を視野に入れ、事業主体を帯広市とする「整備構想提案書」がまとめられました。これを受けて、本年1月16日に開催されました期成会の臨時総会にこれらが提出され、協議されたというふうに、私はお聞きいたしているところであります。

提案書では、屋内スピードスケート場を広域拠点施設として位置付けしておりますけれども、整備、管理運営についての管内町村の役割等についての具体的な提案はなされておりませんし、事務局の説明でも、これらについては、今後の検討事項となっているというふうに伺っております。

私どもといたしましては、今後、具体的な話になった場合には、管内19町村に関わる問題でありますので、町村会などの場におきまして、施設の位置付けや機能等を充分議論をし、適切な方向性を見出してまいりたいというふうに考えております。

次に、ふるさと銀河線についてであります。ご質問にありましたように、昨年11月23日に開催されました関係者協議会で、これは私ではなくて事務担当者の段階でありますけれども、北海道交通企画課によるバス転換試算の沿線自治体の負担が示され、その内容について、2月6日に新聞報道されたところであります。

11月23日の関係者協議会の前に、道によるバス転換の説明の中で、幕別町、帯広市の自治体名が出る場合もあるということは、十勝支庁から連絡を受けていたところであります。具体的な積算内容や負担金の額までの話はありませんでした。

私どもも、正直、新聞報道を見て困惑したところであります。新聞報道後に、十勝支庁から、あくまでも道の交通企画課による一方的な試みの計算、いわゆる試算であり、バス転換後の負担が決定したような誤解を招いたことは申し訳ないという旨の説明があったところであります。

ふるさと銀河線につきましては、十勝圏とオホーツク圏を結ぶ大動脈として、十勝圏活性化推進期成会においても存続を道に要望しているところであります。現段階におきましては、ふるさと銀河線の存廃問題の結論が出されておられませんし、また、本町に正式な提案もなされておりませんことから、コメントを申し述べる立場にはありませんけれども、結果としてバス転換となった場合の対処につきましては、今後、いろいろな場面で協議がなされるものと思っております。

私どもといたしましては、それらの推移を見ながら、適切な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

次に札内清柳大橋以東の土地利用計画と交通網整備についてであります。札内清柳大橋とそれ以東みずほ通交点までの整備につきましては、帯広圏域内環状線の一部として、昭和59年に「札内新道」として都市計画決定され、札内清柳大橋を含め、平成6年度から工事着手となり、平成13年3月全線開通となったところであります。

この街路の周辺土地利用計画につきましては、昭和60年に街路の整備促進と将来の土地利用の需要を見込んで、周辺地区の土地利用計画調査を実施いたしました。土地利用の一部として、依田地区の54ヘクタールを農村地域工業等導入法の適用を受け、平成2年には市街化区域の編入を行い、その後、幕別町土地開発公社により開発が進められてきたところであります。

その後の土地利用計画につきましては、平成12年度策定の「幕別町第4期総合計画」の中では、札内清柳大橋の開通により、新たな企業の立地動向や土地利用需要の高まりが予測され、雇用の拡大や町の活性化を視点とした計画的、合理的土地利用を進め、かつ、誘導する地域として位置付けをいたしました。

ところであります。

また、平成 15 年、昨年 10 月に策定いたしました「都市計画マスタープラン」の中でも、土地利用の需要増加が予想されることから、広域的な利便性の高い沿道型商業地や、基幹産業である農業関連倉庫、運輸業などの流通業務地としての土地利用を計画しているところであります。

しかしながら、計画に沿った土地利用を図っていくためには、農振法、農地法などの法律や、「帯広圏都市計画、整備・開発及び保全に関する方針」との整合を図りながら開発を進めなければならない、非常に課題も多くあるものと認識いたしておりますが、住民の生活の利便性確保や沿道サービス等の機能性の向上、さらには地場産業の振興及び安定した就労の場の確保のために、新たな土地利用に向けた努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に札内清柳大橋の交通量と車両の行き先についてでありますけれども、帯広土木現業所によります交通量調査によりますと、平成 14 年に平日休日を合わせて 4 日間実施をいたしております。このときの平均でいきますと、1 日交通量は 8,957 台、平成 15 年には 2 日間調査を行いまして、これの平均日交通量は 8,987 台、ほぼ同数の交通量となっております。

なお、この先の目的地につきましては、はっきりした数値は申し上げることはできませんけれども、通過交通の多くの車輛は幹線道路として整備されております道々更別幕別線、いわゆるみずほ通と、整備中であります道々幕別帯広芽室線、札内南大通の 2 路線に分散されているものと考えております。

また、町道幕別札内線方面への通過交通につきましては、あかしや団地及び泉町団地内の道路にも流入されておりますことから、平成 13 年度からは交通量の増加への対策として、一部歩道の整備を進めてきたところでありまして、今後につきましても地域と相談をさせていただきながら、交通安全対策に十分意を用いてまいりたいというふうに考えております。

次に 7 号以東ルートの帯広土木現業所による調査結果と今後の計画についてであります。

帯広圏域内環状線として位置付けされております本ルートの計画につきましては、帯広土木現業所により、平成 13 年度から途別川に沿った区域において、環境調査と合わせたルートの選定について検討をいただいているところであります。

しかし、現在は、ご承知のように、道々の幕別帯広芽室線、先ほど申し上げましたように札内南大通が整備中であります。帯広圏域内環状線はこの街路との並行路線であります。さらには、帯広圏域内環状線は 4 車線計画であり、ルート選定、あるいは決定に際しましては環境調査だけによるルート選定は難しい状況であり、環境と併せて事業の目的、内容、効果など、総合的な判断と住民及び関係団体との調整を行った上で計画策定を行う、いわゆる「環境アセスメント」が必要であるなど、現段階での整備計画は確定できる状況までには至ってはいないというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、本町にとってはもちろんでありますけれども、帯広圏域としても、国道の渋滞緩和や物流の促進効果が大きく期待されている路線でありますことから、早期着工に向けて、今後とも要請活動を続けてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○10番（前川雅志） それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

室内スピードスケート場、ふるさと銀河線問題につきましては、幕別町としての間違いのない判断を期待しております。

ただ、確認といたしまして、2 点お聞きしたいのですが、小学校、中学校、高校のスピードスケートへの取り組みということが、今どうなっているかということと、町民の方のスピードスケート人口ほどのぐらいいらっしゃるのかなということと、あと、併せまして、町民がふるさと銀河線をどのくらい利用しているのかということと、再度お聞きかせいいただきたいと思っております。

次に、札内清柳大橋以東の土地利用と交通網整備について、再質問させていただきますが、議事録、議会だよりなどを見たところ、3 年前の議会において、土地利用について、岡田町長は地域と十分協議してと答弁されておまして、それから 3 年経ちまして、十分協議されていることと思っておりますが、地域

の方々はどのようにお考えなのか、お伺いしたいということと、そろそろ年次計画を、さまざまな法律等の問題があるかもしれませんが、そろそろ年次計画、利用計画を立てていかなければ、いつまでたってもこの作業が進まないのではないかと思いますので、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） スピードスケートの関係は教育委員会に答弁をお願いしますけれども、私の方からできる部分についてですけれども、できる部分といたしましても、銀河線の利用者がどのぐらいいるのかということについては、なかなか町で掴んでいるデータはまずないのだろうというふうに思っておりますので、ひとつお許しをいただきたいというふうに思います。

それから、土地利用につきましては、これは今までも西和地区の皆さん、あるいは依田地区の皆さんと、たびたびといいますか、何回か協議をもっておりまして、いろいろご意見を伺ったり、町の考えをお話ししたりというようなことでありますし、また、地域の皆さん方から、こういうような計画についてはどうだというようなことについての問合せ等もありますので、もちろん成案になったようなものはありませんけれども、引き続き地域の皆さんとの協議を進めながら、町としての開発方向を定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長

○教育長（沢田治夫） 小学校、中学校、それから高校のスピードスケートの実態、どうかということがありますけど、具体的な数字はちょっと今持ち合わせておりませんが、大規模校、小規模校いろいろありますけども、農村部、ここは地域を挙げて生徒児童全体的にスケート自体に取り組んでおりますし、大規模校におきましても、町営のリンクを使いながら、そうしたスケートの練習なんかもしております。

中には帯広のスピードスケート場にも行って、少年団活動もやっているというふうに聞いております。それぞれ学校においては、全道大会、あるいは全国大会に行く方もいらっしゃると思いますので、それぞれ、そんなに熱は冷めていないのではないかなというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

(10 : 51 休憩)

(11 : 09 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永井繁樹]

○17番（永井繁樹） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきますが、質問の前に字句の訂正をお願いいたします。

①の（1）、2行目の「連携して雇用の場の大」とありますが、これは「拡大」の誤りでございます。訂正をいただきたいと思っております。

それでは、町としての雇用対策についてを質問いたします。

日本の景気は、いくぶん上方傾向になってきていると伝えられておりますが、失業率はいまだ5%前後で、足元の雇用状況はおぼつかないものがあります。

そこで、以下、質問をさせていただきます。

最初に、我が町においても長引く景気低迷のため、厳しい雇用状況にある中で、町としての雇用対策はどのように取り組んでこられたのでしょうか。

特に、2001年から2010年までの第4期総合計画における施策の方向では、雇用の拡大・確保と題しまして、一つ目には、地場企業の育成や企業誘致に努めるとともに、関係機関などと連携して、雇用の場の拡大・確保を図ります。

二つ目には、季節労働者の冬期期間における就業の場の確保に努めるとともに、通年雇用を促進します。

三つ目には、高齢者の就業機会の拡大に努めるとともに、高齢者就労センターの一層の活用を図ります。

そして最後、四つ目には、障害者の雇用促進のための、事業主に対して責任ある役割分担を求めています。とありますが、これまでの施策内容とその効果及び今後の取り組みについて伺うものであります。

二つ目に、自治体が行っている雇用対策の一つに、緊急雇用特別交付事業がありますが、この交付事業は自治体が主体となって、雇用対策を進めることができる事業であり、創意工夫により、地域密着型の事業拡大などの制度活用を図ることができそうですが、この活用をどのように図ってこられたのか。

また、雇用創出効果はどうであったかを伺います。

3点目ではありますが、厚生労働省においては、多くの交付事業における推奨事業例がございます。

例えば、「教育・文化」では、多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れ、教科書指導、文化芸術活動、自然体験活動を充実する事業など、ほか6項目。

「環境」では、森林作業員による身近な自然の再生を含めた森林整備の強化を通じて、環境保全を図る事業など、4項目。

「治安・防災」では、警察支援要員による違法駐車・駐輪の監視・指導や街頭等における生活安全・交通安全に関する教育指導、交通安全施設等の設置状況の点検を通じた地域の安全確保を図る事業など、4項目。

そして、「福祉・保育」では、授産活動等推進委員を派遣し、授産施設・小規模作業所の機能向上、障害者の作業能力向上、就労支援ネットワークの構築を図る事業など、8項目。

そして、「地域振興」では、地域住民のIT活用能力向上のサポート体制を構築する事業など、6項目がございます。

これら事業を創意工夫によって、積極的に受け入れていくことが必要と思いますが、現在までどう対応されてきたのか。

また、平成16年度はどう対応していくのかをお伺いするものです。

4点目ですが、町としての雇用対策について、現在は商工観光課で対応していますが、担当課・係をさらに明確にし、町民の雇用創出を図るべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

5点目、町におけるワークシェアリング推進に向けた取り組みと、若年層の雇用対策について、お伺いをいたします。

そして最後に、平成15年6月に職業安定法の改正で、自治体に雇用政策に関する権限移譲が行われました。この改正によって、地方公共団体も無料職業紹介事業を行うことが可能になりました。今後の町としての雇用政策の新たな展開の方向性について、お伺いをいたします。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

町としての雇用対策についてであります。

最初に、第4期総合計画における雇用の拡大・確保に対する施策の方向4項目に対する施策内容とその効果及び今後の取り組みについてであります。長引く雇用環境の悪化による厳しい環境下において、本町における雇用の安定と拡大を図るため、これまでハローワークや関係機関と連携を図りながら、雇用啓発や若年者・高齢者等の就業機会の拡充等雇用対策に努めてきているところであります。

まず、施策4項目の1点目であります「地場企業の育成や企業誘致による雇用の拡大と確保」であります。地場企業の育成につきましては、町融資制度の充実と商工会経営指導員によります巡回相談・窓口相談で、経営・金融・労働面等の指導について、年間1,000件程度行っており、財団法人北海道中小企業支援センターにおきましても、必要に応じ、技術指導や人材支援をいただいているところであります。

また企業誘致ではダイレクトメールの送付や企業訪問等により、ここ3年間で8社の企業が進出し、おおむね40名の雇用が創出されているとともに、トータルでは不明確な部分もありますけれども、明野工業団地で、操業10社に対し262名、札内東工業団地では48社348名、リバーサイドでは30社236名、合計で88社846名の方の雇用が確保されておりますことから、引き続き、商工会と連携し、企業育成を図るとともに、企業誘致による雇用の創出を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の「季節労働者の冬期間における就業の場の確保と通年雇用」につきましては、春先の街路清掃により、おおむね延べで毎年160名の方々を雇用し、さらに冬期技能講習会へ職員を派遣するなど、通年雇用のための環境づくりを支援いたしているところであります。

3点目の「高齢者の就業機会の拡大、高齢者就労センターの活用」につきましては、高齢者就労センターにおいて、冬期間の交差点・歩道の除雪や、除雪機械で対応できないところを手作業で除雪・雪下ろしを行っており、これらに要する雇用総数は、役場全体でおおむね70人程度を雇用しているものというふうに思っております。

4点目の「障害者の雇用促進のため、事業主に対する役割分担」につきましては、事業主に対し、障害者雇用に関するご理解をいただくため、町広報紙で障害者雇用に関する各種支援制度や企業訪問により周知を図っているところあります。

また、このほか雇用に関しましては、国・道の緊急地域雇用創出特別交付金事業や、一村一雇用おこし支援事業に取り組むとともに、15年度から町の緊急雇用策として、新卒者で就職を希望しながら、未内定の方を臨時的任用職員として採用し、民間企業への就職を促進しているところであります。

これら事業実施に伴う効果につきましては、第4期総合計画が3年を経過したところではありますが、既に実施、実施中の事業を含め、一定の成果が得られているものというふうに考えております。

さらに今後の取り組みにつきましても、町独自の事業のほか、国・道の雇用対策に関する新たな制度等を活用し、雇用の確保と魅力ある雇用環境づくりのため、最善を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金事業の活用と、その雇用創出効果についてであります。現下の厳しい雇用情勢に的確に対応するため、本町におきましてもこの制度を活用しながら、緊急かつ臨時応急の雇用、就業機会の創出を図ってきたところであります。

ご承知のとおり、この事業は国の緊急雇用特別交付金事業により、北海道がそれに基づく基金を創設し、平成13年度まで本事業が実施され、雇用の受け皿としてその役割を果たしてきたところであります。しかしながら、雇用環境は依然として厳しい状況にありますことから、国・道において、即効性のある対策が急務であるとの観点に立ち、新たに14年度から16年度まで3カ年、交付金により事業を実施しているものであります。

本町の事業の活用内容につきましては、11年度から13年度の3年間は「簡易水道台帳の整備」を行い、延人数1,389人、実雇用者数30人の雇用を創出し、14年度につきましては、わかば幼稚園において、心身の発達に応じた幼稚園教育を実施するため、複数の教員を配置する事業である「元気いきいきパートナー事業」の実施とともに、ボランティア活動や体験学習における危機管理面のチェックや、活動内容を充実させるためにコーディネーターを配置する事業として「ボランティア体験学習事業」の実施、さらには、低学年の生活、教科指導等を主に、学習障害・多動性障害等の傾向の児童がいる学級に複数担当者を配置する事業として「ゆとりいきいきパートナー事業」を実施いたしました。

また、防犯灯台帳整備事業4事業で、延人数1,172人、実雇用者数13人の雇用を創出したところであります。

15年度につきましても、「元気いきいきパートナー事業」、「ゆとりいきいきパートナー事業」の2事業を継続し、新たに新学習指導要領の移行に伴い、文化芸術活動や自然体験活動等において、内容を充実させるために指導員を配置する事業として、「ジュニアスクール支援事業」の実施、さらには、学校の週5日制に伴い、土曜日に各種行事を開催することで、非行、いじめの解消につなげる事業であります「サタデースクール支援事業」を実施し、延人数1,330人、実雇用者数12人の雇用を創出いたして

おります。

また、本年度事業につきましては、幼稚園で実施された元気いきいきパートナー事業の保育所版により、4カ所に職員を配置する「すこやかあそびのびパートナー事業」1事業を実施し、延べで1,740人、実人数で12人雇用する予定としており、11年度から16年度の総体では、8事業、延べ5,631人、実雇用者数で67人を見込んでおりますことから、当面、就業の場の確保、就業機会の拡充につながっているものと理解をいたしているところであります。

次に、交付事業における推奨事業例の対応と、16年度の対応についてであります。地域の実情に即した緊急応急の雇用・就業機会の創出の考え方から、11年度から13年度の3カ年につきましては、「行政」その他の項目で、簡易水道台帳の整備を実施、14年から15年度の2年間の事例では、「教育・文化」の多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れ、教科指導等の教育活動を充実する事業で、「ゆとりいきいきパートナー事業」などのほか、先ほど申しました「ボランティア体験学習事業」、「サタデースクール支援事業」「ジュニアスクール支援事業」、「元気いきいきパートナー事業」等を実施したところであります。

また、「治安・防災」の防火対象物・防災対象物に関する調査・指導等の普及啓発による地域の防災安全性の向上を図る事業では、「防犯灯台帳整備事業」を実施いたしました。

本年度につきましても、「福祉・保育」の地域の保育士、子育て経験者を活用し、保育所・親子が集まる場における子育て支援サービス事業である「すこやかあそびのびパートナー事業」の1事業を実施したいというふうに考えております。

次に、町として担当課・係を明確にし、町民の雇用創出を図ってはとのことではありますが、完全失業率の高止まりや有効求人倍率の低迷する中で、雇用を一人でも増やし、失業者を少しでも減らしたい、このことは切実な問題であり、願望でもあります。

町といたしましては、中小企業をはじめとする雇用環境は依然として厳しく、急速に進む少子高齢化や情報化・国際化の進展のなかで、国・道の事業を最大限活用するとともに、単独の事業を状況に応じ実施し、就業の場の提供、就業機会の拡充、さらには、ハローワークや関係機関との連携をより密にし、職業紹介や就職相談などに最善を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

なお、体制につきましては、雇用に大きく影響する商工業との関係もありますことから、現担当課、商工観光課で対応するのが最も望ましい形と思っております。

次に、ワークシェアリングに向けた取り組みと若年層の雇用対策についてであります。仕事を分かちあって雇用の維持を図るだけでなく、多様な就労ニーズに応えるため、労働時間を柔軟に組み合わせる、例えば、残業手当分を、雇用を増やすという考え方などの、国内でも導入への関心が高まっておりますが、専門的分野・職種などの問題点も指摘されておりますことから、今のところ、ワークシェアリングという発想をもって雇用を増やすということは、本町においてまだその時期ではないものというふうに考えております。

また、若者の雇用につきましては、先日も新聞報道等ありましたけども、34歳以下のフリーターが200万人もいるといわれている中で、企業においては契約社員やパート等に切り替えるなど、雇用形態が大きく変化しており、極めて深刻な事態にあるものというふうに受け止めております。

町といたしましても、新卒者に係る臨時的任用職員のほか、企業誘致により雇用創出と若者に関する総合的な情報提供・相談の実施を関係機関と一体となって取り組んでいくとともに、機会あるごとに各方面に若者を雇用するよう強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、無料職業紹介事業の町としての方向性についてであります。無料職業紹介事業につきましては、近年の厳しい雇用失業情勢に対応し、二重行政の不効率を回避しながら、地方公共団体が自ら職業紹介事業を行うことにより、効率的かつ集中的な求人・求職の結合を促進し、厳しい雇用情勢の改善を図ろうとするもので、町が行う場合はハローワークに登録されていないこと、独自の求人開拓事業を行うこと、さらには職業紹介責任者を選任しなければならないこととなっております。

しかしながら、現行の制度におきましては、ハローワークより求人情報の一覧表・求職情報の一覧表

の提供を受けることができますことや、さらには、Uターン就職面接会、大量の離職者がでた場合等については就職面接会を共同で開催できることなどから、現時点での無料職業紹介事業の実施は考えておりませんが、今後、他市町村の実施状況等も踏まえ、調査、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 質問の前に、現段階で、現実的に、市町村レベルで独自の雇用対策を打ち上げていくということは、かなり難しい状況であるということは、私自身も十分認識はしております。

ただ、私の質問は、今後に向けた質問となりますので、その範囲で理解をしていただきたいと思っております。

まず、町長の答弁の中の2001年から2004年の町政執行方針のあり方ではありますが、私も町政執行方針を振り返ってみて調べてみましたところ、平成13年度の2001年については、労働対策という項目はないのですね。総合計画の中にはありますが執行方針の中にはないということで、代わりに何があったかという、企業誘致という形です。企業誘致ということで、地域雇用の開発を促進していこうというねらいがあったのではないかなと思います。

さらに14年度では、ここから労働対策項目が出てきました。併せて、企業誘致も出てきております。その中で、地元定着化と冬期雇用援護制度の活用、それと企業誘致による雇用の創出を挙げております。

さらに15年度においては、同じくここでも労働対策と企業誘致、ただ、労働対策の中では、町の緊急雇用対策として、新卒者の臨時的任用を図るという内容が入っております。

そして、今年度につきましては、労働対策・企業誘致両方ございますが、特に、先ほど説明のありました緊急地域雇用創出特別交付金事業と、一村一雇用おこし支援事業の積極的な取り組みということで、この間の執行方針の中で謳われております。

それで、町の緊急雇用対策については3名ほどの実例がありまして、それに対する説明もございました。こうしてみますと、まず印象として受けられるのが、国・道の制度に乗った労働対策は、今、答弁がありました中で、非常に的確に細かくされていると私は思います。しかし、町独自の雇用対策にあっては、私はまだまだこれからなのかなという印象が多いわけです。

そこで、今回の質問を町長にしているわけですが、例えば、執行方針の中にありますところの4番目、これについては具体的な答弁が少なかったと思いますが、これは幕別町障害福祉計画の中できちっと謳われております。平成13年度につくられた計画だと思いますが、謳われてはいるのですが、このところが未実施のままである。これは平成13年度にこの計画を立てて足掛け3年になるわけですから、この状態が未実施のままどの程度推移をしていくのかということで、担当部局はこれらについて、どのような今後の努力計画を持たれておられるのか、具体的にお伺いするものです。

それと、2番目に質問にかかわって、緊急雇用特別交付事業にかかわっての町長の見解を確認したいのですが、期限限定で行われた施策というのは、基本的には根本的に雇用回復に、私はつながっていかないのだろうという疑問を持っております。全国でいろんな形で同じような事業が行われておりますが、早い話が、その場限りの形が強いですから、なかなか新たな機会ビジネスに遭遇するとか、雇用機会が発生するとかっていう、なかなか継続的には難しい状況がありますが、その中で、そういった制度を利用されているのですが、されている中で、消化をすれば一つの事業としては達成するのでしょうか、担当部局ではそれから先、どういうふうに考えられて、どういう計画を持たれているのか。この制度の実態を含めて、今後に向けた考えがあればお聞きをしたいと思います。

それから、3番目についての厚生労働省については、交付事業における推奨事業例というのは、よく有効利用されているという印象が強いです。これは16年度においても、保育所関係で実施をするということで、積極的な取り組みを期待するところではありますが、この4番目の、町としての雇用対策を現行の商工観光課でというのは、これは私も同感なのですが、課と係のあり方なのですね。仕事の姿勢というのですか、仕事の方向というのですか。やはり町独自の雇用対策の方向性がやはりないと、ここでも。

そういう印象があるのですね、私には。全くないとは言いません、少ないということです。

ですから、その辺り、最後の問題にも触れていくのですけれども、やはりもう少し体制を強化して、町民の対応にきちっと答えていけるという状態になっているのかということです。

その辺の町民の現状と対応についてご説明ください。

あと、5番目のワークシェアリングについては、町長の申されるように、現段階で日本ではやはりワークシェアリングの導入というのは難しい状況にあると私も理解をしておりますが、ワークシェアリングの基本は、労働時間の短縮が基本だと思うのです。ですから、役場庁舎内で例えば、町としてのワークシェアリングを考えた場合に、残業が減らないのであれば、ワークシェアリングの導入はほど遠いということですね。

ですから、残業が減って行って、労働時間を短縮がされていかなければ、本来のヨーロッパあたりが先進地であります、それらのワークシェアリングとしての意味は全くなさくないということでもありますから、現況、その残業短縮ができない、要するに労働時間の短縮ができないという状況の中で、町長はワークシェアリングについてどう考えられているか。すとか、しないかということではなくて、そういうひとつの認識の問題だと思うのですが、それをご確認します。

それと最後、6点目、現段階では非常に幕別町としては、この職業安定法改正の中での無料職業紹介が難しいというお話しです。

私も現段階では、冒頭申し上げたように難しい状況にあると思いますが、今後の幕別町の展望を考えていくときに、この町としての労働雇用対策というのは、やはり不可欠になっていくだろうと。ですから、現在までにないもの、これからつくっていくものの中で、特に私が要望したいものは、やはり雇用労働政策のマスタープランだと思います。

将来的にこれは当然必要になってくるだろうと。

また、全部局にまたがる組織体としての、総合経済的な雇用政策の策定。この将来的な問題も入ってくると思います。

ただ、これには、経済団体からはじまりまして、労働団体、あとは女性団体、それと障害者、高齢者組織などの参画が不可欠ですので、やはり現段階から、将来を見据えた、こういった策定に向けた検討を開始していただきたいと、そう思います。

さらには、雇用に関する情報ですとか、一元的にそれを取り扱うということでネットワーク化する必要があると思いますので、やはり総合相談窓口、商工観光課がもし今後継続としていくのであれば、この辺を先に設置をされて、将来的な雇用労働政策の確立を基礎付けるような状況まで、私は持っていくべきだと考えます。

もし、このことについて、非常に難色を示されるというのであれば、私はもう1点、役場独自の雇用創出政策として、少し細かい部分に触れさせていただきますが、特に公務員を退職された後、今、幕別町では再任用制度を自粛しております。しかし再任用制度以外の雇用ですね、退職者の。それあたりはやはり実際にあるのだろうと思います。

そうした場合に、雇用政策を一般住民というターゲットで考えた場合に、辞められた方も当然一般住民であります、やはり元公務員ということになりますので。本来的には私はそれ以外の住民に雇用を拡大すべきだろうと思います。

実態は、それはどういうふうになっているのかお聞きしたいところではありますが、少なくともこの厳しい現況の雇用状況を考えたときには、やはり元公務員の退職者が雇用をされるという現況は、町民としてはあまりいい感情には思っていない。ですから、ここをやはり修正されて、一般住民の雇用入門を開いて、政策的に難しい状況があるのであれば、まず第一歩として、これからについてはそういった雇用対策を私はすべきと思いますが、それらについての考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の障害者に対する雇用の関係でありますけれども、障害者福祉計画の中でいろいろな障害者の雇用の関係が出ておりますけれども、これらについても今の段階で全部が全部できあが

っているということではありませんけれども、引き続き、そういう状況を踏まえながら対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、私ども、町といたしましては、実は来年の職員の採用の中でも、障害者の方の採用を、今、予定をいたしております。これは国の基準の中で、一定以上の職員を任用する場合には、障害者を任用しなさいという規定がありますから、仕方がないというか、当然なのですけれども、今回、そういうようなことで、私どもとしても当然障害者の皆さんの任用の場、職場の確保という面については、これからも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

それから緊急雇用対策、これは先ほどもお話しもありましたけれども、確かに一時的にそういうことだから緊急雇用ということの名前がつくのでしょうか、ただそれが終了した後、町が継続的にそうした仕事を確保していくかということになりますと、やはり一番大きな問題は財源的な問題であろうというふうに思っております。補助がある間は何とか、国、あるいは道の補助をもらいながら制度を維持していく、あるいは堅持していくということになるのでしょうか、これが切れたときに、果たして町が独自でそういった制度を継続していけるかどうか。この辺の財源的な問題もあって、正直いってなかなか難しい問題ではないのかなというふうに思っております。

それから雇用全般にいえることは、今、永井議員もお話しありましたように、なかなか1町村のみだけで対応できる問題というのは、そう多くはないのだろうというふうに思います。やはり大きな視野、もちろん国の景気回復とか、いわゆる経済復興とか、いろんな角度の中でこうした雇用問題にも波及をしていくのだろうと。私どもはそうした中で、町村がやれる範囲のものを、そしてやらなければならない、果たすべき役割といったものを、この労働行政の中で少しでも進めていくということが大事なことであろうというふうに思っております。

商工課の窓口の問題もお話しありましたけれども、私は今のところ、商工観光課に置くのが一番いいと思いますけれども、ただ先ほど来お話ししておりますように、そうした雇用問題というのは、そこだけで済まされない、いわゆるいろいろな担当部署に波及していく問題がたくさんあるわけでありまして。そこで任用して、後は教育委員会に任ず、後は保健福祉課に任ずからやってくれということだけでは進まない問題もあろうというふうに思いますから、後段にお話しありましたネットワークも含めながら、いわゆる連携を密にした中で行政が一体となった労働問題、あるいは雇用問題に対応していくことが必要であろうというふうに思っております。

それからワークシェアリングについてでありますけれども、これはなかなか難しいわけでありましてけれども、確かに私どももいつもご指摘ありますように、何とか職員の時間外を減らしていこうということについては意を用いているところであります。

最近、お聞きしますと、国家公務員も含めた中で、今、公務員改革の中で、さらにワークシェアリングというようなものが、どこが出るのでしょうか、人事院が出すのか、あるいは地域制度調査会が出すのか。公務員制度審議会、そういったところでも、今、ワークシェアリングの問題、公務員のワークシェアリングのあり方というようなことは、今、論議が進められているというようなことも言われております。私どももそうした状況等の推移も見ながら、これからどのような方法があるのか、あるいはどのようなことが町としてやっていけるのかというようなことも含めながら、調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

それから、情報ネットワークの問題でありますけれども、これは先ほどの町村が無料で職業紹介をできるような制度が出てきたということでもありますけれども、なかなかこれも、先ほどの話になりますけれども、一方ではハローワークがあって、それなりの機能を持ち役割を果たしているわけでもありますから、これと町村がまた別個に新たなものを持っていくというのはなかなか難しい。逆を言えば、そこと連携しながら、町民の皆さん、あるいは住民の皆さんが利用しやすい、より良い方向を、双方が求めていくことの方が返って効果的かなというふうにも思っておりますけれども、前段答弁申し上げましたように、さらに状況等についての研究、あるいは検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

それから、再任用、いわゆる公務員が辞めた後、役場の関係の仕事についている。これはいろんな考

えがあるのだらうと思いますけども、私は今までやってきたのは、あくまでも町職員、あるいはそれぞれ今まで公務員として培ってきた経験や知識を短期間の間、これは5年も10年も任用するというのではなくて、あくまでも1年なり2年、長くても3年ぐらいを限度にお願いしている。そういったことになりますと、どうしても賃金的に、一般の人が30代、40代の人が生活できるような、それだけの賃金を現実に支払うというようなこともなかなか難しいという中では、何とかそうした今までの知識や経験を生かした中で、いわゆる任用して、そしてそのことが行政に、あるいは住民の皆さんに役立つことであれば、必要でないのかなというようなことも思いとしてはありますけども、いずれにしても、そういう厳しい雇用状況にありますから、そういった面にも住民の皆さんもいろいろな目で見ると思っております。そういったことも含めながら、さらに内部で協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 町長の方向性というのは、ここで理解できるものであります。

ただ、強くここで求めておきたいのは、やはり経済雇用政策の総合的な策定を、やはり私は手掛けるべきだらうと思います。いろんな、うちには策定する組織がございませけれども、やはり先ほどと重複しますが、やはり経済団体、労働団体、女性団体、それと障害者、高齢者などの組織体を参画させた、やはり策定委員会組織ですね、そういったものをやはり立ち上げていかないと、どこでそういったいろんな住民の考え方を把握していくかというのはなかなか難しいでしょうし、これらについては、制度が変わって無料職業紹介所の無料ができるという中ででも、できていけることですので、ぜひこの体制はやはり、今後の労働政策として、商工観光課が責任ある部署として動くためには、私はぜひつくっていただきたいというのが強い要望です。

それと、質問の中で一つ触れましたが、緊急地域雇用創出特別交付事業については十分わかりましたが、この一村一雇用おこし支援事業というのが、今回の執行方針の中でも積極的に取り組むということで謳われているのですが、これについて、さらにちょっと詳しい取り組み方の方針を説明いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のいわゆるマスタープラン的な、雇用に係る計画策定、これは確かに必要なことであらうというふうに思っております。経済団体を含め、いろんな団体のご意見をいただきながら、そうした計画を策定することも必要になってくるのだらうというふうに思いますけども、とりあえずいろんな状況を調査しながら、環境、あるいは他町村の事例等も見ながら検討をしてみたいというふうに思っております。

それから一村一雇用、これは既にご案内かと思っておりますけど、北海道が主催といいますか、出資をいたします、いわゆる高橋知事が就任された後に、この問題を取り上げているわけでありまして、これは民間が行う事業に、道補助金が導入されるというようなものでありまして、今、本町でやっているのは、グループホームにかかわる事業に対して、この事業が認定されているというのか、決定されているというのが現状でありますので、そうしたものを含めながら、さらにこうした事業に対する町としての支援も進めてまいりたいという内容のものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:50 休憩)

(12:58 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

[13番 古川 稔]

○11番（古川 稔） 通告に従いまして、大きく3点の質問をさせていただきたいと思います。

1番目、国道38号線沿いの開発計画はということで、国の財政が厳しい中での計画実施は、だんだんと遠のくのが見られてきておりますが、町村としてもしっかりと計画を立案し、早急に要請する必要があると思われませんが、次の点についてお伺いいたします。

東13号以東の4車線計画はということで、先日の町長の町政執行方針で、11号から13号間につきましては、計画が地震対策のために遅れているというふうに聞いておりますけれども、一応計画はできあがっているという話でございますので、13号以東につきましてどのような考え方があるのかお聞きしたいと思います。

町の都市計画にもある相川・明野間のバイパスにつきましては出ておりますが、どのような現況にあるのか、あるいは今後の考え方等お聞かせいただきたいと思います。

現道であります止若橋の耐久度ということで、危険度とも申しますが、どのような点になっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

道の駅構想はないのかということで、前の町長の時点でも多少話が出ておりましたけれども、その後においてはどのような形になっているのかお聞きしたいと思います。

2点目、スマイルパークの利用について。

非常に広大な芝も根付きまして、毎週草刈も行われているのでありますが、あそこを利用されている方の姿が非常にまばらであると。町民の目から見ればもったいないと見えているのではないかというふうに考えます。何か利用方法等考えておられるのであれば、お伺いしたいと思います。

3番目に、災害時の安否の確認について。

高齢老人所帯、独居老人、あるいは身障者住宅に対しまして、災害時（地震・大雪等）の時点での安否の確認について、早急に対応できる体制はできているのか、お伺いしたいと思います。以上。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、一般国道38号線の札内東13号以東の4車線計画並びに相川・明野間のバイパス計画についてであります。国道38号線の4車線拡幅整備につきましては、本町にとりましては長年の懸案事項でもあり、執行方針の中でも申しあげましたように、札内東11号先から札内東13号先までの延長約930mにつきましては、平成14年度から用地買収等を進めていただき、一定区間の用地処理状況により、本工事に着手していただけるとお聞きしているところであります。

ご質問の札内東13号以東と、相川20号線から明野地区国道242号線交点までのバイパスを含めた整備計画につきましては、帯広開発建設部をはじめ、開発局、国土交通省に対し、十勝圏活性化促進期成会などを通し、要請活動を行ってきたところであります。国としましては、現在、高速道路等の自動車専用道の整備に重点が置かれているというような状況でありますことから、一般国道の整備につきましては、きわめて厳しい状況にあります。

さらに、本区間は、北海道横断自動車道との並行路線であることから、清水・池田間の開通後は、札内東13号以東の交通量の増加は鈍化している状況にあり、整備に向けての環境を整える上で、大変厳しい要因になっているというふうに伺っております。

現在、国が進めております第13次の道路整備5カ年計画、平成15年から平成19年までの間ですが、この中には本区間は含まれてはおりません。かなり後年次となる見込みと思われましても、本町といたしましては、懸案でもあり、関係機関との連携を図りながら、早期に事業化されるよう粘り強く要請活動を進めてまいりたいというふうに考えている所です。

次に止若橋の耐久度についてであります。この橋は昭和30年10月に架橋された鋼橋の永久橋であります。ご質問の耐震調査につきましては、平成7年の阪神淡路大震災後に行われており、その結果は当時の耐震強度を満たしていたとのものでありますけれども、しかしながら、その後、耐震強度の基準の見直しがなされましたことから、現在の基準に照らした場合、その耐震強度は満たされていないというふうにお聞きいたしているところであります。

このようなことから、今後、耐震補強工事を行う予定ではありますが、施工年次につきましては未定とのことであります。耐震補強工事の早期着手に向けて、要請活動を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に道の駅構想についてであります。地域の創意工夫により、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設としての道の駅は、現在、道内では83カ所、十勝管内では9カ所が登録されております。いずれの道の駅につきましても、施設は地方公共団体が整備し、商工会や地方公共団体が出資した法人などにより管理運営が行われているところであります。

本町での構想はとのご質問であります。費用対効果や運営面での課題もありますが、一方では地域振興に寄与されるなどの期待もありますことから、今後とも民間サイドの動向等も視野に入れながら、調査、研究をしてみたいというふうに考えております。

次にスマイルパークの利用についてであります。

スマイルパークは、ご承知のとおり、平成8年の本町が開基100年を迎える記念として、平成7年から平成9年にかけて整備された都市計画公園であります。

また、近年の都市化の進展とともに、核家族化の傾向が強まるにつれ、人々の心に潤いや安らぎを与えてくれる空間が求められている時代に対応するため、恵まれた自然環境を生かしながら、町民が憩い、くつろぎ、交流の場を創出するとともに、スポーツ、レクリエーション機能の集積を図ることを目的に設置された公園であります。

ご質問の緑地部分のうち、パークゴルフ白人の森コースにつきましては、平成14年度利用者数が10万1,818人、平成15年度は西コースが改修工事で閉鎖された期間もありましたことから、減となっておりますが、7万6,719人の実績となっております。大変多くの方が利用されているところであります。

その他の芝生広場は多目的広場として、十勝らしい広大な緑地を有した公園との理念のもと整備したものであり、開設当初は知名度も低く利用者も少ない状況でありましたが、例年開催の産業まつりのほか、昨年実績では、ドッグスポーツ大会、スポーツカイト大会、アーチェリー大会などが開催されるなど、徐々にではありますが散策の利用者数も含めて増加傾向にあります。

今後も将来にわたり、町民に親しまれ愛される公園として、利用促進に向けた啓発をはかりながら、適切な管理を行ってまいりたいというふうに考えている所であります。

次に、独居老人、身障者等の災害時の安否確認についてであります。昨年9月26日に発生した平成15年十勝沖地震につきましては、ご承知のとおり、幕別町が震度6弱という非常に大きな地震に見舞われたところであります。

町としましては、地震発生後、幕別町地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置と第3種非常配備態勢を整え、全職員が登庁のもと、町内全域の被害状況調査や連絡活動にあたるとともに、幕別消防署も火災などの調査や対策を実施したところであります。

おかげさまをもちまして、建物の損傷やけが人などの人的被害については多少あったものの、生命を脅かす事態に至ることもなく、安堵したところでもあります。

このように、我が国は世界でも有数な地震多発国と言われ、ひとたび大きな地震が発生しますと、電話の不通はもとより、道路網が各地で寸断されることも予想され、特に一人暮らしの高齢者や障害者の方などにおいては、時として生命の危険にさらされることとなります。

このことから、町として「幕別町地域防災計画」に公共施設の整備の必要性などを謳った「地震に強いまちづくり対策」の項目を盛り込み、建築物の耐震・不燃化の推進を行い、地震に強く安全に暮らせるまちづくりに努めていく所存であります。

また、独居老人、身障者等の災害時の安否確認につきましては、これまでも民生委員において、地震などの災害発生時や大雪の際には、これら高齢者や障害者の方などの安否確認を行ってきているところでありますが、昨年のように大きな地震においては、より迅速な安否確認が必要ではないかということで、既に災害時のマニュアル作成に向けて内部検討も行っているところであります。

しかしながら、被害の程度によりましては、民生委員の皆さんだけでは対応しきれない場合もありま

す。また、これら社会的弱者の方々に対しましては、行政はもとよりでありますけれども、地域の皆さんで支えあうことが非常に重要であろうというふうに考えているところであります。

現に、札幌のある公区におきましては、災害発生時には、隣近所の助け合いが大事であるとの考えから、公区の防災訓練の実施にあたり、事前に高齢者や障害者のおられる世帯の状況を捉え、近所の方々がこれら高齢者や障害者の皆さんを安全な避難場所に誘導しているというふうにお聞きをいたしております。

公区長さんのお話しによりますと、「こうした訓練を行うことにより、従来にも増して、地域住民が結束し仲良くなれた。コミュニティ活動の面からも非常に有効であった。」というようなことも伺っております。

このようなことから、今後も、災害の発生において、行政が対応することは当然なことではあります。さらに公区をはじめ、多くの関係者の皆様方にもご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○11番（古川 稔） 38号線の計画につきましては、先がちょっとまだ見えないということではありますが、地方によっては追い越し車線のような形の、部分的4車線化というような形でもって進めている地域もあるというふうに聞いております。

そういうことで、要するに車の流れを良くするという部分もあろうかと思えますし、先ほど町長から、車の台数が減っているというふうに聞いておりますけれども、現実、私たち、朝夕時間帯で国道に出るのが非常に困難な状況、そして農業者にとってトラクターなど、横断に非常に困るような状況になってきております。

そんなことを考えますと、統計等の数字を見比べたわけではないので何とも言いようがありませんけれども、見た目ではかなり車が増えているように実感をしております。そういったことで、今の財政の中では非常に国に要請してもなかなかできないということはわかりますけれども、町として早期に計画等を立てて、お願いをしていってほしいというふうに思えますし、特に止若橋につきましては、危険度合いが既にもう超えているというような状況で、現在、大型トラックも既に19トンとか20トンとかいう大きなトラックが国道を走っております。

そういった面で、かえって危険度が上がっているというのも現状でありますので、そういった部分、早急に対応していただければというふうに考えます。

それから、道の駅につきましては、なかなか町単独でもって施設をつくるということになれば、なかなか難しいことは事実でありますけれども、例えば、何年前かにスマイルパーク周辺でもって、あの駐車場を活用し、その周辺で開発をしてはどうかというような意見も出されておりましたけれども、私もそんなふうにも感じます。

そこで、あそこで車を止めて、スマイルパークの草原といいますか、芝生の上でゆっくりしていただけるというようなことも、ひとつの問題でありますし、それから、地場産品の販路の拡大とか、あるいは幕別の知名度をアップというような部分も考えられますので、そういったことも含めて、今後、検討していただければというふうに思えます。

最後に、災害時の安否の確認につきましては、皆さん方もテレビ等でご存知のとおり、網走管内のある町村が、大雪の折に安否が三日間も確認ができなかったというふうに聞いております。

そんなことがあってはいけないというふうに思えますので、名簿作成等、早急にそれぞれの組織で対応していただいて、迅速のうちにできるということの体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

その辺についても考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の38号線の関係でありますけれども、車の通行量が減っているということでは

ないと思います。伸び率が鈍化しているという表現ですから、今まで毎年通行量が増えてきたその伸び率が、今はちょっと落ちてきているというのが、先ほどの調査結果であろうというふうに思っております。

私どもとしましては、先ほど来申し上げておりますように、とりあえずは、今、13号までの拡幅については認めていただいたわけでありませうけれども、それ以降についても何とか認めていただくように、実施していただけるように、引き続き要請は続けてまいりたいというふうに思っておりますけれども、なかなか開発建設部側からすると、いろいろな情勢があつて難しいというような返事もいただいているのが実情であります。

さらにまた、止若橋についても、これは先ほど申し上げましたバイパス等の兼ね合いもあるものですから、今、言ったような耐震の問題もありますけれども、私は耐震を強化するとか、歩道を整備するとかではなくて、やっていただく上は、もう架け替えでなければならないのではないかとというようなことも申し上げているわけですが、これもいろいろな財政の問題も含めていろんな状況にあるわけですので、引き続き機会をもって、要請をしてまいりたいというふうに思います。

それから、道の駅については、これは先ほどの民間の話もありましたけど、民間では今、駄目なので、道の駅は、公共団体、もしくは第3セクターとか、そういった公共が絡まなければなかなか難しいということですから、公共がやる道の駅、あるいは物産館的なものは、どこの町においてもなかなか採算性を含め、運営が大変だというのが実態のようであります。

スマイルパークのお話しもありました。あるいは民間では、元の相川の苗畑のあるあの辺もどうだというようなことも伺っております。

いろんな話はありますけれども、今言ったように、確たるものは今の段階では詰めていないのが実情でありますので、しばしそういった民間を含めた状況の中で検討しながら、調査研究も進めていかなければというふうに思っております。

それから、安否確認については、先ほども申し上げましたように、なかなか地震、あるいは大雪もそうですし、何かあったときに、行政が即全戸の確認ということは現実には不可能な部分があります。

先日の執行方針の中でも、今、協働の町づくりというような観点から、公区長さん方にもいろんな面でお願いをしながら、地域の安全、あるいは安心して生活ができるような環境整備の中に、そういったものも含めた中で、これから検討していただき、お願いもしていく。まさに行政と地域の皆さんとの協働の町づくりの中で、これらも含めて考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、千葉幹雄議員の発言を許します。

千葉幹雄議員。

[19番 千葉幹雄]

○19番（千葉幹雄） 通告に基づきまして、1点について質問をいたします。

十勝愛育園の現状認識と今後の方向性について、お伺いをいたします。

十勝愛育園は、昭和45年、依田一帯を福祉村とする構想のもと、十勝管内を対象とした肢体不自由児通園施設として、定員40名で認可され、今日に至っております。

建物は築後33年が過ぎ、老朽化が進んできております。

職員体制は、保育士3名が常勤し、旭川の肢体不自由児総合療育センターから医師が年4回、訓練士が年6回来園、また、地元の病院、施設より週1回、2時間と聞いておりますけれども、訓練士が来園し、指導を行っている聞いておりますが、肢体不自由児の機能回復訓練施設としては十分とはいえません。

そうしたことに起因するのは定かではありませんが、近年、措置人数が、平成12年45人、平成13年40人、平成14年33人、平成15年22人、そして現在15人と、急激に減少傾向にあります。

町長は、過去、議会の答弁などで、十勝には療育センター的な施設、医師、理学療法士などがいて、より高度な充実した施設が必要であり、道に対して要請活動をしていきたいと。また、併せて、愛育園

の今後の方向性についても見出していかなければならないと発言されておりますが、その後の要請活動の経過と、愛育園の方向性について、どのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたすものであります。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 千葉議員のご質問にお答えいたします。

愛育園の現状認識と今後の方向性についてであります。

十勝愛育園につきましては、お話しありましたように、児童福祉法に基づく十勝管内唯一の肢体不自由児通園訓練施設として、北海道小児マヒ財団、北海道の認可を得て、幕別町が昭和 45 年に設置し、すでに 33 年を経過いたしましたところであります。

この施設は、十勝管内の就学前の肢体不自由児及び運動発達遅れのある乳幼児が通園の対象となり、保護者と一緒に通園をしていただき現在に至っております。

このことに対しまして北海道では、障害児療育システムとして、第一次療育圏、第二次療育圏、第三次療育圏を設定し、早期発見、早期療育に至るシステムの整備を進めているところであり、第一次及び第二次療育圏で対応できない高度の療育については、第三次療育圏の療育センターからの支援により、療育機能を充実するとしております。

現在、十勝愛育園での児童の指導体制としては、道立の旭川肢体不自由児総合療育センターから、医師及び理学療法士等の派遣をいただき実施しているところであり、併せて日常行われております訓練内容の充実を図ることからも、帯広の医療法人の協力をいただき、理学療法士等を配置しているところでもあります。

また、肢体不自由児の療育施設として、十勝管内の父母及び福祉団体等から、十勝圏にも札幌や旭川にあるような肢体不自由児総合療育センターと同様な機能が備わった施設を要望されておりますことから、本町としても北海道に対し、積極的な設置についての要請をいたしているところではありますが、しかしながら、今の北海道の厳しい財政状況からして、新たな施設の設置等については非常に難しい状況にあるというふうに伺っております。

千葉議員のご指摘ありましたように、十勝愛育園の施設も 33 年を経過し、老朽化も進行し、併せて今、平成 16 年度の通所児童の見込みが非常に減少してきているというような状況にあります。併せて道の運営費の補助も減少が見込まれるというようなことから、このまま施設としての運営というのは、だんだん難しくなってくるのだらうというふうに思っております。

このようなことから、通常の運営及び改築等についても、本町のみならず、十勝圏としての共通な課題でもあります。広域的な場で協議する必要もあるのではなかろうかというふうに考えているところでもありますので、さらに今後、関係機関、あるいはそれぞれの関係者との協議等について、意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上で、千葉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 再質問をさせていただきます。

ただいまの町長の答弁、非常に道の財政事情も厳しいということで、新たなそういう十勝に施設を設置することは非常に厳しいだろうと。私も同様というか、そうだろうなというような気をしているところでもあります。

それで、ならば今の施設をどうしていくかということになっていくのだらうというふうに思うのですが、要はあの施設をどういう形にして、どういう運営をしていくことが、通園している子供たち、そしてまた親御さんにとって一番いいのかということに尽きるのだらうというふうに思います。

また、そして、さらに言えば、その運営している町にとっても、どういう形が一番いいのかということになっていくのだらうというふうに思うわけでもあります。そう考えますと、一番いいのは、あの現在地に、道の予算をもって施設を新しくして充実をしていくということが一番いいのですけれども、それが厳しいということになれば、やはり私はその事前の策として、例えば、帯広高等看護学院、あるいはま

た十勝教育研修センターのような、十勝圏の中で複合事務組合をつくっていますよね、そしてその中で運営しているそういうものがあるわけでありますけども、そういうような形にして、さらにその内容を充実させて運営させていくことが、一番いいのではないかとこのように思っているところであります。

ちなみに、町長もご存知だと思いますけども、過去4年ぐらいを見ても、それぞれ各市町村の子供たちがあの場所に通園しております。平成12年が12市町村、平成13年が11市町村、平成14年が8市町村、平成15年が4市町村、現在は3市町村、これも児童数に比例して減ってくる傾向にあるのですけども、いずれにいたしましても、管内に一つの施設ですから、我が町単独で維持運営していくということではなくて、そういった広域行政の中で、運営をしていくことが必要なのだろうというふうに思います。

そういった意味では、然るべきところにそういう働きかけを強くしていくことが大事かというふうに思いますけども。

具体的に、私、言いましたけども、そういった十勝圏の中で複合事務組合的なもので運営してはどうかというふうに思いますけども、それらについてどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は今までの答弁の中でも申し上げたのは、このまま幕別町が十勝愛育園を運営していくということは、施設の老朽化もあり、なかなか難しいであろうと。しかも、また、今、お父さん、お母さんたちが求める肢体不自由児の通園訓練施設というのは、今言ったような十勝愛育園程度よりさらに充実したものでしょうと。

そんな中で一番いいのは、私どもは、今、千葉議員もおっしゃいましたように、あの場所にそれなりの施設を道立で設置、そして運営していただけるのが一番だ。そのために先ほども言いましたように、担当者が機会あるごとに、道あたりへ行っていろいろ情報を仕入れている、現状を話して道立でどうかという話を、今している。

さらにそれらを、私の立場からも今後進めていきたい。そして事前の策として、十勝の広域的な中で、これらの施設の運営が可能かどうかということの話しをさせていただきたい。これは町村会の席上がいいのか、今言ったように、十勝圏の複合事務組合の中でするのがいいのか。これはいろんな手法もありますし、私どもが一番先に声を出すのがいいのか、担当者の方から盛り上げていくのがいいのか。これらも児童相談所や支庁の社会福祉課、いろんな関係機関との協議を当然していかなければならない。

ただ、もう一つ心配されているのは、先ほども言いましたように、16年になると一挙に8人かなんぼに子供の数が減ってくるのでないか。そうなったときに、運営というのは非常に厳しくなってくるということがあります。

それから通園訓練施設ですから、十勝管内から通園するとなると、どうしても限られる部分というのがあります。例えば、陸別や広尾の方から通園してきても、どの程度できるのかわかりませんが、かなりそういう意味ではどうしても周辺の町村からの通園者が多いというような傾向もあるのだらうと思っておりますけども、そうしたことも含めながら、今後のそうした保護者の皆さん方の意見といったものも確認していかなければならない、聞いていかなければならない問題も含めて、千葉議員のおっしゃったように、十勝圏複合事務組合をはじめとする広域行政の中で、今後どう取り扱っていくかということについて、十分検討しながら話を進めていきたい、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） ほとんど共通認識に立てたかなというふうに思うのですけども、ただ、どういう押さえ方で、16年に8人になるかということは私はわかりませんが、やはり私は減っていく理由なのですけども、やはりずっと見ていますと、数年前にはやはり広尾ですとか、かなり遠隔地から通ってきているのですよね。ですから、施設そのものがニーズに合ったものであれば、訓練施設としての機能がきちっとしたものであれば、やはり十勝に一つの施設ですから、私はそんなに極端に減ることはないのだらうと思うのです。

問題はやはり中身だと思うのですね。ですから、ずっとこの人数の推移も、私は決して肢体不自由児

の方が減ってきているのではなくて、ほかの施設に行って訓練をされて、あそこに来る人数が減っているのだらうというふうに思っているのですけども。

そんなことで、いずれにしても将来的な考え方というのは、私の考えていることと町長の考えていることは、そう相違点はないと思っております。

ただ、現実問題として、この問題だけは町長にも認識しておいていただきたいと思うのですけども、設立当初の目的、先ほど町長もおっしゃっていましたが、児童福祉法に基づいてということであり、当然、身体機能に障害のある児童を、幕別町の条例なのですけども、「治療するとともに、日常生活の訓練をする施設として十勝愛育園を設置する」ということでもあります。

そのために、次の職員を置くということになっております。そしてその中に、釈迦に説法ですけども、ちょっと押さえておいていただきたいのですけども、園長、それから児童指導員、訓練士、保育士、それから看護師、それから嘱託医師ということで、これだけの職員を置くということに、条例では定めております。

ただ、現実はどうでしょうか。本当に時代の流れで、当時の設置目的と現在の状態というのは、時代とともに変化してきているのだらうというふうに思います。その辺はあまり言いませんけども、現在、職員は先ほど申し上げたように、保育士さんが3人。もちろん保育士さんは一生懸命努力もしていますし、専門外のこともいろいろと頑張っているようでもあります。それは評価しますけども、この現状のままでいくと、親御さんたち、そういった方々がその施設に対する期待というのが薄らいでくるのではないかとというふうに危惧されるわけでもあります。

結果、先ほど町長が言ったように、園児も減ってくる、減ってくることによって施設も充実していくことができない。お金のことは言いたくありませんけども、町の支出も増えてくる。そういう悪循環になりかねないというふうに思うわけでもあります。

そんなことで、町長があらゆる機会で、そういったことを提言していきたいということでもありますので、そういったことに期待をしたいと思えます。

ただ、1点だけ、今、言った条例と現状との差異というのでしょうか、この辺を町長はどう捉えてられるか、この1点だけお聞きしたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も、今、ここに条例がないのでちょっとわかりませんが、お話しありました、訓練士はもちろんいますし、園長は町民課長が園長かな。それから理学療法士も、今、病院にお願いして毎週来てもらっている。そして、また、嘱託医師も町内のお医者さんをお願いしている。そしてまた、訓練士については、旭川整肢学園にお願いしている。

ただ、それが常時あそこにいるかということになると、当然、町が抱えるということにはなりませんので、嘱託、あるいはその都度お願いしているというような状況ですから、今の状況からして、なかなかそれだけの職員をあの方に配置するというのは困難だらうというふうに思っておりますけども、何とか保護者の皆さんにも理解していただく中で、できる範囲のことでこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、千葉幹雄議員の質問を終わります。

次に、坂本偉議員の発言を許します。

坂本偉議員。

[14番 坂本 偉]

○14番（坂本 偉） それでは通告に従いまして、1点、幕別町農業振興公社についてお尋ねいたします。

全道的に農用地の減少が進む中で、北海道の農用地は平成12年の120万9,000ヘクタールをピークに、毎年2,500ヘクタール弱のペースで改廃されている。

最近の特徴は、耕作放棄が目立ってきたと言われている。本町の基幹産業である農業は、農業経営者の高齢化、後継者不足等の状況から、今後10年間には、農家戸数約600戸から約400戸に減少し、本町農

地面積約1万7,800ヘクタールのうち、今後考えられる農地流動面積は、約三千数百ヘクタール見込まれるものと、ゆとりみらい21推進協議会調査により予測されています。

このことから、町では厳しさを増す本町農業の将来への活性化を図るべく、担い手確保育成、農地流動化対策、農業支援システムの確立を目指し、平成14年度6月に、幕別振興公社の設立、平成15年2月には、幕別町担い手センターの完成に伴い、これらの施設の果たす役割は、今後、大いに期待するところでもあります。

また、平成7年に開設した幕別農村アカデミーも、本年10年目を迎えます。この間、新規就農者の育成、農業後継者を含む農業者の研修の場と、一定の評価もいたしますが、また、多くの課題もあるものと考えます。

今後、強固な本町農業の発展を確立するためにも、農業振興公社の円滑な運営が急がれると考え、次の点について伺います。

一つ目として、昨年度実施されました農業経営意向調査の結果についてお伺いいたします。

二つ目に、農地保有合理化事業による実績についてお伺いいたします。このことにつきましては、先の16年度、町長の町政執行方針の中で触れられておりますが、重複いたしますが、ご質問をいたします。

三つ目に、農地情報の一元化、マッピングシステムの進捗状況についてお尋ねいたします。

四つ目として、農業気象システム、マメダスの活用状況についてお伺いいたします。

五つ目として、新規就農参入者の研修内容についてお尋ねいたします。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

幕別町農業振興公社についてであります。

幕別町農業振興公社につきましては、農地の流動化対策、担い手の確保・育成対策、農業情報システムの構築を主な業務といたしまして、平成14年6月20日に設立をしたところでもあります。

ご質問にもありますように、本町の農業は、今後10年間で農家戸数は最大で204戸減少し、3,203ヘクタールの農地の流動化が見込まれているところでもあります。

このことから、農業者が安心して農業経営を行っていくためには、農業者をはじめ、関係機関とともに、一体となって事業を推進し、農業振興公社が行う事業が円滑に、効果的に実施されていくことが重要であろうというふうに考えております。

1点目の農業経営意向調査の結果についてであります。意向調査につきましては、平成15年10月、昨年10月に幕別町内の農業者及び町内に農地を所有しております方々848戸を対象に実施いたしました。その内268戸、率にしますと31.6%の皆さんから回答をいただいたところでもあります。

調査内容としましては、今後3年間における農業経営の意向をお聞きするもので、現状維持か、または規模の縮小、あるいは拡大を希望する場合の面積と、売買か賃貸、どちらの手法によるのかなどを調査したものであります。

意向調査の結果といたしましては、規模を縮小、または全地処分したい面積が344ヘクタール、規模を拡大したい面積が890ヘクタールで、その内、賃貸による拡大が70%となっており、今後3年間における調査結果では、まだ、賃貸で規模を拡大したい意向を持っている方が多いという状況となっております。

農業経営意向調査は、農地の出し手、受け手の方に農地流動化に関する意向を毎年把握し、意向に基づく農地流動化計画を策定するものであり、計画的な農地の流動化対策を実施するためには、全町的かつ長期的な視点にたった利用集積計画を樹立していくことが必要であります。

しかしながら、担い手の確保状況が地域によって格差があることや、圃場毎の形状や土地条件等に違いがあることから、農業経営意向調査によって、農地の流動化計画を策定し、農地の流動化を進めるには課題も多く、農地流動化計画から農地利用集積計画まで、農業者の合意の得られるシステムづくりを行う必要があります。

そこで、全町的に流動化計画を策定するにあたって、モデル地域を1カ所か2カ所選定し、その中で

シミュレーションを繰り返しながら、関係機関及び農業者の合意が得られる流動化計画となりますよう、検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後、流動化計画を全町的に策定していくこととなりますと、全戸から意向を確認することが必要となってまいりますので、意向調査の必要性について、農業者及び農地を持つ地権者のご理解を得ながら、調査用紙を回収する手法について検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の農地保有合理化事業による実績についてであります。平成15年度に行いました実績は、1月末現在ではあります。賃貸借事業では、農地の出し手46件に対しまして受け手が延べ74件、361.4ヘクタールの利用調整を行ったところであります。

また、所有権移転にかかわります売買の利用調整につきましては、申出件数14件に対しまして延べ21件、100.8ヘクタールとなっております。

農業者が安心して農業経営に専念できますよう、農地の出し手から受け手にスムーズに利用調整を行うことが必要と考えており、今後とも、農業者や関係機関のご意見を賜りながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の農地情報の一元化、マッピングシステムの進捗状況であります。平成14年度に導入いたしました農地地図情報システムは、農地基本台帳システムをはじめとする7システムで構成されております。

現在、農地の基本となる台帳や農地の流動化に関するシステムは整備されており、農地の相談や農地保有合理化事業を行うための面情報として、あるいは先ほど申し上げました農地の流動化計画の策定に向けて検討するためのシステムとして活用しているところであります。

また、作付け情報や土壌管理情報など、農業者を支援するシステムの技術情報の入力については、体制づくりや、その利活用について関係機関との協議を重ね、できるだけ早い時期に農業者の経営を支援できるシステムを構築していきたいというふうに考えております。

次に、4点目の農業気象システムの活用状況であります。本システムは気象情報に即した効率的な農作業を行うことによる生産性の向上を図るため、町内5カ所に気象観測ロボット、マメダスを設置したところであります。

システムの活用状況につきましては、農業者の皆さんが直接その情報を得ることができますので、利用実態につきましては把握いたしておりませんが、情報の利用としましては、播種・移植日、あるいは小麦などの収穫日の設定、防除日の設定、散水日、散水量の設定、農業気象災害の予知と警戒、病害虫発生の予知と警戒など、その利用は多岐にわたって利用されているものと考えており、町といたしましても、農業気象情報を積極的に利用していただき、農作業の効率化、あるいは計画的な営農技術の構築などに役立てていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、5点目の新規就農参加者の研修内容であります。新規参加者をはじめとする担い手の育成・確保対策については、平成7年に開校いたしました「まくべつ農村アカデミー」が研修母体となり、平成14年度までに100名の研修生が修了しているところであります。

ご質問の新規就農を希望するフロンティア研修生につきましては、平成15年度まで37名が入校し、その内5名が新規就農を果たしております。また、現在11名研修中であり、その中から本年、1組2名が相川で新規就農をしたところであります。

しかしながら、実際に就農するためには、農地や施設などに多額の設備投資が必要であり、就農後、短期間で経営を軌道に乗せる必要があります。就農後、経営が軌道に乗るまで個人差はあるものの、技術面や資金面において充分とはいえない状況となっております。

また、農業を取り巻く情勢の変化、さらには、新規就農を果たすためには、地域との信頼関係や、多額の設備資金等を要することなど課題も多く、まくべつ農村アカデミーも、平成16年で10年目を迎えますことから、研修のあり方、並びに新規就農者に対します補助制度について、農業者あるいは関係機関のご意見を賜りながら、地域に受け入れられ、その地で安定的に継続して営農できる新規就農者を育

てていきたいというふうに考えているところであります。

以上で、坂本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でございますけども、この際、14時5分まで休憩をいたします。

（13：50 休憩）

（14：05 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本議員。

○14番（坂本 偉） それでは再質問をさせていただきます。

今の町長のご説明の中で、農業経営意向調査も回収率が31.6%という中で、まだ意向がはっきりしないということで、見えない部分もありますけど、先ほど答弁ありましたとおり、賃貸にしても売買にしても、今後、加速的に進むのではないかと思われま。

そんな中で、今後、その流動問題が出たときに、集積を主にして今後ともとり進めていくということでございます。そんな中で、残った担い手が規模拡大を進めていく中で、大変今の状態では、圃場の遠距離化とか、後、圃場の枚数が多いとか、飛び地とかいうことで、大変効率的に、農作業の効率が悪いとか、また、コストの面で高くなるということで、この集積については、私も早急に進めていかなければならないというふうに思っております。

そんな中で、やはり地域的に、効率的でその地域に合った土地利用関係に向けて進めていかなければならないと思っております。

それで、先ほどモデル地区を設けて、今後とも強力に進めていくということですが、本町におきましても、作業形態、また後継者の多くいるところ、また高齢者の多いところと、さまざまな地域があろうかと思えます。そんな中で、モデル地区においても、そのような形でやるにしても、そういうことを加味した中で、一つのモデル地区ではなくて、二つとか、特徴の異なったような地帯を抜粋して、今後とも集積活動を進めていった方が、なお一層早い段階の集積が図られるのではないかとということで、その辺も今言ったモデル地区をどの程度設けてやるのか、再度お伺いいたします。

それと、新規就農者に関して、研修の内容でございますが、今後、見直していくということでございます。そんな中で、アカデミーの中で研修を経まして新規就農をされるわけでございます。そんな中で、私思うところでございますが、新規就農に当たっては、技術面が大変重要になろうかと思えます。そんな中で、今、研修内容を聞いておりますと、どちらかという、たまたまアカデミーで新規就農者を受け入れてくれる受け入れ農家がありますが、その中に研修に行ったときに、どちらかという、労力的な関係の研修がなされているのではないかと。そういう意味では、新規就農者に対しては、技術面のバックアップが強力に行わなければ新規就農がスムーズにいかないのではなかろうかと思えます。

そんな中で、農業というものは正直言いまして、技術が7割、気象条件とか、もろもろの条件が3割ということも言われております。そういうことを踏まえまして、今後、研修の課程の中で、極端に言いますと、野菜であれば、播種から収穫まで一貫した体験の実習ができるようなシステムづくり、そのようなことが重要になってくるのではなかろうかと思えます。

そのような方向で、今後、もし考えておられるとすれば、ご答弁いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の農地の集積の関係でありますけども、おっしゃるとおり、効率的な農業経営を進めるためにも、農地の集積というのは大変重要なことだろうというふうに思っています。

ただ、この農地の集積をするに当たっても、やはり農業者それぞれの理解・協力がなければなかなか進められないことであろうというふうに思っております。先ほどもお話しありましたように、これらについては、1ないし2というふうな、今のところ考えで、モデル地区を設定してシミュレーションを繰り返しながら集積に向けての作業を進めたいということでもありますけども、お話しありましたように、さらにこれが二つが三つになろうと、あるいは特徴的なところ、特異的なものを含めた中で、さらなる

シミュレーションをしていくということについては、内部でも十分協議をさせていただければというふうに思っております。

それから、新規就農に係ってであります、確かに新規就農される方の技術面を指導すると、あるいは育成するというのは大変な仕事であり、貴重なものであろうというふうに思っております。そうした中では、今、一部では、町の試験圃なんかを活用しながら、その部分で技術面の育成といいますか、指導というようなことも進めているわけであります。

さらに、また、どうしても日常農家の中に入って、農作業を手伝いながら、そしてまたそれを自分が見ながら、教えを受けながら身に付けていくという、大変厳しい条件の中で技術面と労力的な仕事をされているわけであります。

そういったことを含めて、ご質問ありました、ご提言ありましたシステムづくり等も含めながら、これからその研修制度、さらに充実させるために、新規就農者の研修内容の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、坂本偉議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

[16番 中野敏勝]

○16番（中野敏勝） 先に教育委員長の教育行政執行方針でも若干触れられていましたが、通告に基づきまして、質問いたします。

学校の危機管理体制について。

児童生徒や学校に関する危機は、予知・予見がある程度可能なものから、全く予測できないものまで、形態はさまざまです。

学校や通学路で子供が襲われたり、連れ去られる事件が全国に相次いで発生している。昨年の暮れ、京都府宇治市では二人の児童が切りつけられ、兵庫県では児童一人が棒で殴られる事件が起きた。2001年6月の大阪教育大付属池田小学校の事件を思い起こさせた。報道によると、昨年12月から今年の1月にかけて、17件の事件が発生している。さらに昨年1年間、全国の小学校で、不審者が侵入して児童に危害を加えたり、加える恐れのある事件は22件。このうち、11件が校門に施錠がされていなかった。

一方、昨年1月から10月までの間に、15歳以下の子供が連れ去られたとして、警視庁に寄せられた報告によりますと、略取誘拐事件、未遂も含めて126件もあり、このうち58件が下校時間に発生している。我が町にはこれら忌まわしい事件や事故が起こらないことを誰しもが願っているところですが、いついかなるときに起きるかわかりません。これらの事件や事故を未然に防ぐために、さまざまな対策や方策が求められている。

児童生徒の安全を確保し、安心して通える学校をつくることは、何よりも優先すべきと考え、次のことについて質問いたします。

①生徒が登校した後の校舎の出入り口は施錠されているのでしょうか。

②危機管理マニュアルは学校ごとに作成されているのでしょうか。

③教職員の危機管理研修や、訓練は行われているのでしょうか。

④子供の防犯や犯罪に対する教育の取り組みはどのようになされているのでしょうか。

⑤防犯ブザーの必要性和貸与の考えは。

⑥不審者侵入後に対応する護身対策はなされているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 中野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、校舎出入り口の施錠につきましては、これまでも学校関係者・PTA等の意見交換から、地域に「開かれた学校」を目指す学校として、出入り口を完全に遮断することは、教育環境を閉鎖的にす

るという問題や、火災や地震など、非常時における避難口確保の関係などから疑問があるとの観点から、今現在、実施はしておりません。

その一方で、各学校の不審者対策といたしましては、来校者名簿の記載奨励、教職員が朝の打合せでの来校予定者の確認、来校者に対する声がけ、職員室からの来校者の目視などの対応や、学校独自で出入りに鈴を付け来校者を確認する、あるいは教職員が定期的に校内巡視する、さらには防犯カメラやセンサー等の設置など、各学校の施設状況に応じて、不審者対策に、今、努めているところでありますが、ご質問の施設については、管内でも実施している町もあるということも聞いておりますので、実態を把握するとともに、学校をはじめ保護者等の意見を聞くなど、検討してみたいと考えております。

2点目の、危機管理マニュアルの作成でありますけれども、池田小学校の悲惨な事件後、文部科学省や北海道教育委員会の通達や指導を受けながら、それまでのマニュアルの見直しや点検・整備に努め、さらに教職員が共通認識の中で防犯対策が講じられるよう体制を整えているところであります。

次に、教職員の危機管理研修、訓練につきましては、不審者侵入を想定した避難訓練、集団下校訓練、あるいは災害を想定した避難訓練をそれぞれ実施しておりますが、教育委員会では来年度全教職員を対象とした、児童生徒の突発的事故・怪我等に伴う「救急・救命教室」や、校舎・教室内に侵入した不審者を想定した「防犯教室」、さらには、これらに対応できる体力づくりのための「体力維持・健康増進教室」を開催する予定であります。

次に、子供たちに対する防犯や、犯罪に対する教育の取り組みにつきましては、学校の教育課程の中で、常に「命の大切」や「善悪の判断」など、それぞれの学習を通して学んでいるものと認識しております。幕別町においても不審者の出現や不審電話などが発生しており、これらの情報を児童生徒・家庭等に周知し、注意を促すことは、より防犯・犯罪に対する認識が促されているものだというふうに考えております。

なお、具体的には、一つには、人通りの少ない場所を避け、可能な限り複数での登下校。あるいは、不審者に遭った場合には大きな声を上げること。さらには、近くのコンビニや住宅に逃げ込むこと。3点目としては、危険なことはいつでも社会の中には秘められていることから、児童生徒には「絶対の安全」は身の周りにはない、したがって、危機予測、危険防止の力を高める指導も一方では行っているところであります。

このことは、学校だけでなく、家庭においても同様に、しつけ指導していただくことを期待するものでもあります。

5点目の、防犯ブザーの必要性和貸与の考え方であります。これにつきましては既に保護者個々の考えにより、平成13年度以降も子どもに携帯させている実態や、貸与した場合の管理責任、故障の場合の修理義務などの課題、また、ブザー付きランドセルが、今、市販されていることなど、緊急時における対応の一つとして、防犯ブザーの必要性は私どもも認識はしておりますけれども、これまでの関係者の話からは、原則、各家庭で準備するのが適当ではないだろうか、こういった意見もありまして、現在、町からの貸与・無償配付は現在のところ考えておりません。

しかしながら、引き続き各市町村の実態なども把握、さらには効果と問題点。こういったものを調査するとともに、学校関係者等の意見を聞きながら検討してみたいというふうに考えています。

なお、平成13年に発生した池田小学校の事件後、直ちに幕別町の各学校には教室数に応じた防犯ブザーを配付し、備え付けをしておりますし、本年は防犯用の催涙スプレーを各学校に配付するとともに、全教職員にホイッスルを配付し、緊急時には他の教職員に知らせることができるよう対応を、今、しているところであります。

次に、不審者に対応する護身対策についてでありますけれども、教職員に対する防犯教室の開催については先ほど若干述べさせていただきましたが、今、予定しております防犯教室は、帯広警察署の協力を得ながら校舎・教室内の備品類、例えば、机・椅子・掃除用モップ、こういったものを有効的に活用した護身対策等の防犯研修を考えておりますので、研修を受けた教職員の指導により、児童生徒に対する護身対策につながるものと考えております。

また、幕別町においては、平成14年10月からの1年間で、不審者の出没15件、不審電話13件が学校や保護者から教育委員会に報告されております。これらの中で悪質な場合は直ちに警察や町の防犯担当者に通報しておりますし、場合によっては危険箇所の巡回・巡視を依頼するなど、常に学校との連携・情報交換によって対応をしているところであります。

しかしながら、全国的に児童生徒に対する誘拐、連れ去り事件や殺傷事件が続発している中で、児童生徒、学校、家庭の個々で安全が保たれるものではなくて、学校と家庭と地域を含めたネットワーク化によって、全体で子どもたちを守る取り組みが、今、必要だというふうに考えております。

幕別町では本年度、文部科学省の指定によって「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」、これを実施し、危険箇所の把握、子ども110番の家マップ作成、事件発生時緊急対応マニュアルの作成や、困った時・悩みごとがあった時に相談できる関係機関等の電話番号が記載された「防犯カード」、これらを全児童生徒に配布するなどの事業を実施しております。来年度以降は当事業を生かしながら、通学路での地域パトロールの実施や子どもへの声かけ運動、これが展開できるよう、関係機関・団体と、今、協議を進めているところでもあります。

いずれにいたしましても、子どもたちが安心して、安全に教育が受けられる環境づくりのため、学校、家庭、地域が一体となった取り組みによる地域・社会づくりに努めなければならないものと考えております。

以上で、中野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 今、ご丁寧にすべてのことについて答えていただきましたけれども、地域の父兄の方とも相談しながら、あるいはそのPTAの方とも相談しながらというようなことでありますので、ある程度の理解はいたしました。

そこで、児童生徒の安全確保、あるいは安心して通える学校をつくることは、何よりも優先していくべきことだと思います。学校というのは多くの児童生徒が学び、保護者や地域の人が入り出ると。避けたくても避けられないこの事件、事故というのが発生する可能性もあるわけです。

総合的な学習のために、校外に出て学習することも増えてきているわけです。

そこで、教職員のみならず、保護者や地域住民の協力、これも当然必要だと思います。いつでもどこでも誰でも、この危機管理に対する意識を高めることこそ、安全・安心の学校づくりになるものと思います。

そこで、具体的な安全対策の一つとして、愛犬家に呼びかけて、地域のパトロール活動に参加をしてもらう。今、朝となく、昼となく、夜となく、犬の散歩に出かける人が非常に多いわけです。新たなボランティア活動として、この犬の登録のときに、腕章や犬に付ける、何かこのグッズを作り、それらをつけて地域のパトロール活動をしていただくというようなことを考えてはどうかと思います。

さらに、ジョギングとか、ウォーキングをしている方にも協力を呼びかけ、児童生徒の登下校ばかりではなくて、地域の防犯や犯罪に対しても、住民意識も高まってくるのではないかとこのように思います。

事件や事故の未然防止にもつながり、安全で安心なまちづくりにもつながっていくのではないかとこのように思います。関係者のご意見を伺って質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、お話しがありました地域の中で子供を守る運動、これにつきましては、単に幕別町だけでなく、1市19カ町村の教育委員会、揃ってこの運動をやろうではないかということで、先日いろんな話し合いをしたところであります。

今のような提案、幕別町でも先ほどモデル事業をやりながら、来年度以降ぜひともやりたいというのが、いわゆる地域の中で、「ながらパトロール」、「ながらパトロール」というのは、今言った犬の運動なんかもありますでしょうし、買い物に行きながら、あるいは散歩をしながら、庭の手入れをしながらとか、そういった「ながらパトロール」なんかを地域の中でできないか。このことを学校とPTAと、

それから保護者、地域の人と一緒に話しかける機会、これを求めていこうということでもありますので、ぜひともそういった意味では、単に教育委員会だけではできないものではありませんので、やっぱり地域の方々の理解を求めながら、子供を安全な形の中で、みんなで守ろうと、これをぜひとも展開したいというふうに考えておりますので、先ほどのご提案なんかも一つの形として受けながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中橋友子]

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、4点の質問を行わせていただきます。

1点目は、イラク派兵の中止についてであります。

この問題につきましては、基本的には国がイラク特措法を制定し、実施に移したものでありますが、地域住民の命と平和にかかわる重大な問題であることから、町長の所見を伺うものであります。

政府はこの1月、戦後初めて、いまなお戦闘状態が続くイラクに、重武装した自衛隊の派兵を、結果的にはアメリカ・イギリス占領軍の支援のために派兵を行いました。この派兵は日本の平和憲法第9条武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとした条文に明らかに反するとともに、21世紀に日本の進路と国民の将来と命に重大な影響をもたらすものとなりました。

送られた自衛隊員は、陸上自衛隊員の140人のうち、ほとんどは北海道からの隊員であり、帯広第5師団からも38名が送られました。小旗を振り出かけていく派兵の光景は、まるで戦時中そのものを思わせるものと、戦争体験者はもちろん戦後生まれの人々からも、歴史の逆行に対する怒りと不安がマスコミを通じてもたくさん報道されました。

2月に行われましたマスコミの世論調査では、派遣に対する北海道道民の答えは、反対が59%、約6割にのぼっています。このイラクへの派兵はそもそも昨年3月20日、アメリカの武力攻撃から始まりました。そのときの大義とされていきました大量破壊兵器の存在が、今になって、当事国の捜査チームの責任者からないという報告が出され、歴史的な捏造の疑惑が広がっています。

また、テロの撲滅のためという理由も挙げられておりましたが、占領軍の長引く不法占領支配のもとで、新たな住民の抵抗や暴力が広がり、逆にそのテロの土壌を拡大させている結果も招いています。

また、イラク特措法に照らしてみても、役割は人道支援としておりますが、現実には占領軍への参加であり、安全地帯であるとする根拠も、机上でつくられた報告書に基づいたものなど、国会で次々に明らかにされました。

戦争はいつの時代も事実を捻じ曲げることから始まると言われてきましたが、まさに今回も同様と考えます。裏返せば、現在派遣されている自衛隊員は、全く大義のない、そして危険なところに、北海道の方たちが送られているわけです。隊員はもとより、家族の不安は計り知れません。壮行会するとき、固い表情で送り出していた家族の心中を思うと、1日も早い撤退と、今後の派兵の中止の実現を図ることが大事だと思います。そのためには、世論を広げ、国に対する働きかけが必要と考えます。

町としても、復興支援はイラク自身が望む国連を通して、平和的手段に切り換え、1日も早い隊員のイラクからの撤退と、今後、3月までに予定されています第3次、第4次の派兵を中止するよう国に求める必要があると考え、所見を伺います。

続きまして、合併協議会が実施していますアンケートについて伺います。

合併か、自立かをめぐる各自治体の枠組みについて、十勝管内の任意協議会の離脱や解散が相次いでいます。北海道全体でも自立の見通しを持つ自治体が、2月末で41市町村にのぼりました。ここには総務庁が進める自治体合併が特に広大な面積を持ち、行政の効率化がなかなか期待できない北海道において、いかに困難な課題であるか。また、財政力の弱い自治体同士が多く、合併しても財政力の強化が見

込めない現実が日々明らかになる中で、立ち止まざるをえない現実も生まれています。

結論を見出したところは、協議会での合意が図られなかった場合と、また、住民投票など、住民の意思でその結論を出したものとに分かれています。いずれにしても、今後、本町においては、住民の意思を十分に尊重し、情報を伝え、議論を重ね、方向付けることが大切だと考えています。

その点で、今回、協議会ではアンケートの実施を行いました。対象は、更別村が581世帯、忠類村が363世帯の全世帯にあたりましたが、幕別町は2,056世帯の4.5件に1世帯の割合となっています。この内容は現状における施設のサービスや環境を評価するものが主で、合併に関することでは、将来のイメージを求めるものが中心となっています。

しかし、現実にはイメージを町民がどう描いても、財政の問題や職員の定数の問題があり、厳しいものがあります。大切なことは、合併のイメージというよりは、合併することによって町民にかかわる施策がどのように変わっていくか、それらの方向をしっかりと示し、その上で町民が判断する材料を持った上で、全町民の意志を問う。そういう方向が大切ではないでしょうか。

今後の考え方について伺います。

3点目は、地域経済の振興と雇用対策についてであります。先ほど永井議員の質問とほとんど重複しておりますので、その中で、現状の押さえのところと、質問項目2点に絞ってだけ伺います。

経済振興と雇用対策についてであります。先ほどもありましたように、地域経済の冷え込みと雇用情勢は大変厳しくなっております。十勝管内でも企業の倒産が相次いでおりまして、倒産件数1,000万円を超える負債額によるものは、1昨年が39件、昨年は43件となっています。

しかし、負債額では、一昨年は100億円台であったものが、昨年は170億円と、約倍化となっています。

また、今年に入って既に大型の倒産があり、負債総額だけでも1社で50億円を超えています。これらが合わせて雇用状況の厳しさをさらに生み出しています。北海道の失業率は6.7%と、前年対比0.7%増えています。逆に有効求人倍率は、頼みのパートタイマーも減りだして0.54倍と、10年前1994年のときが0.73倍であったのをピークに下降の一途をたどっています。

その中でも指摘されておりましたように、高卒者、高齢者、障害者、季節労働者などの現実には厳しいものがあります。

先ほど町長は、これらの施策について、国や道の補助の施策も加えて、さまざまな手立てをとっていただける答弁がありました。私はそれに加えて、今までの町の施策のもとでも、さらに雇用が厳しい状況にあることから、それを土台に、今後さらにどれだけメニューを、あるいはその内容の充実を図る可能性があるのか、その点について伺いたいと思います。

さらに、これらの雇用対策の町民に対する周知の徹底であります。町の雇用対策がなかなか見えないという町民の不満もあります。広報活動を通してのお知らせとなるとと思いますが、それらの強化対策についても伺うものです。

最後ですが、学校給食に地場産品の小麦の使用を求めてお尋ねいたします。

食料の自給率が国内で40%と、先進国ではもっとも低い数字となり、日本人の7,000万人が外国の食糧に依存している現状となっています。それだけに食の安全に対する不安は大変大きく広がっており、昨今の牛肉や鶏肉の問題なども、日本の安全管理とあまりにもかけ離れた管理の諸外国とのあり方の違いが、事件を大きく広げている面もあります。

もとより、こういう問題の生まれる前にも、輸入食品については、特に農畜産物においては残留農薬の危険性が早くから指摘されてきました。それぞれの国が日本国内の基準と違った数値を設け、その基準を超えた農畜産物が時々国内で発見され問題となってきました。

安全で安心な食べ物が常に供給されるよう求められるところではありますが、特に成長期にあたる子供たちにとっては大切です。中でも、毎日食する学校での給食の安全性は気を使っていく必要があると考えます。

現在、幕別町ではパン給食も行われておりますが、このパンの原料となる小麦は、自給率そのものは90%以上が輸入に頼っている現状があるわけで、国内の自給率は10%足らずです。学校給食のパンの原

料としている小麦は、これまでの報告では、国内産と輸入ものが5対5で作られていると聞いています。外国産小麦の残留農薬については、食品分析センターの結果が時折発表されておりますが、外国産からは必ず、基準内ではありますが残留農薬が発見されています。

いずれも、今、問題になっていますアトピー性皮膚炎、あるいは花粉症、さらに視力低下など、アレルギーのもととなっており、これも改善する必要があります。

今、幕別の5対5の小麦の使用割合を100%にし、これを地場産品、特に幕別町は小麦の生産を誇る町でもありますので、これらの地産地消の運動の推進にも位置付けて、国内産での小麦に切り換えるときがきていると考えます。考え方について何うものです。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、イラク派兵の中止をとのご質問でありますけれども、お話しありましたように、政府はイラク復興支援特別措置法に基づき、昨年12月19日に派遣命令を下し、多くの自衛隊員が、今、イラクにおいて人道復興支援に取り組んでおり、今後の派遣も予定されているとのことですが、このことは、わが国の防衛、外交といった、まさに国の責務においてどう考えるかというべき問題であろうというふうに思っております。

国に対して、一日も早い撤退と計画の中止を求めるべきとのご質問であります。私としては、いろいろな意見を踏まえ、国政の場において十分に議論され決められるべきものであろうというふうに思っております。一首長として意見を申し述べることについては、差し控えるべきであろうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、合併協議会のアンケートに関するご質問ですが、十勝中央合併協議会におきましては、先月上旬に「幕別町・更別村・忠類村の将来のまちづくりと合併についての住民アンケート調査」と題しまして、アンケートを実施いたしましたところであります。

アンケートの内容につきましては、回答者の属性に関する項目のほか、3町村の現状、それから合併により期待される事項及び懸念される事項、さらには、3町村が合併した場合の望ましい将来像など、今後、協議会において策定いたします新町将来構想や建設計画に、住民の声を反映すべく実施したものでありまして、決して合併の是非を判断するために実施したものではありません。

行政方針、あるいは先ほどの伊東議員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、市町村合併につきましては、自治体の存続そのものにかかわる大きな問題であります。将来に禍根を残さぬよう、より多くの住民の皆さんの声を聞きながら、合併の是非を判断することが大切であろうと認識いたしております。

今後の協議次第では、今、法定協議会といえども、関係町村の主張が折り合わず、協議会の解散というケースもないとはいえないわけでありまして。私といたしましては、日頃から、あらゆる機会、媒体を活用して、可能な限り協議状況に関する情報提供に努めるとともに、協議会としても、将来構想策定時など、節目の時期に住民説明会を開催し、住民の意向把握をすべく、来年度の事業計画に盛り込まなければならないものと考えているところであります。

次に、経済振興と雇用対策についてであります。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

世界経済の一体化が進み、経済・社会構造が大きく変わり行く中で、金融改革、不良債権処理に伴う企業間の合併・縮小など、社会・経済上の変化は経済活動に関するすべての人々に影響を及ぼしております。

また、景気に明るい兆しがあるとはいえ、地方経済の低迷や産業構造転換の影響で、管内の高卒者の就職内定率は2月末現在で61.1%、非常に低く、障害者・高齢者の就職についても、これも前段申し上げましたように、誠に厳しい状況にあるものと、大変深刻に受け止めているところであります。

このような状況のもとで、経済・雇用拡大に結びつく公共事業や企業誘致は、地方にとりまして大きなウエイトを占めておりますことから、本町ではこれらの取り組みと同時に、融資制度の充実、商店

街の再生、団体への支援等、さまざまな施策を講じ、経済の活性化に努めているところであります。

また、先ほど申し上げましたように、雇用面におきましても緊急地域雇用創出特別交付金事業など、国・道の事業や町単独の事業を実施し、少しでも雇用状況が改善されるよう努力いたしているところであります。

お話しがありましたメニュー、あるいは施策の充実、さらには住民周知に関してでありますけれども、町道の支障木の整理、これは実は先ほどの永井議員のときにまだはっきりしていなかったから申し上げなかったのですけれども、中橋議員のために残しておいたわけではないのですけれども、そういった事業も実はあるのですけれども、先ほど言いましたように、まだ補助事業ではっきりしたものではないのですけれども、少しでもそうした事業に取り組みながら、額にすると1,200万円ほどというふうには伺っていますけれども、そうした新たな事業の取り組みを含め、これから少しでも雇用に向けて役立つように、町の立場からも頑張らせていただきたいというふうに思っております。

以上で、私からの中橋議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 中橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校給食に地場産小麦を使用すべきということでもありますけれども、近年、食に対する「安全・安心」の関心が高まる中、特に学校給食については、その安全性を十分に確認し、子供達の健康面はもちろん、保護者に対しての不安等を払拭する必要があると考えております。

現在、給食用パンの原料小麦につきましては、北海道学校給食会から一括購入し、帯広市内の委託業者が焼いたパンを使用しておりますけれども、内容的には、今、お話しがあったように、十勝管内産小麦・ホクシン50%、外国産小麦50%のブレンドであります。

また、外国産小麦に対する残留農薬については、数年前から殺虫剤などの農薬が使われていることもあって、健康への影響を不安視する声が全国的に高まっていることも確かであります。

昨年の第2回定例会でも同様の質問が出されまして、その時もいろいろ課題はありますけれども、安全性の確保については、積極的に取り組みたい旨のお答えをさせていただきました。

その後、給食会並びに給食会を通して製粉工場、製パン企業に対しても、その安全性の確保についての要望をしてきたところ、他の自治体からも同様の要望が出されていたと、こういったこともあって、学校給食会では、国が実施する食品衛生法の基準に基づく残留農薬検査とは別に、小麦粉、パン製品の自主検査を独自に実施することを決め、今年2月3日に帯広市で開催されたパン品質審査会でその検査が行われたというふうに聞いております。

現在、検査機関で分析しておりますので、その結果については近々公表されるのではないかとというふうに思っております。

一方、地産地消の観点から、昨年7月に十勝管内の生産者、製パン業者、消費者協会などによって十勝産小麦・地産地消推進協議会が設立されまして、地場産小麦の消費拡大並びに学校給食に安全なパンの提供という両面からの取り組みを始められております。

取り組みの中では、十勝管内産小麦ホクシン50%に、パン向きといわれている新品種、これ幕別産でありますけれども「キタノカオリ」、これを50%ブレンドした地場産給食パンを、今、試作中であります。本町においても早い時期に全中学校に提供し、地産地消の理解や、味、食感についてのアンケート調査なども行う予定であります。

なお、この取り組みにつきましては、現在、製パン業者や製粉業者と交渉中ですが、量の確保、これが一番問題でありますので、これらの条件が整えば、今後も継続して実施できるのではないかと、私どもは、今、期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、我が国の小麦自給率が9%と言われている中、新品種キタノカオリの作付けも緒についたばかりで、作付面積も少なく、安定した量の確保や製パン性、流通面などでの課題も多くありますけれども、私どもは地産地消と安全・安心を両立させ、さらには、食育という大きな観点からも引き続き関係機関、企業にも働きを進め、ぜひとも実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに

考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

まず、1番目のイラク派兵の中止を求めることに対しての町長の考えを伺ったわけですが、地方の自治体、あるいは都道府県、それと国、それぞれが役割をもって、それぞれの仕事を果たしていくという点については、私も町長と同じ考えでおります。

ただ、もう一つ政治を動かすといえますか、歴史が進んでいく中では、世論というのも非常に大事なものであり、その世論に対しても、どこの国であれ、道であれ、町であれ、やはり責任を持って、それを受け止めて、その声をまた可能な限り、可能な手法で、それを実現に向けていくといえますか、それが正しい方向に向かっていくように働きかけていくというのも、これもまた一つ責任のあることだというふうに思います。

とかく、このことをあえて取り上げたのは、今のイラク派兵の状況が、私たちが子供のころの、ずっと他国では戦争があったわけですがけれども、そういった時代の世界の情勢がどんどん変わってきているというのが伝わってきまして、その背景にはやはり大きな世論、国際的な運動があったというふうに押さえています。

一例を言えば、ちょうど今から30年ほど前、1970年代にベトナム戦争がありまして、そのころも同じようなことがあったのですけれども、当時はまだまだ国連という機関が無効だったと聞きます。国連は第一次世界大戦で多くの犠牲を出した後に、第二次世界大戦があり、二度とこういうことは世界は行ってはならないというふうに生まれたそうですが、なかなか力が発揮されないで来たというふうに聞いています。それがベトナム戦争時代もそうであったのだけれども、今回のイラクの派遣の中では、ここが大きな力を発揮して、そして世界が動くというふうになってきたというふうな流れであると受け止めています。

そういう流れをつくる背景には、一国一国の動きはもちろんでしたけれども、今回もそうですが、世界で数十カ国が1,000万人を超える運動に参加していった。個人であれ、団体であれ、自治体の首長であれ、いろいろな方たちが参加してきてそういうふうにつくりあげてきたというふうに聞いています。

そういうふうを考えるならば、やはりきちっと平和と命を守るという点では、これは世界共通の思いだというふうに思いますので、その点で、勇気ある行動を、勇気あるといえますか、実際にきちっと考えを表明されて、行動に立ち上がっている地方の首長さんもいらっしゃるということも、北海道の中でもいらっしゃることも押さえています。

そういう立場に、ぜひ立っていただきたいという希望をもって質問をしたところです。

お答え、もしあればいただきたいと思います。

それから、2点目ですが、合併協議会のアンケートについてであります。この中身を見まして、これからたくさんの項目を調整されていくときに生かしていくものだというふうには押さえました。というのは、一つ一つの項目が、当然といえば当然という中身といたら、ちょっと申し訳ないのですけれども、合併にどんなことを期待するかという、将来の町づくりなどでは、事故や災害のない町ですとか、農漁業の調和のとれた町ですとか、ずっと、例えば基本計画にしても、町がきちっと計画をするときに、表題になる、柱にするものが必ずありますね。そういうものが具体的に並べられてつくられたというふうに思うのです。

私は、町民の方からも、三つなら三つと決められているので、できれば全部つけたいけれども、そうはならないというようなこともあったり、あるいはこういうことはみんなが思っていることだと。本当に町民の意志というふうになると、実はいろんな合併の姿が見えないと、なかなかその思いを伝えることはできないのだというようなことがありまして、これはこれとして生かされながらも、次の道にはどこかでやっぱり、私はきちっと丁寧に取り組んだ町の事例を参考にして、4.5世帯に1件ということではなくて、全住民にかかわる、これは前から求めていることですが、アンケート、あるいは最終的に

は住民投票とっていますが、そういうことをプロセスの中に入れて、やっぱり取り組んでいただきたい、こう思ってアンケートにかかわってお尋ねをしたわけです。

それと、雇用のことは本当に深刻で、一つでも1,000万円でも1,200万円でも、それが住民の方たちに還元されていく、雇用につながるということは大変うれしいことで、努力をしていただきたい、期待をしたいというふうに思います。

町が打たれる施策、これが、世は経済というか、お金ですから、ずっと町の中で施策として動くものが、住民の家庭に還元されていく。雇用につながっていくというのが本当は一番望まれることなのですよ。

町長が、先ほど来、永井議員にもおっしゃっておられましたけれども、町としての限界というのは、これは必ずあるというふうに思っています。町はあくまでも施策を打つというところで、直接雇用は企業ほどできませんからね。そういう点では限界があるというふうに思っていますけれども、そういう施策を打っていくときに、本当に広がる位置付けを、今、特別、雇用にかかわっては困難な時期だということを押さえていただいて、特別に力を入れていただきたいと思うのです。

新しいメニューの拡大と加えて、先ほど住民に対する周知徹底の問題もお尋ねしたのですが、なかなか、例えば、就労センターの問題一つにとっても、あれは登録制で、1年に1度、2月末あたりですか、期限にして募集されて、あとは翌年というような形で、いわばその雇用の機会といいますか、それに限定してみれば1回なのです。こんなことを見ると、もっともっと周知や改善の手法があるのではないかというふうに思うのです。そういう点で、ここに示しました、特に弱者の方たちに対する手立てについて再度伺います。

学校給食につきましては、随分昨年来から研究が進められたようで、期待をしたいと思います。

実は、幕別町が現在作っていただいているパン屋さんと同じところを使っている帯広市が、今年から実施する方向を打ち出したことは新聞報道で知りました。それで、帯広のあれだけの給食数が可能だったら、幕別はもっと人数が少ないわけですから、これは、道は近いかなというふうに勝手に思っていたところなのですが、技術的には随分改善されて、新しい酵母の発見だとか、そういうこともありまして、どんどん内容も良くなっているというふうに聞くのですが、今、ネックになるとしたら量の問題なのではないでしょうか、先ほどちょっと、小麦そのものですか、そのことを教育長がおっしゃられたように思うのですが、今、小学校、中学校全部の子供たちに供給するだけの量を、今の時点で、試験ではありますが、作るということがまず不可能なのかどうか。量的に確保できないのかどうか。その辺のそのネックになるものは何なのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 質問の途中でございますけれども、この際、15時20分まで休憩をいたします。

(15:01 休憩)

(15:19 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 再質問の1点目、イラク派兵の問題でありますけれども、世論が大事であると、そのことは私も先ほど申し上げましたとおり、当然のことながら世論の動きを見た中で、国政の場で十分検討していただく、協議していただくことが大事であろうというふうに思っております。

もちろん町村長が、それぞれの立場で意見を申すことについて、私はそれを反対するものでもありませんし、否定するものでもありませんけれども、私自身としては、首長の立場では言うべき問題ではないのかなというふうに判断をしているということでもありますし、もちろん、もう一つお話しありましたように、世界平和については、私ももちろん、ぜひ世界平和が1日も早く実現されるように、地域紛争、あるいは民族紛争といった戦争行為がないように、当然そうしたものがなければ自衛隊の派遣もないわけでありましょうし、中橋議員からたびたびこういう質問も受けなくても良くなるのだろうというふうに思っていますので、ぜひ世界平和の実現に向けて、努力していただければというふうには思っております。

それから、アンケートの問題でありますけども、これは先ほど来申し上げておりますように、新しい新町の建設計画をつつために、今、現在で住民の皆さんにアンケート調査をお願いしたということでありまして、総数が3,000人を抽出してアンケートをやるという人数を決めておりますので、たまたまその3,000人を世帯規模で分けますと、小さな村がちょっと少なくなるものですから、そちら忠類・更別を世帯の約半分、そうすると幕別が約9,000世帯で残り2,000通というふうになると、だいたい4.5世帯に一つというようなことになってくるわけです。

そしてもちろん、今やったこの建設計画のアンケートが、これから委員会の中で十分煮詰められて、いつの時点になるのでしょうか、8月か、9月か、早い時期にそうした新町の建設計画ができて、それをまた住民の皆さんに周知をさせていただき、説明をさせていただきながら、それについてのまたご意見を伺っていくということになるわけでありまして、それをもって、都道府県知事への合併の申請の一つのもとになる新町計画ということになるわけでありまして。そうした意味では、今のアンケートの集計と新町建設計画を早期に完成して、住民の皆さんに周知していくことが必要であろうというふうに思っております。

それから雇用の問題につきましては、先ほど来、永井議員にもお話しを申しましたけども、補助事業があるうちは補助をもらっている事業ができますけれども、これがなくなった後に、本当に町単独でそのままでの事業が継続できるかどうかということが、私どもにとっても大変難しいところでありますけども、できる限り、その必要性に応じて、町としてもそうした事業の継続に、これからも意を用いてまいらなければならないのだろうというふうに思っております。

それから周知の問題、就労センターのお話しもありましたけども、就労センター、確かに今、登録を行っております、今月の末に説明会といいますか、事業の話し合いといいますか、懇談の場がもたれるのですけども、そのほかにも、年間通じて随時登録ということはやっているように伺っております。そういったことも含めて、これから機会があれば、そういう雇用に関する住民周知についても努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 地場産小麦100%のパンを使用できるかという問題で、何がネックかということなのですが、実は先ほど、早い時期に全中学校言ったのですけども、今、入った情報によりますと、小中学校全校でやるということでありまして。

やる時期は4月9日という形で、今、決まっているようでありますけども、いずれにしても先ほども言いましたキタノカオリという作付け、まだまだ少ないという形になっていきますから、これらがきちっと安定した量が確保できれば、私どもと契約している業者、ここは一つの市と六つの町でこのパンを使っているものですから、これが確保できればできるということでありまして。

したがいまして、昨年の7月にできた地産地消推進協議会、この中に生産者も入っておりますので、きつと契約栽培なんかの手法もとりながら、こういったものができるのではないかとということで、私どもも大きく期待をしていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 1点目の町長の考え方はわかりました。私、初めて伺います。たびたびは聞いておりませんが、町長たびたびと言いましたけれど、この問題は町長に伺うのは初めてでございます。ご認識を。

それと、合併協議会のことなのですけれども、日程表を見ましたら、今も町長説明していただきましたが、北海道と最終的には正式協議をするのが11月、これはまだ定かではないと思うのですが、予定を立ててやっていらっしゃるんですね。それで、町長は今回のアンケートを受けて、そして将来構想というのを練り上げられるのですね。今、小委員会ですか、検討委員会ですか、それぞれが各分野で練り上げも行って、そういうのを集計されながら、一つのものをつくっていくかと思うのですけれども、一応、住民の皆さんにきちっと施策として、例えば、町はどこにあってどういう名称で、そして皆さんの負担はどう変わってというような、いわば町民の知りたいというようなことを、いつごろまで出

される予定でいらっしゃるのか。

私は、そういうものが出された段階で、きちっと住民の意志を、「そういうことなのですよ、皆さんどうですか。」っていうところが大事だと思ひまして、そのプロセスといいますか、計画についてお答えをいただきたいと思ひます。

あとは、雇用対策についても、随時登録を受け付けられているということでありますので、その点は受け止めます。

学校給食につきましても、4月9日といいますと新年度ですね。大いに期待をしたいと思ひます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併協の問題でありますけども、先ほど言いましたように、今、アンケートをとっているのは、新しい町を新設計画、新しい合併してできる新町の建設計画をつくるための資料として、アンケートを実施していると。できれば、これらについては、恐らくはちょっと遅くなるのだろうと思ひています。これが8月ぐらいにこれができる。そしてこの時点で一度、説明会がどうかということ、は、今、考へております。

それともう一方では、先ほどお話しありましたように、住民負担、住民サービスの問題があります。これらを含めたものを合わせて、新町建設計画、さらに住民負担の問題、これらを含めて12月ぐらいをめどに決めたいということですから、この時点で再度説明会の必要性があるのかどうか。そうしたものを、もちろんほかには新町の役場の位置ですとか、新町の名称ですとか、いろんな問題がありますけども、そういったものを含めてできれば、12月ぐらいにまとめた。そして議会に付議をさせていただき、議決がいただければ、3月までには都道府県に申請をしなければならない。

もちろん、新町の建設計画の中には、北海道との事業で絡む部分も出てまいりますから、その都度、随時協議ということは、北海道の場合は道との協議を進めていく、そして新町の建設計画を立てていく。そしてそれを住民の皆さんに説明をさせていただきご意見をいただく。そういう手法をこれからとって、一つめどが12月ということを進めさせていただきたいというふうに思ひております。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

[7番 堀川貴庸]

○7番（堀川貴庸） 通告に従ひまして、次のとおり質問をさせていただきます。

町民の町税負担のあり方について、質問させていただきます。

政府等が発表する景気動向の中で、一部の業種・企業に明るい兆しが見えていると言われますが、大部分の国民にとっては、依然としてそのような実感を抱かせる段階まで達しておらず、家計を取り巻く経済環境がなかなか好転しないという状況の中、昨年末の政府与党の2004年度税制改正大綱によれば、一般的なサラリーマン世帯にとっても、年金暮らし世帯にとっても、税負担がさらに重くなるという報道をしばしば目にするものであります。

町財政も年々厳しさを増していく状況下で、歳入歳出の見直し、推敲を図ると同時に、歳入面における町民の税負担のあり方に対し、以下の点につき、町長の見解を伺うものであります。

一つ目に、今年度の住民税、固定資産税の徴収率の見通しはどうか。

二つ目に、悪質滞納者への対応はどうか。負担の公平という観点で損なわれているのではないだろうか。

三つ目に、町民個人住民税にかかる均等割部分について、与党税制調査会では引き上げを検討されておられます。現行税率での均等割の個人住民税に占める割合はどうか。

また、直近3～5年間程度の比率の推移について示していただきたいと思ひます。

最後に、政府与党が昨年打ち出した、多年度税収中立という方針ですが、町財政の運営方針にも取り入れていくことをお考えなのだろうか。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

町民の町税負担のあり方についてであります。

まず1点目の今年度住民税・固定資産税の徴収率の見通しについてのご質問であります。平成16年2月末現在の現年度分収納率は、個人町民税で85.88%、法人町民税で96.61%、町民税全体では87.28%で、対前年比1.24ポイントの増となっております。

また、固定資産税につきましては95.04%で、対前年比0.18ポイントの減となっております。

町民税につきましては、口座振替納入の割合が高く、納入が確実な農業所得の増に伴う調定の増加などにより、決算では前年度を若干上回るものと見込んでおります。

固定資産税につきましては、15年度に発生しました大型企業倒産等の影響により、前年度を若干下回る決算見通しとなっております。

このような状況のもと、5月末出納閉鎖期間まで、滞納処分等、可能な限り収納率の向上に努力してまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の悪質滞納者への対応と負担の公平の観点が増えなわれないかのご質問であります。平成14年1月に収納率向上推進本部を立ち上げいたしました。この中で推進方針を策定し、滞納処分の強化を図ってまいりました。

平成14年度におきましては、給与・預金等財産差押えを執行し、調査を含めました件数は205件、金額に対して約920万円を徴収いたしてまいりました。本年度は、2月末の数字であります。384件、金額で950万円を既に徴収いたしてあります。

悪質と思われる滞納者への対応としましては、さらに滞納処分を強化いたしまして、税の公平な負担を確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に3点目の町民税均等割についての質問でありますけれども、現行税率での町民税均等割額は2,000円です。平成15年度は8,928名に対し、1,785万6,000円を課税いたしてあり、町民税に占める割合は1.99%となっております。過去3年間の割合はいずれも2.2%となっております。

なお、平成16年度の税制改正において、均等割額が2,000円から3,000円、1,000円の増額で改正される見込みですが、16年度の予算では、均等割の人数を昨年同様の約8,900名と見込んでおりますので、税額にすると約890万円の増となる見込みであります。

次に4点目の「多年度税収中立」を町財政の運営方針にも取り入れていく考えはとのご質問ですが、国は、平成15年度税制改正の検討を進めるに当たり「多年度税収中立」の考え方を導入いたしました。この考え方は、デフレ対策のため、複数年度の前半では減税を先行させるが、悪化が続く財政事情を考慮して、減税分を後年度の増税で取り戻すというもので、数年間の全期間を通してみれば、減税額と増税額のバランスが図られるものと想定されているものであります。

国におきましては、減税による減収分を赤字国債などの発行により、収支バランスを調整することができますけれども、地方自治体においては、制度上、このような財源調整ということは現実的には困難でありますことから、ご質問の「多年度税収中立」の考え方を今すぐ町財政に取り入れることにつきましては、なかなか難しいのではないかなというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） そこで、昨日の町政執行方針の中で、町長は町税に関しましてこう述べられておられます。

町税に関しましては、経済情勢の悪化が続く厳しい納税環境の中、固定資産税において住宅の新築による若干の増は見込まれるものの、町民税で所得の減少などにより減額となることが見込まれるため、町税全体では、前年度に比較し1.2%の減で計上いたしたところとありますとのことでした。

先ほどの町長の答弁の中では、住民税全体の収納率のポイントをおっしゃられておりましたが、全体

で前年比1.24ポイントの増ということでした。我が町における基本的な税の、税収の伸びないという状況の中で、効率的に、かつ効果的な種々の政策を遂行していくことはそうたやすいことではない。私も理解しておりますし、同様に現行税率のもとでは、いまだ回復途上の経済事情の中で税収を伸ばしていくことも本当に難しいことだと、そう考えております。

しかし、民間企業に勤務するサラリーマン家計におきましても、依然として厳しい時期が続いておりますし、何とか生計をたてている家庭が多いとの認識をしています。

また、昨年の暮れには、人事院勧告に基づきまして、ここにいらっしゃる職員の皆さんの年額収入の減額も町財政に反映されておりますので、皆さんがいう痛みを分かち合う政策、幕別町においても展開されているものだと、そういうふうに考えております。

ただ、そんな状況にもかかわらず、先ほど申し上げました多年度税政中立の方針のもと、先行減税が行われたことなどを背景に、国などでもこれからまさに増税時代が到来しかけていることは、町長をはじめ職員皆さんが気付いているのだらうと、私は思っております。

こうした状況の中で町税の収納率の問題、また、町税の滞納額の問題に対する原因分析とその対策について、今後どういうふうにされていくおつもりでしょうか。

また、仮に発生してしまった税収の不足分というものをどう補っていくつもりでしょうか、町長のお考えを示していただきたい。

また、税収の不足分、町民に新たに負担を求めていくことも考えられているのでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

また、もう一つなのですが、我々若い世代をはじめ、多くの人々を税金というものは、納めるものではなく、何か取られるものだと思っている人、また、そう口にする人をよく私耳にします。これは古くは租庸調といった税目から始まった租税政策の時代から、非常に残念なことに、時代の変遷とともに、やはり税金に対する意識というものが微妙に変化しているのも事実なのだろうと、私は思います。

そこで、よりスムーズな財政運営に取り組む上でも、この意識改革を施すということも、町の将来のためには必要不可欠な問題なのだろうと。そこで、ぜひとも町長以下、職員の皆さんの協力を得まして、こうやって意識改革を重要課題として取り組んでいただきたい。そういうふうに思うわけですが、町長のお考えを示していただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 税収にかかわっての、あるいは滞納の原因分析、いろんなことがあるのだろうとは思いますが、やはりこれも大きな要因は、やはり景気低迷による、あるいはそれに伴ってのリストラをはじめとする雇用問題等にも大きな要因があるのだろうというふうに思っております。

先ほど来の雇用の問題もそうですけれども、大きな問題としてはやはり1日も早く景気が回復して、それなりの会社、あるいは企業がどんどん伸びていく。そしてまた、個人所得も伸びる、消費も伸びる、そういった景気回復が図られることが、一つのこれから滞納者を減らしていくための要因でもあろうというふうに思っております。

先ほど言いましたように、私どもが滞納をして強制執行するのは、これはあくまでも悪質な滞納者ということでありまして、この辺がなかなか、どこが悪質で、どこが良質だ、大変難しいところだと思っておりますけれども、やはり一方では、税の平等、公平という観点から、それぞれの所得のある人だけが税を払わないというのは、これは当然強制執行等もやむを得ないのだろうというふうに思いますが、できるかぎり、今、後段にありましたように、税に対する認識を深めていただいて、負担をお願いする。そのことがやっぱり何より大事であらうというふうに思っております。

ただ、税収が不足するから、それじゃあ何をもって対応するのかということですが、国と違って税が足りない、歳入が足りないから赤字国債を発行すればいいということではなかなかならないわけですから、歳入の部分で他の財源をより確保するために努力をする。あるいは歳出の部分で、少しでも無駄な、あるいは非効率的な経費を削減していく。そういったことで対応するよりはいいのだろうというふうに思っております。

それから税の意識改革、これも今、税務署なんかでもそうですけども、私どもの町も、教育長いらっしゃいますけども、教育委員会の中で、税を学ぶ推進協議会、そういうのが実はありまして、毎年、教育長が中心になって、教育関係、学校関係が税務署からいろんな指導を受けながら、子供たちにも税の必要性、大事なことだというような意識のお話しをしていただいていると。

これは、当然、私ども職員についても、税に対する意識、必要性、重要性、これらの認識を新たにしながら、これからの財政運営、一般財源の確保にあたっていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（15：44 延会）

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第1回幕別町議会定例会
(平成16年3月5日 9時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11番 杉山晴夫 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔
- 日程第2 一般質問
3 野原恵子 1 豊島善江
- 日程第3 議案第17号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第18号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第19号 幕別町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第20号 幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第21号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第23号 幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第24号 幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第25号 幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第26号 幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第28号 町道の路線認定について
- 日程第14 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第30号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第16 発議第1号 酪農畜産政策・価格対策に関する意見書

会 議 録

平成16年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年3月5日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月5日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三
札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親		
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男	經濟部参事 古川耕一	
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	図書館館長 平野利夫
監査事務局長 森 広幸		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

発議第1号 酪農畜産政策・価格対策に関する意見書

9. 町提出議案

議案第17号	幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号	幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号	幕別町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号	幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第21号	幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
議案第23号	幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
議案第24号	幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第25号	幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第26号	幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
議案第27号	幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号	町道の路線認定について

議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第30号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第13号）

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

11番 杉山晴夫 12番 佐々木芳男 13番 古川 稔

議 事 の 経 過

(平成16年3月5日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（高橋平明） 17番永井議員より、本日、欠席の申し出がありますのでご報告申し上げます。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員

[3番 野原恵子]

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

1、道単独医療費助成制度見直しの撤回を。

道は、総額で2兆7,970億円の新年度予算案を発表しました。総額で約500億円削減し、2000年度から5年連続の減額です。政府による三位一体改革により、道への地方交付税交付金など約860億円が削減されています。道の借金である道債発行額は5,691億円となり、発行残高は約5兆5,000億円にふくらみ、道民一人当たり97万円にもなります。

歳入不足を生み出した原因は、景気の低迷による道税収入の減少、交付税の大幅削減や補助金の減少という要因もありますが、最大の原因は苫東や石狩湾新港など、緊急に必要とされない大型公共事業の見直しがされていないことです。

一方では、痛みの共有という形で道民に負担を押し付けています。道は、単独で医療費助成を行っている重度心身障害者、母子家庭、乳幼児医療費の原則一割負担の導入、65歳から69歳までの老人医療費助成を廃止しようとしています。助成制度の見直しが実施されますと、重度心身障害者の医療は一生続くものであり、収入のない障害者の生活を直撃します。負担が大きく、病院にいけないという声が出ています。障害者の医療は食事と同じ、医療を受けなければ生死に関わる問題となります。

したがって、次の3点について、道に対し撤回を求めるよう質問いたします。

1、老人医療費制度を存続すること。

1、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児医療費の一部負担導入をやめること。

1、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児医療費に設けられた所得制限を廃止すること。

次に、学校図書室の改善について質問いたします。

読書は物事への興味と関心を深め、自分の世界を広げ、人格形成や思考力を養い、人として豊かに成

長していく上で大きな役割を担っています。特に子供は知的好奇心に満ちあふれ、良質で多くの本に出会うことは視野を広げ、健全な大人として成長する上で大切なことです。

今、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集し、選択し活用する能力を育てることも必要であり、その上でも読書は大切です。

現在、子供たちのおかれた環境は、塾通いの低年化、長時間のテレビ視聴やテレビゲームなどで読書離れが急速に進行しているといわれています。毎日新聞が全国学校図書館協議会の協力を得て実施した第59回学校図書調査では、1カ月に本を1冊も読まなかった高校生は59%、中学生は32%、小学生は9%と、本を読まない割合が高くなっていると報告されています。

また、子供たちが読んでいる本の内容も年々質的に低下し、軽読書化の傾向を深め、読書教育も弱まっていることが伝えられています。

このような状況の中で、正規の授業の中で図書館を活用すること、児童生徒の学習を援助するための資料の収集、また一人一人に適切な優れた本を紹介することなど、学校教育において欠かすことのできない基礎的な施設である学校図書室の役割は非常に大切です。

有効に学校図書室を活用するためには改善が必要と考えます。授業や部活に忙しい一般の教師が兼任するのではなく、専門の知識を持っている司書の配置や図書館の環境を整えていくことが大切です。

したがって、次の3点について質問いたします。

1、小中学校に専任の司書の配置すること。

1、学校図書室の整備を。

1、蔵書の充実を。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

道単独医療費助成制度の見直しについてであります。6歳未満の乳幼児、重度心身障害者、母子家庭の母と子、並びに65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方々などに対します医療費助成事業は、北海道の助成を受けながらこれまで実施してきたところであります。

従来、医療費助成対象額の3分の2の補助率でありましたが、ご承知のとおり、平成12年度から30分の1ずつ補助率が引き下げられ、平成16年度からは2分の1とされるところであります。

さて、既に報道されましたように、北海道では制度の安定的な運営を図っていくために、給付と負担のあり方など、事業の抜本的な見直しを平成16年度から実施することとし、平成16年度予算案に盛り込まれたところであります。

このたび、北海道が見直しを図ることとした背景には、一つには少子高齢化の進行に伴い、増え続ける医療費の問題があります。具体的に申しますと、高齢化により障害をお持ちの老人医療費受給対象者が増加していること、母子家庭の増加に伴い対象者が増加していること、また、道老についても高齢化により対象者が増加していることなどが挙げられます。

次に平成14年10月からの医療制度改革により、老人医療受給対象者の自己負担が定率1割負担とされたこと、また平成15年4月からは社会保険本人3割負担が導入されたこと、これらにより自己負担分を助成している福祉医療事業の事業規模が拡大したことなどがあります。

一方、少子高齢化に歯止めをかけるべく、少子化対策の充実という視点から乳幼児医療費助成制度を拡充し、少子化の原因の一つとされる経済的負担の軽減を図るといった背景があります。

道老に関しましては、社会環境の変化として、「道老」創設時の昭和53年と比較して、平均寿命でいいますと男性で73歳から78歳、女性では78歳から85歳に伸びており、結果として、高齢者の比率も当時7.6%から現在は20%と2.6倍に急増している現状や、厚生労働省の調査などにおきましても、65歳以上の7割の方が70歳以上を老後と考えるというような答えがあります。こういった意識の変化というところも考えながら、さらには、平成14年の老人保健制度の改正に伴い、老人医療の対象年齢が75歳へ段階的に引き上げられたことなどから、道老に関しましては、一定の経過措置を設けた上で、平成20年3月をもって廃止するというふうに伺っております。

このたび、北海道が表明された補助制度の改正内容は、一つには、乳幼児医療費助成制度の対象範囲を、入院にあっては従来の6歳到達月払いから就学前までに拡大をし、加えて、これまで3歳未満を対象としていた通院についても就学前までに拡大をするということでもあります。

また、二つ目としては、母子家庭等の医療費助成の対象に、父子家庭も加えるというものであります。

また、三つ目として、自己負担について、3歳未満乳幼児及び住民税非課税世帯に属する低所得者の方々にあっては、従来どおり初診時一部負担金のみの負担とするが、住民税課税世帯に属する対象者にあっては、1割の自己負担を導入する。

そして四つ目として、道老の対象年齢を毎年1歳ずつ段階的に引き上げ、平成20年3月で廃止するといった内容であります。

今回、北海道が表明されました制度改正は、昨今の厳しい財政状況に鑑み、今後の制度の安定的な運営を図るためには、避けては通ることのできないものというふうに考えております。ご質問にありましたように、道に対してこれら撤回を求めるといったようなことは考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、野原議員のご質問に対します、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 野原議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

はじめに、小中学校に専任司書の配置についてであります。学校図書館法第5条の規定によりまして、平成15年度からは、12学級以上の学校、幕別町では小学校が4校、中学校では1校に司書教諭が配置され、学校図書室の環境整備を行うほか、本を活用した学習指導のサポート、成長段階に合った本の提供など、児童生徒の読書推進に大きな役割を担っていただいているところであります。

しかしながら、司書教諭は学級担任や他の公務分掌などを兼任しており、業務負担が大きいことや効果的な活用を図るという点では、全国、全道的に課題も多いということから、全国学校図書館協議会では文科省に対し、学校司書の制度化を要請している現状もありますし、幕別町としても教委連など関係機関との連携のもと、専任司書の配置要請をこれまでも行ってまいりましたが、引き続き要請活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の整備でありますけれども、幕別町の小中学校13校には全て図書室が設置されております。施設面では、閲覧スペースが手狭な学校もあるため拡幅の要望もあり、それを検討いたしましたけれども、結果的には構造上の問題などもあって改修ができないという結果でありました。

また、設備面については、今年度古舞小学校で地域から寄贈された図書を子どもたちや地域に貸し出す事業として「古舞小ふるさと本箱」を開設した、こういったこともあって、不足する書架の増設を行いましたけれども、そのほかの学校においては現在のところ書架等が不足するなどの要望は聞いていないことから、特に私ども、今の段階では支障はないものだというふうには考えております。

引き続き、図書室などを含む学校施設の整備や改修等につきましては、学校要望を受けながら、緊急性や優先度、必要性など、これらを十分に勘案しながら、予算の範囲内で整備に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、蔵書の充実についてでありますけれども、平成14年度末の標準冊数に対する学校図書の充足率は小学校で約56%、中学校で約62%と。全国平均に比べて、この充足率では若干低い状況にあります。

しかしながら、学校図書の充足率の出し方としては、児童生徒数並びに学級数等から積算した標準蔵書数、いわば目標値に対して、実際の学校蔵書数の割合を充足率と呼んでいることから、実際には学校が、それぞれの先生が生徒と相談しながら、希望購入する本の単価などによって購入冊数も変わる。したがって、単純に充足率だけで比較することは難しいかなと、そんなふうに考えおります。

なお、参考までに、幕別町における学校図書予算は、毎年、前年度比2～5%の伸びでこれまで推移しております。金額で申し上げますと、平成8年度から今年度までの8年間で、小学校費で当初140万円だったのが269万円と約2倍、中学校費で145万円から238万円と約1.5倍に伸びているという状況にもあります。

また、その一方で、交付税の積算基準と幕別町の予算配分を比較してみますと、例えば15学級以上の幕別小学校では、交付税積算額34万8,000円に対しまして40万3,000円、小規模校では、糠内小学校を例にとりまますと、6万9,000円に対し21万7,000円の予算。12学級の札内東中学校では、53万6,000円に対し68万9,000円というように、いずれも交付税積算額を上回る図書購入予算を幕別町では持っているわけであります。

このため、担当の先生方からは、他町村と比較して幕別町の学校図書予算は多いという話を聞いてはおりますけれども、私どもはこれに甘えることなく、引き続き子どもたちが本を読み、その感動を人に伝える、それによって心のつながりが広まり、町に新しい風が起きることを期待し、学校図書の充実・整備に今後も努めてまいりたいというふうに考えています。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 道の助成制度の見直しの件なのですが、財政的には大変厳しいということなのですが、やはり見直していくところはどこかというところをまず先に考えなければならぬと思います。

今、言われています道警の報償費ですとか、大型事業の見直し、そういうところをしっかりと見直していく中で、所得の低い人ですとか、障害のある人ですとか、そういうところの税運用をしっかりと考えていく、そういうところを見ていかなければ、やはり財政が厳しいから弱いところにしわ寄せがいく、そういう状況が生まれてきているのではないかと思います。

また、高齢社会になっていくので、医療費の負担もだんだん高くなっていくというお答えでしたけれども、やはり早期発見、早期治療、そのことで医療費を低く抑えることもできるという調査結果もあります。ちょうど65歳から69歳という、こういう年齢は仕事の境でもあり、それから年金所得に入るところもあるのですけれども、そういう中で、所得の低い人たちのこの医療制度なのですけれども、その助成をしていくことで、やはり医療費を低く抑えていくという、そういうことにもなると思います。

ですから、やはり、この制度があるということで、高齢の方が安心して医療を受けられるという地域の声もありますので、そのところはもう一度やはりしっかりと見ていかなければならないと思います。

また、重度心身障害者の医療費の負担なのですが、これが本当に私は大きな問題だと思います。障害のある人たちは仕事をしたくてもなかなかできないという状況もありますし、あっても収入が低いという状況にあります。そこを一割負担にしていくということは、医療にかかれぬという状況をもっと大きくしていくのではないかと思います。

ここに重度障害者の考え・意見ということがちょっと新聞に載っていたのですけれども、ちょっと読ませていただきますが、「私たち障害者は国の制度をずっと受けてきた。だから少しでも働いて社会に貢献して税金を納めたいと思ひまして、地域で仕事を見つけ、そして少し税金を払えるようになった。その中でこのような医療費の負担が増えるということは、ますます医療にかかれなくて、それで高額な医療費がかかるために本当に医療を控えてしまう。そういうふうになってしまえば、やはり死んでしまいなさいといわれているような」、そういうような意見も言っております。そして、障害者が自立して生きていきたいと願っていても、このように医療費の負担が重くなるとなかなか病院にはかかれぬ、こういう訴えもあるのです。ですから、こういうところにしっかりと道民のお金を使っていくということが、今非常に大切な時期にきているのではないかと思います。

それともう一つは、乳幼児の医療費なのですが、もしこの見直しがされますと、幕別町の独自の助成がされております。4歳以上の人たちの1割負担、それも導入されることになると思うのですが、その点、町は、乳幼児医療に関しては町独自の施策をとっておりますけれども、道にならぬ見直しというふうになりますと一割負担が導入されることになりますが、その点はどうなるのかお聞きしたいと思ひます。

あと、学校の図書館の見直しの件なのですが、総務文教常任委員会でも図書館を視察いたしました。

そのときに本当に図書館の子供たちとかそういうところに、いかに本を読んでもらうかという、そういう努力が本当によくわかりました。そういう中で、やはりそれをつなげていくためにも、学校図書室に司書が配置されるということは、その努力をされていることが小学校、中学校に引き継がれていくのではないかと思います。そういう点で、司書が配置されますと、子供たちがそこで本に深く結びついていくということもこれから深められていくと思います。図書館を利用する子供たちというのは、やはり家庭がそういう環境の子供たちが多くいわけで、学校にはそういう環境にいない子供たちも大勢いるわけですから、司書が配置されることによりまして、より広く子供たちに良い本を与えるきっかけとか、授業の中で資料をしっかりと提供するだとか、そういうことがもっと広がっていくのではないかと思います。

また、これから朝の10分間読書を行っていくと執行方針でも報告されておりましたけれども、その読書の内容を深めていくためにも、学校図書室に司書がいると子供たちに良い本をもっともっと紹介させて、この読むということを広げて、内容も深めていくことができるのではないかと思いますので、ぜひ司書の配置をということでは、いろいろな方法があると思うのですが、帯広市では平成14年度から専門員の配置が決められて、そのボランティアですとか、そういういろいろな形で、退職した先生ですとか、司書の資格を持っている人たちとか、そういう方々が学校を訪問して、読み聞かせですとか、本の貸し出しとか、そういうことをしているのですね。それですとか、図書館の司書が学校訪問するですとか、そういういろいろな方法で学校に司書を配置するというか、そういう方法があるのではないかと思います。

その点を質問いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の医療費の見直しにかかわってでありますけれども、いろいろお話しがありましたけれども、これは厳しい道財政の中でこのような方向を示されたということでもあります。

当然のことながら、これは私ども市町村にとっても、かつては3分の2の補助ですから、町が3分の1の持ち出しであったものが、いよいよ16年からは半分を町が持ち出していかなければならないということで、この道の見直しを我々が説明を受けたときにも、決して諸手を挙げて賛成だとか、どんどんやってくださいというようなことでの理解ではないわけでありまして、ただ、消極的な中にも道の現実的な財政状況、あるいは高齢化、あるいは少子化、一部少子化の分では対象者が拡大という改善というか、良い面の見直しの面もあるわけですから、そういったものを含めた中で、言葉で言えばやむを得ないと。消極的ながら理解をしていかなければならないだろうというようなことで、町村会の中でも今日認識しているわけあります。

確かに、お話しにありましたように、医療費を見直さなくたって、もっと見直すところがあるのではないかというご意見については、それは当然我々が申すまでもなく、道議会の場等で話し合いがなされ、予算が組まれていくのだらうと思いますけれども、私どもとしてはこういった状況にある社会情勢、あるいは地方自治体を取り巻く行財政の環境、そして厳しい財政状況の中ではある意味ではそれぞれ今まで慣れ親しんできた制度の見直しといったことも、当然出てくるのであろうというふうにも思っております。

町独自のものについては、道の残りの2分の1を負担するという事です。それは変わらないということでもあります。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、野原議員からお話しがあったこと、全くそのとおりでありまして、お答えすることは何もないわけでありまして、あえてお話しをさせてもらえれば、12学級以上に昨年からおいているわけでありまして、やっぱりその点、もう少し専門性を持たせるということについてはこれまでも要請しておりますけれども、これからもやらなければだめだろうと。

問題は、中、小規模のところについても、やはりそういった、兼任でもいいですからやっぱりそういった配置の問題、これらについてもこれから要請しなければならぬだろうと、そんなふうには考えています。

それから、ご提案の帯広市の問題についてでありますけれども、このことが幕別町では大体やっではいるのですけれども、特に学校図書館担当者と、それから公共図書館の担当者、意見交換は毎年やっておりますし、やはり公共の図書館から学校へ行って、そういったアドバイスをしながら意見交換をする。これは大事なことだろうと思っておりますので、その辺についてもさらに強めていきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、子供の本離れというのは、子供だけが別に活字離れになったわけではなくて、やっぱり家庭、親、この辺にやっぱりいろいろな問題があるだろうというふうに考えていますので、今回、子供の読書推進計画も策定し、これから皆さん方にもお示しをするわけでありまして、これに基づいて、やっぱり幕別町全体で1日1ページ運動でもやろうではないかと、こんなところから子供に少しずつ本を取り戻そうと、そんなような考えでありますので、ひとつご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 一つ、もう一度お聞きたいしたいのですが、乳幼児医療費の件なのですけれども、幕別町は現状のままでいくというお答えだったと思います。そうしますと、4歳からの1割負担は道が見直しをしても負担はしていかないという考えでいるということですね。そこだけ確認させてください。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今の乳幼児医療の関係でございますけれども、今、3歳以上につきましては3割負担ということになっております。それで幕別町としましては、その分の2分の1を補助しているということで、乳幼児分の本人は2分の1負担をしていると、3割分の2分の1です。それを負担しているということになります。

それで、今回の道の改正で、道の方につきましては本人の1割負担ということを導入しますので、3分の2については道の方で負担するということになりますから、今まで本人が1.5割負担していたものが今度は1割で済むということになりますので、0.5割軽減なるというようなことでございます。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告に従いまして4点質問いたします。

1点目は、「日の丸・君が代」の教育現場での対応についてです。

小中学校の卒業式、入学式の時期となりました。

子供たちの新しい旅立ちとなるこれらの行事が、成長の節目にふさわしい、子供たちが主人公の式になればと誰もが願っているのではないのでしょうか。

教育現場では毎年この時期になりますと、日の丸・君が代の実施や、また実施内容や方法についてさまざまな議論が行われていると聞きます。憲法や教育基本法は個人の内心の自由を保障し、99年の国旗国家法制定時も強制をするものではないと明確にしていますし、学習指導要領が憲法や教育基本法を越えてはならないことは判例でも示されています。

しかし、卒業式・入学式等の対応では、これらの考え方が生かされているか疑問です。日の丸・君が代の実施の報告の義務付けや、全国的には処分等も行われています。東京都では都教委が出した実施指針で、国旗は壇上の正面に、国家はピアノ伴奏で、フロア形式ではなく舞台に向かう形式になど、こまかな指導をし、従わない教員は罰するというような異常な押し付けが広がっています。十勝管内でもフロア形式をやめて、舞台に向かって並ばせようなどの指導が強まっていると聞きます。

卒業式や入学式は、子供たちの新しい門出となる大切な場であり、これまでも教育現場では子供たちを主人公に作り上げてきています。そういう教育現場に、日の丸・君が代の押し付けや強制はすべきではないと考えますが、見解を伺います。

2点目は、心のノートについてです。

2002年に文部科学省は、全国の小中学校に一齐に道徳教材の「心のノート」を配布しました。7億3,000万円という非常に大きな予算を使ったものです。低学年・中学年・高学年・中学生用と4種類で、挿絵や写真をふんだんに使い、パステルカラーを基調とした非常に立派なものです。

この本は、教科書づくりやその採択に関する法律にも則っておらず、文部科学省からストレートに子供たち全員に配布されており、国定終身教科書ではという見方も出されています。

また内容は、礼儀・感謝・美しい心などの徳目、さらに人間の力を超えたものへの畏敬の念という抽象的な概念が出てきて、最後には「この国を愛し、この国に生きる」と愛国心の涵養が謳われています。製作者には心理学者が大きく関わっているといわれており、色彩や挿絵、心に問うやり方などさまざまな方法がとられています。心のノートという題名にも表れているように、個人を強調し、自分の内面に目を向けさせていく、そういう方向となっています。この心ノートに書き込みをさせながら、心までコントロールさせていく、そういう方向が見えるなどの指摘もされています。

全国で扱いはさまざまですが、文部科学省は現場の裁量に任すとしながらも、利用状況報告を求めていきますし、新年度もこのノートの予算が組まれていると聞きます。多くの問題があるものであり、押し付けてはならないと考えますが、お考えをお伺いいたします。

3番目は高校の学区再編についてです。

道教育委員会は、来年から現在の十勝4学区制を変えて十勝1学区にするとしています。学区の再編は、受験生や親、学校のみならず地域にも多くの影響を与えます。これまで道教委は説明会等を開いてきましたが、賛成・反対を含め多くの意見が出されたと聞いています。

今回の学区の拡大は、受験競争が過熱化し、さらなる学校間隔差が広がる。併せて不本意入学者が増えるのではないかと。

また、遠距離通学が増加し、生徒指導上の問題や保護者の経済的負担が増加するのではないかと。

また、地元の各学校に入れない、最終的には郡部の高校がなくなっていくのではないかなど、たくさん問題が出されています。教育政策に必要なことは、30人学級の実施や教職員定数の改善、私立への公的補助の拡充などであり、たくさん問題が含まれている学区の拡大はすべきではないと考えますがいかがでしょうか。

4番目は、児童相談所の拡充についてです。

大阪府岸和田市の虐待事件など、痛ましい事件があつとを絶ちません。児童相談所は児童虐待への対応で中心的な役割を果たしています。18歳までの子供に関する相談を受けて、家庭への援助を行う行政機関で、虐待のほかにも非行や不登校、障害や健康、しつけの問題など、子供に関するあらゆる相談を扱っています。近年、児童虐待の相談が急増し、厚生労働省調べで2002年に児童相談所が処理した虐待件数は2万4,000件で、児童虐待を調べ始めた1990年の22倍にも上ります。

しかし、実際には急増する相談に十分対応できる状況ではありません。児童虐待の事件が増え、期待が強くなっていますが、実際の児童相談所は組織も施設も人もとても貧しい状態ですと、相談所の職員の声も聞かれます。相談にあたる児童福祉司は、全国でわずか1,733人です。児童福祉司の配置基準は人口10万人から13万人に一人であり、この基準は40年以上も前に作られたもので変わってはいません。これだけ増えている児童虐待に対応するためには、法的権限を持つ児童相談所の充実と運営の中心になる児童福祉司の増員が不可欠です。基準の見直しを求めることや財政措置など、国や道に働きかけることが必要だと考えます。

見解を伺います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

順序が逆になりますけれども、4点目の児童相談所の充実を求めるべきについてであります。

私も今、豊島議員が申されたとおり、これからの日本の将来を担う子供に対する虐待は、本当に由々しい問題だというふうに理解しているところであります。

ご存知のとおり、児童相談所につきましては児童福祉法により、都道府県は児童相談所を設置しなければならないというふうにされております。その設置する児童相談所には児童福祉司を置かなければならないというふうになっております。

この児童福祉司の配置についての費用は、都道府県の支弁とされているところでもあり、北海道全体での児童相談所は現在8カ所が設置され、児童及びその家庭についての相談や児童の一時保護等の業務を行っているところであります。

また、平成12年には、児童虐待の防止に関する法律が制定され、児童虐待等の相談が急増し、複雑・多様な児童問題に迅速で適切な対応と高い専門性が求められてきていることなどから、北海道では、平成14年度に児童福祉司10名の増員が図られ、これにより現在児童福祉司は52名が配置されたこととなります。

したがいまして、お話にありましたように、北海道での一人当たりの配置は、人口約7万4,000人に一人というふうになっておりまして、国の定める配置基準よりはかなり上まわっているのが現状であります。

しかしながら、現在の北海道における児童福祉司の配置で充足されているかどうかについては、今後いろいろな状況判断の中で、見直しを含め検討されていくものだろうというふうに思っております。

私どもも、今後、国においては児童相談所のあり方等も含めて検討されているという状況も聞きだしておりますので、これら推移を見守りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「日の丸、君が代」の強制は学校現場にはふさわしくないということでありまして、ご承知のように平成11年8月13日、国旗及び国歌に関する法律が公布され、即日施行されました。

この法律は、長年の慣行により、国民の間に国旗、国歌として定着していた日章旗及び君が代について、成文法でその根拠が定められたものであります。

また、その一方で、学習指導要領では、特別活動として「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されております。

学習指導要領でこのように示されているのは、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、児童生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことであるとのことから示されているものと、私どもは理解をしているところであります。

各学校において行われる行事にはさまざまなものがありますが、中でも、入学式や卒業式は学校生活に有意義な変化や折り返しをつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上で良い機会となるものであり、こうした意義を踏まえた上で、入学式や卒業式においては「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされております。

したがいまして、入学式や卒業式などにおける国旗、国歌の指導にあたりましては、社会科や音楽科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることも一方では大切なことであると考えております。

教育委員会といたしましては、法制化されてからこれまで、学校における国旗及び国歌の指導については、関係者の話し合いのもと、意思疎通を図りながら、学習指導要領に基づいて適切に行われるようお願いをしております。

今後も、校長、教頭、教職員との話し合いの中では、一つには、法制化された事実があること、二つ目には、学習指導要領に基づくものであること、3点目には、児童生徒に基礎基本を教えるということを確認するとともに、教育公務員の立場を自覚し、保護者や地域の方々の誤解や不信感を招かないように、学習指導要領に基づく教育課程での指導、儀式にふさわしい態度などについて、学校内で十分に話

し合いをし、教職員の理解はもとより、地域、保護者から信頼される学校づくりに向けて努力するよう指導しているところであります。

次に、心のノートについてのご質問であります。

今日の教育において、生きる力の育成が重要な課題となっており、その生きる力の核となる豊かな人間性の育成を担う柱として、道德教育の充実が従来に増して強く求められており、生命を大切にす心や他人を思いやる心、物事の是非・善悪といった規範意識などをしっかり身につけさせるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成することが重要であるものと考えております。

こうしたことを背景にしながら、今回、文部科学省が心のノートを作成、配布いたしましたけれども、配布したこと自体については、地教行法の第48条、「文部科学大臣は、都道府県又は市町村に対し、教育行政にかかわって必要な指導・助言又は援助を行う事ができる。」こういうふうになっておりますので、この文部科学大臣の権限に基づいて、各地方公共団体に対する指導及び援助の一環として配布されたものと解されております。

教育委員会といたしましては、文科省のこうした指導に基づき、各学校に配布したものでありますけれども、心のノートはご承知のとおり、教科書だとか従来の副読本とは違う、いわゆる異なるものでありますので、実践に当たっての注意事項として、一つには、意義や使い方について教職員、児童生徒、保護者の間で共通理解を図ることが一つであります。二つ目には、道德の時間における指導課程の中で、補助資料として活用すること。3点目には、日常生活や全教育課程を通じて心のノートを活用すること。そして四つ目には、学校と家庭、地域社会が連携しながら、共に子どもの心を育むことを視点に置いて、学校と家庭との心の掛け橋として、あるいは子どもの心の記録となる冊子として、過重負担とならないよう、活用の仕方を創意工夫するよう指導しているところであります。

3点目の高校の学区再編についてであります。

現行の通学区域は、昭和57年にスタートしてから20年以上が経過し、人口、生活圏域、通学条件などの社会情勢が変化していることや、進学率が97%を越える中で、高等学校教育に対する生徒や保護者の意識、期待も多様化していること、さらには、中学校卒業者の減少期に入り、高等学校の小規模化が避けられない状況にあることなど、高等学校を取り巻く環境は大きく変化しているとなって、生徒の能力、適性、興味、関心、進路希望等に応じた多様な学習を可能とし、学校選択幅を広げるために、全日制課程普通科の学区及び学区外就学枠を拡大するために、北海道立高等学校通学区域規則が今年の1月16日改正され、平成17年度道立高等学校入学者に係る選抜から実施されることとなりました。

十勝の普通科高等学校は、現行の4学区を統合し1学区となるわけでありまして、生徒にとって高校の選択肢が増える一方、学校間格差が広がり、特に町村の普通科高校は、より生徒の確保が厳しくなることが予想されますし、また、遠距離通学者の割合も高まることが予想されることから、保護者の経済的負担や生徒指導などの課題もあります。

またその反面で、現行、十勝の他学区に入学する場合、定員の5%以内に入学者が制限されていることから、希望の学校になかなか入学できないということから、札幌とか函館などへの私立高校入学者数は十勝からも100人前後とも言われておりまして、十勝の優秀な人材の流出を防ぐ、そういう意味ではプラス効果があるのではないかとこのことも言われているところであります。

いずれにいたしましても、北海道立高等学校通学区域の規則が改正され、平成17年度から実施されるわけですから、現時点では、新制度による入学者選抜が円滑に実施されることは、私ども期待をするとともに、検証しながら、引き続き、40人学級の解消による少人数指導の実現に向けての要請活動、さらには、高校は地域の担い手という観点から、地域に必要な高校の姿を地域ぐるみで考え直す時期にきているものと考え、執行方針でも述べているとおり、関係機関、団体との連携、協力を図りながら、より良い方向性を見出すための努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目の日の丸・君が代のことから再質問したいと思います。

今、教育長の方から日の丸・君が代の法制化の件だとか、それからそういう正しい認識をさせることも非常に大事であるというようなことなどが述べられました。

そこで私は、この日の丸・君が代のことなのですけれども、99年に法制化された時に、これは非常に大きな論議となりました。これはなぜそういうふうな大きな論議になったかということ、非常に短期間の国会での審議だった。わずか28時間というふうに、あとで資料を見てちょっと驚いたのですけれども、28時間の審議でこれが決められたということ、それから賛成・反対、さまざまな意見がありましたけれども、しかし、多くの意見は、もっと国民的な論議をしていく、そのあとでも遅くないではないかという、そういう論議不足だったのだというのが非常に多く出されていたわけです。

しかし、そういう背景にありながらも、これが法制化されました。だけれども、これは法制化されましたけれども、実際は罰則規定も何もありませんし、そういう憲法にきちっと書かれている内心の自由だとか、そういう個人の尊重の原則は、これは歪めてはならない、こういうふうに解釈されているのではないかと思うのです。

ところが、実際にはそういうふうな罰則規定はないと言いながらも、現実にはこの日の丸・君が代をめぐってはさまざまな処分が行われておりますし、それから内心の自由に反するさまざまなことが、やはり教育現場では起こっているのではないかと。そういうことで、私は今回質問したわけです。

そして、日の丸・君が代に関しては、例えば、諸外国においては教育現場ではほとんど強制していないというのが世界の中の常識なのです。アメリカをはじめとして、イギリス、ドイツ、フランスなどでも強制をする権限は国には何一つないよという、そういうことで常識となっていますが、日本だけがそういう世界の常識から外れて法制化したのだから、教育の現場でも、これはあくまでも指導と言いながらも、中には私は強制になっていると思うのですけれども、現実的にはそういうふうなことになるということ、非常に私は憂うのですよね。

それで、やはり教育長は、この中では、学校内で十分に話し合い、また地域からも信頼される、そういうような方向でというふうにご答弁がありました。この十分に話し合うということはもちろん前提なのですけれども、そういう指導をしているということが、強制といったらちょっとあれなのですけれども、そういうこれまで従来行ってきた、子供が主役としたそういうような卒業式や入学式を逆に壊すようなことになってはいないかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

それから2番目の心のノートなのですが、これは、私もこの心のノートを見たときに、ちょっと正直びっくりしました。というのは、中身は非常にきれいな言葉でわかりやすく、カラフルで美しいノートになっているのです。ただこれを読めば読むほど、一体これは何なのだろう。今、教育長がおっしゃったように、これは教科書でもないし副読本でもない。そういうものなのです。そういうものが権限に基づいて配られているというふうにおっしゃっていましたが、それは一体どういうことを指すのかなというのが一つあるのです。教科書をその学校で使うというのにはルールがあります。それから副読本にしても、学校で選択をしたら教育委員会に届けるというそういうルールがあります。

ところが、この本だけは検定も採択することもなく、現場いきなりやってきています。しかも、この本をどんなふうに使いなさいというのは、非常にきめ細かく使い方まで示されているわけなのです。

ここに一つ、私は問題があると思います。

なぜこういうふうな教科書が、こういう検定や採択方式をとるようになったかという流れは、やはり国がそういう教育の内容に、国家として介入してはいけないという反省のもとにそういう制度がとられてきたはずなのです。それがこういうふうにならなくて上からストレートに下りてくるということに対しての問題が一つあると思います。その辺はどうでしょうか。

それからもう一つは、非常にこの本の問題になっているものは、これは作成したのは主に心理学者がこれの製作を担当したというふうに使われています。それで、その心理学的な要素をふんだんに使って、きれいなパステルカラーを使ったり、それから飛ぶ雲や綿毛を飛ばしてみたり、地から浮いているものをたくさん散りばめている。

それからもうひとつは、自分の内面だけに語りかける。あなたは一体どうなのだ、あなたはどうなのだ、こういうことは良いのかということの内面に語りかけて、良い人間というものはこういうものだというのを導き出すというふうな中身になっているのですね。そこには、これまで学校は、子供たちが成長するのは他人との関係、集団との関係の中で、さまざまな善悪というのを身につけますよね。こうやったらいろいろなことがあって、やっぱりこれは悪いことだったのだというようなことは、集団的な中で身につけられるのですけれども、この心のノートの場合はそうではなくて、あなたは良い子にならなくてはいけないということが、すごくコントロールされていくという、そういう内容になっているのですね。これが非常にいろいろな教育界の方がおっしゃっていますが、マインドコントロールするような方向になっているということも指摘されているのです。そういう恐ろしさも含んでいる内容だということもあります。

その辺のことをどういうふうにお考えでしょうか。

それから3点目ですが、高校教育のことなのです。これは、来年の受験生から実施ということで、なかなか今からこれを変えなさいというのは非常に難しいことなのかなと思いつつながら、こういうふうに通告したのですけれども、というのも、こういう受験制度のあり方というのは地域ももちろんですけれども、子供たちにもすごく影響を与えます。

今、さまざまな教育の問題が増えてきていると言われてはいますが、国連の子供の権利委員会で、日本に対して、日本は過度の競争教育にあるのだということが前から指摘されてきて、今回もまた強く指摘されているのです。そういうところの改善は何も行われてないのではないかと指摘がされていました。

ところが、今回、この十勝の学区を一つにしてしまうということは、この過度の競争教育というのがますます過熱するというふうには私は押さえているのです。特に十勝全部が1学区になると、十勝の子供たち全てがランク別されるというか、あの高校に入るためには点数を何点取らなくてはいけないということで、全てがランクになって、あなたはここの学校、ここの学校というふうにはランク付けされて、さらに過熱化するのではないかと、非常に、私は、そういう指摘に対する逆行の政策ではないかということが一つあると思うのです。

それともう一つは、地元の子供たちが地元の学校に入れなくなるという弊害があると思うのです。特に、これは帯広だとか帯広の近郊の親たちも言っているのですけれども、十勝1学区になるといろいろなどころから来ますね。そうすると、地元には学校があるのにそこには入れなくて、うんと離れたところに行かざるを得ないという、そういう状況が生まれてくるということと、併せて、最終的には郡部の方の学校が非常に過疎化になって、なくなってしまうのではないかと不安。そうすると今の時点では、地元の、その郡部で行きたい子は行けますけれども、なくなったら行けなくなりますからね。そういう将来的な不安も非常に強いということも言われています。それがあります。

それからもう一つは、私はこういうような大きな改革というのは、そういうときにはもっと時間をかける必要があると思うのです。新聞報道やなんかでも見ましても、この説明会の中では、賛否たくさん意見があるのですね。私が、今、言ったような意見もたくさん出ていましたし、そういうことに対して一つも結論が出されないまま、こういう改革が決められてしまった。このことが非常に、やはり私は問題であると思うのですね。そのことはどうでしょうか。

それから4番目の児童相談所のことなのですが、これは北海道が定員を増やしたということは、私も聞いていました。

しかし、これは先日の新聞に載っていたのですけれども、全国の児童相談所長会が要望を出しているのですね。この中では、今の配置基準では本当に足りない、もっともっと人口5万人に一人ぐらいに改正をしてほしいというような要望を出されています。

それからまた、イギリスなどでの児童虐待防止制度というのは、日本の20倍の専門職員がいるというふうにも、これもそういう体制がとられています。

また、実際に担当している人たちは、増やして、それでもまだまだやっぱり足りないのですね。実際

にもっともっと人数がいたら、児童虐待で死んでしまわなかったうちに何とか救えたのではないかいう、そういう声も現場の人からも出ていますし、それから一つのケースには、ものすごい時間がかかって、数回で終わるケースというのは非常にまれで、非常に長い経過での観察だとか、それから相談を繰り返すだとか、そういうことも必要だということも言われています。

また、そういうことから考えますと、やはりこれは町だけが言ったから、これは何とかなるという問題ではありませんから、さまざまな場所で、また町村会なども含めて、大きな現場の声として、ぜひ挙げていただきたいと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） はじめに国旗・国歌の関係でありますけれども、これはいろいろなお話しを聞かせていただきましたけれども、これも別に私は間違っただけを言っているわけではなくて、法制化されたという事実があるのではないかと。平成11年の8月まではどんなことがあったのか。それまで今までは慣行ではないのか、だから法律に求められたものではないからという意見がたくさんあって、初めて法制化された。

法制化されたことにつきましても、これはどういう方々からの意見か判りませんが、私どもが知り得るのは、日本人の8割が、日の丸を国旗として支持している現状、こういったものがありますよというのも当時聞かされてきましたし、そういったもとの中からやってきたと。

何よりも大事なことは、この法制化の段階では当時の文部大臣も、教育は根本的には先生と児童生徒の信頼関係であって、また、それを生み出すのは先生方同士の信頼関係である。その前にはさまざまな努力をし、その結果、極めて難しい問題に入ってしまったとき、最終的にはやむを得ないことがあるかもしれないが、それに至るまでは、校長先生も、また現場の先生方もよく話をする。

要するに簡単に職務命令を出さないようにということは、ここで言われているわけでありまして、私どもそのことを踏まえながら学習指導に基づいた形の中できちんと指導し、そして良く話し合いをしながらやってほしい。

豊島議員がおっしゃったのは、東京都の問題はいろいろとありますけれども、少なくとも幕別町はそんなような形ではなくて、やっぱりゆっくりゆっくりと話し合いをしながらこれまで近づいてきたと。

ですから、理解までいくかどうかわかりませんが、共通理解というのはなかなか難しいものがあります。職員団体は共通理解という言い方をしていますけれども、私どもは意思疎通という形。理解まではなかなかいかないだろうというふうに考えておりますので、そういった違いの部分も考えながら、これまでやってきておりますし、今もその卒業式、入学式なんかは、やっぱり話し合った中で、これまでにきているのであろうというふうに考えております。

これは、地域の中には、まだまだああいふ状況はだめでないのか、いろいろな形もありますけれども、それはそれとしながらも、やっぱり一步一步という形の中で、お互いに信頼関係を崩さないような形、こういうようなものを今も続けているということもご理解いただきたいなというふうに考えていますし、3月15日、24日も、そんなような形で、今、精力的に話し合いがなされているというふうに聞いておりますので、ご理解をというふうに考えております。

それから、心のノートでありますけれども、これは先ほど言いました地教法48条、この中で文部省としては地方公共団体に対する指導、援助の一助としてやってきたのだ。

ですから、私どもはその指導に基づいて、各学校に配布したということによってやっているわけありますけれども、今、お話しいろいろ聞かせていただきました。今の私の知る範囲での心のノートの活用法、これができた背景には、やっぱり最近、いわゆる17歳の少年のバスジャック、いろいろな形がありまして、こういったものをどうしたらいいか。そこで学校での道徳教科というのは、今現在どうなのか。いわゆる副読本と呼んでいるぐらいの道徳教育ではだめなのだろうと。

このネックはどこかという、先ほど心理学者と言われておりますけれども、基本的に私どもが押さえているのは、このノートの原案、これは中学校の先生、これが主体的に作成して内容的には子供たちが自分の思いと向き合えるように工夫しながら、それを基に、今、お話しにあった心理学者というのは、

これは当時のつて言いましょうか、今もそうなのでしょうか、河合隼雄文化庁長官、これが監修したということで、その部分だけがたぶん議員からは私の方に、今、お話ししたのだと思いますけれども、ネックは中学校の先生が原本的なものを作って、それを心理学者という文化庁長官が監修したのだということで、私どもは理解しているわけでありませ

したがいまして、道徳教育において、教員が今まであるのかどうかわかりませんが、一部にはあるかもしれませんが、固定観念にあまりとらわれることなく、心のノートの使用に当たっては、これはたぶん注意事項としても流しているからわかっていると思うのですけれども、どこのページから使ってもいいし、どこから読んでもいい。そして、これには答えはありません。ですからそのような形の中で上手に使ってくれ。いわゆる計画的、継続的な活用の工夫を、私どももこれまで学校に望みながら、指導まではしていませんけれども、そういうようなことを伝えてきたということでもあります。

先ほども言いました、この種のもは副教材。どこから読んでもいいですし、正解もない。ですから、内容的には子供と家族と一緒に考えて、こういうものがあるのもいいのではないかな、そんな風に考えていますので、先ほど言いました共に過重負担とならないように、ということは先ほども言った言葉はそこにあるわけでありまして、やっぱり良いこと悪いこと、私もそんなにノートを見て、そんなに先ほど言われるほどのものなのかなと。そういう思いで見ればそういうふうになるかもしれませんけれども、私ははなかくさいからよくわかりませんが、黙って見ていけば、たいしたそんなに悪いものでもないなという、だからこれは、使い方ではないかなというふうに考えております。

それから、高校の学区についてはまさに言われるとおりでありますし、ですから執行方針でも述べさせていただきました。やっぱり地域の学校、いろいろなことを考えた場合にどうすべきかということは、これから、先ほど言いましたように関係者と一緒になって、どんな形でやっていったら一番良いのかと。そんなふうでは逆にいろいろとご指導いただければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 児童相談所のあり方については、先ほどもお話し申し上げましたように、国、あるいはこれからの道の動きなどを見ながら対応してまいりたいというふうに思っています。

ちなみに、古い規則ですから、10万から13万人に一人の福祉だということでしたけれども、帯広児童相談所の場合でいきますと、今6名ということですので、十勝の人口からすると、大体6万人に一人というような状況であります。

それとご存知かなと思いますけれども、16年4月1日から十勝支庁の機構改革がなされます。今まで児童相談所、帯広保健所、十勝支庁社会福祉課というのが、これが全部支庁長の下のもとに一括されて、保健福祉事務所、そういう名のもとに統括されるといいますか、機構改革がなされますから、それらの中で児童相談所のあり方がまだどういうふうになってくるかというの、これから見守っていききたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 日の丸・君が代のことですが、今の教育長の答弁で十分な現場との話し合い、共通の意思の疎通で行っていくということでありました。私はそういう方向で、決して東京都のようにやらないと処分をするだとか、そういう方向ではなく、あくまで子供中心の、子供の心にきちんと残るような、そういう式にということが、やはり中心になると思うのですね。その辺はきちんと、強制にならないようにするということを確認していいでしょうか。

それ一つだけで終わります。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） その強制という言葉がよくわからないのですけれども、私も決してそういうつもりは全くないということをお話させていただきます。

職務命令というのは、私ども、校長、教頭にはかけてあります。これは、これをしなさい、あれをしなさいというのは、口頭であろうが文書であろうが、校長、教頭にはかけています。でも、先生方とは良くお話ししながら、お互いの、先ほど言った意思疎通を図りながら、卒業式に向かって、入学式に向

かって最後の答えを出してくださいと言っているわけで、我々が介入しているわけではないということだけをお話をさせていただいて終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

これで一般質問を終決いたします。

この際、11時20分まで休憩をいたします。

(11:06 休憩)

(11:19 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第3、議案第17号から、日程第16、発議第1号までの14議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3、議案第17号から、日程第16、発議第1号までの14議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第17号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第17号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料1ページをお開きいただきたいと思ひます。

幕別町の幕別北地区コミュニティー活動の拠点施設といたしまして、幕別北コミュニティーセンターを建設し、平成16年2月1日より供用開始をいたしたところであります。

近接する旭町近隣センターにつきましては、建物の老朽化が著しいことなどから、地域のコミュニティー活動の場を同コミュニティーセンターに移行させていただきたい旨を、幕別北コミュニティーセンター建設協議と併せて、旭町地区の皆様にご相談を申し上げ、地域の方のご理解もいただきましたことから、平成16年3月31日を申しまして廃止をさせていただくものであります。

改正の内容につきましては、第2条に規定しております旭町近隣センターの名称及び位置を削るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾 治） 議案第18号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料2ページ以降になります。

本条例案につきましては、幕別町職員の給与に関する条例にある各種手当の中から、特殊勤務手当を廃止する条例であります。

特殊勤務手当につきましては、幕別町特殊勤務手当支給条例の中で規定しておりますように、11の手当がありますが、平成15年度において支給実績があります手当につきましては、町税徴収手当、町税滞納処分手当、固定資産評価手当、断続手当の4手当のみであります。

特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし、かつその勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する手当でございますけれども、近年、住民のニーズが多岐にわたり、例えば用地交渉、補償交渉、使用料手数料の徴収など、多くの業務が特殊勤務手当を支給される業務と差異がなくなってきたことによりまして、特殊勤務手当を支給する業務の明確な根拠付けが困難になってきている今日的状況を考慮し、特殊勤務手当を廃止するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、給与の種類から「特殊勤務手当」を削り、説明資料の3ページになりますけれども、第10条につきましては、特殊勤務手当の支給規定を「第10条 削除」と改めるものであります。

前のページに戻りますが、また、第9条の5第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改めることにつきましては、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、法律の名称が変更になったことによる改正でございます。

続きまして、議案書の方の2ページをお開きいただきたいと思います。

附則の説明でございますが、附則第1項の規定につきましては、本条例の施行期日を平成16年4月1日とするものであります。

附則第2項につきましては、本条例の施行に伴いまして、幕別町特殊勤務手当支給条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号、幕別町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾 治） 議案第19号、幕別町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料4ページからになります。

幕別町の行政改革大綱推進計画の中におきまして、鉄道賃及び宿泊料を精算方式による支給への変更と、講演、研修等における講師等に対する旅費規定の見直しを含む旅費の精算方式の導入など、

旅費規定の見直しが求められていたところであります。

改正の内容につきましては、行政改革大綱推進計画の指針に基づきまして、近年、鉄道運賃、あるいは航空運賃と宿泊料等を組み合わせた格安のパック旅行の利用など、旅行の実態に応じて宿泊料を含めた実費で精算する方式を採用できるよう、また、講師の交通費につきましては、本来所得税の課税対象にならないことではありますが、現在講師謝礼、いわゆる報償費に交通費を含めて支出しているため、全額所得税の課税対象になっているという不合理が生じておりますことから、講師等に謝金と旅費を分けて支給できるよう条例を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

まず、本条例の題名でございますけれども、旅費を講師等に支給できるよう「職員の旅費」を「職員等の旅費」に改め、この条例の目的を記した条文の第1条につきましても、職員以外のものを含めた取扱いができるよう改めるものであります。

第2条につきましては、条例の適用を受けるものの範囲を定めたものであります。改正第1条で対象者の範囲が明確になることから削除するものであります。

第4条につきましては、第4項の次に、第5項として、「職員以外の者が、町の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。この場合において支給する旅費は、別表第1による行政職給料表適用職員相当額とする。」という1項を加えるものであります。

支給対象者としては、講師等を想定しておりますが、町の機関の依頼に伴う職員以外のものの旅費として、行政職給料表適用職員相当額で支給できるよう改めるものであります。

第5項、第6項につきましては1項ずつ繰り下げるものであります。

議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

第7条の改正につきましては、同上第8項に規定する宿泊料定額を実費に改めようとするものであります。

第11条の改正につきましては、1日間のうち、道内、道外とまたがる旅行の場合、日当、宿泊料は多い方の定額とする規定でありますけれども、宿泊料を外して日当だけその取り扱いをしようとするものであります。

第15条につきましては、第3項として1項を加え、往復割引運賃適用区間をその有効期間内に旅行する場合、支給される運賃は当該往復割引運賃とするという規定を盛り込もうとするものであります。

第20条につきましては、宿泊料につきまして、別表第1の定額と定めておりますが、これを限度額として改めようとするものであります。

議案の説明資料の6ページになりますけれども、第23条につきましては、着後手当の規定で、「宿泊料定額」を「宿泊料限度額」に改めようとするものであります。

別表の第1につきましては、札幌日帰り旅行における日当でありますけれども、これを定めました当時は、札幌往復に要する時間が長く、旅行者にかかる負担が大きくなるということなどから、札幌日帰り旅行における日当を他の道内日当に比べ、倍額としていたものでありますけれども、振り子特急の運行により使用時間が大幅に短縮されておりますことから、道内に統一した日当に改めようとするものであります。

附則についてであります。施行期日につきましては平成16年4月1日といたしますが、第2項において、経過措置として年度をまたがる旅行のうち、3月31日までの旅行分は従前の例によるものとし、4月以降の旅行に対応する分について適用しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(本保証喜) 日程第6、議案第20号、幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第20号、幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

スポーツセンターの運営管理につきましては、現在、スポーツセンター運営委員会を設置し、ここにおいて協議していただいておりますが、この職務を体育指導委員会に移管することにより、本町の体育施設全体の中で審議をしていただき、本町の生涯スポーツ振興をより一層効果的に進めたいとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第4条(運営委員会)を削除し、第5条を第4条とするものであります。

なお、施行日につきましては、平成16年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第21号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料8ページからになります。

改正の内容につきましては、国の補助事業で実施しております「高齢者訪問給食サービス事業」が、平成16年度から「食の自立支援サービス事業」に名称が変更され、併せて採択基準も変更されることに伴う改正であります。

この制度改正によりまして、健康状況や調理・買い物をはじめとする食生活能力などについて、多方面からサービス提供の必要性を個々のケース毎に検討されることとなり、従前の給食サービスの利用者の方が、新しい制度下では、「サービスの対象にはならない」と判断される場合も生じてまいります。

この改正に対しまして、町としましては、高齢者に対する食の支援は非常に重要であると考え、国の補助の対象とならない場合であっても、従前同様、サービスを提供していくように考えていることは、先の執行方針の中でも述べさせていただいたところであります。

しかしながら、国の補助の対象とならない方にサービスを提供することは、町の負担が、かなりの額増加するということもありまして、厳しい財政状況を踏まえ、利用される全ての方において、1食あたりの負担額を300円から400円に改め、遠隔地にお住まいの利用者につきましては、従前の町の負担額

200 円に加え、新たに利用者にも 200 円の負担を求めようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 1 条関係につきましては、国の制度改正により事業の名称が変わるもので、第 14 条第 1 項中「訪問給食サービス」を「食の自立支援サービス」に改めるものであります。

同じく、別表訪問給食サービスの項の事業名、対象者、事業内容の見直しにつきましても、国の制度改正による見直しであります。

次に、議案の説明資料の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 条関係につきましては、別表食の自立支援サービスの項、手数料等の欄中「1 食あたり 300 円」を「1 食あたり 400 円。ただし、字新和、字南勢、字古舞、字栄、字明倫、字糠内、字五位、字美川、字中里、字駒島、及び字弘和の区域に配達を要する場合は、1 食あたり 200 円を加算した額」に改めるものであります。

また、本事業は、町内 4 事業者の方々に食事の提供をいただいているところではありますが、経営者並びにその従業員の方の負担も大きく、今年度より毎週日曜日とお盆、8 月 13 日から 15 日、及び正月三が日、1 月 1 日から 3 日を休日とすることで、関係要綱も併せて改正いたしたく考えております。

なお、施行期日についてでございますけれども、第 1 条関係「食の自立支援サービス事業」への移行及び休日の導入につきましては、本年 4 月 1 日とし、第 2 条関係、利用者負担額の引上げ及び遠隔地の加算につきましては、実施に際しまして、十分な周知期間が必要でありますことから、本年 6 月 1 日より施行とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

豊島議員。

○1 番（豊島善江） この制度なのですが、非常に喜ばれている制度だと思っています。そういう中で、国が補助事業の名称も変えて、それから対象も非常に厳しくなるということで、国のそういう改正に合わせて、町もこういうことを打ち出したと思うのですが、対象に、実際に、今、何人給食サービスを受けているかということと、併せて、この制度が変わることによって、補助の対象にならないという人は何人ぐらい予想されているのか。それから、併せてその額はどのぐらいになるのか。それをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず給食サービスの現在の利用状況といいたいまいしょうか、それについてお答えしたいと思います。

平成 15 年度の 9 月末、すなわち上半期でありますけれども、登録者が 246 人おりますけれども、実際に利用された方が 153 人ということで、およそ上半期で 1 万 9,000 食出ている状況にあります。ですから、この倍、3 万 8 千から 4 万ぐらいが 15 年度出ていくのだろうというふうに予想しております。

なお、今回の制度見直しによりまして、果たしてどのくらいの方が補助の対象からはずれるか、これにつきましては、まだ食の能力、あるいは家族状況等といろいろチェックする項目といいたいまいしょうか、そういうのがおおよそ 30 項目ほどあるわけなのですが、その中で、全体として考えていかなければならないということでもありますけれども、今、予算上として厳しい最大のことを見込んでおりまして、20% ぐらいが補助に乗れるかなど。ただ、これはちょっと、実際にアセスメントといいたいまいしょうか、そういう状況を個々に判断しておりませんので、最大限の中ではそういう状況で見込んでおります。

ですから、年間、だいたい、先ほども言いましたように 150 人ぐらいが上半期で利用されているということですので、それに対して従前、町の負担が 1 食あたり 200 円ということでありましたので、今回、制度改正によって、本人負担が増える 100 円分が、町が減るとい状況になるかと思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1 番（豊島善江） 今の答弁の中では、厳しく見ると 8 割近くが補助には乗れないということになりましたか、20% が補助に乗れるというふうなお答えでしたよね。ということは 8 割ぐらいが厳しいという

ことですね。

今、そういうことをお聞きしたのですけども、この一部改正ということで、現れている数字を見ますと、普通の市街地の方は100円を上げて400円。しかし、農村地帯の方たちが、それプラス200円を加えるということで、非常に大きな引き上げになりますよね。そのことは、やはり同じ幕別町に住んでいて、同じサービスを受けるという点から考えると、この引き上げは非常に大きなものでありますし、そういう点から考えると、私はこういうことではない方がいいと思うのですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原耐敬） 今、ご質問ありました配達に要するといえますか、200円、今、従前、町が負担しておりました。例えば、古舞地区ですとか、遠い遠隔地にはそういうことで200円補助をしていました。

実は、この遠隔地が、今現状では2件ございます。この2件というのは、実は冬期間、夏もそうですけども、一協力店が配達するのに、冬の場合往復に1時間以上要します。これは実は我々は本当に、この事業をこれから継続していくためにも協力していただきたいという話の中で、1時間を超える配達、1個の給食、例えばですね。そういうことの負担というものは非常に大きいということで、非常に協力店から何とかならないのかということもお言葉としてはいただいております。

それで、今、そういう状況の中で使われる方にも、町も負担しますと。利用される方も応分な負担をしてもらうことによって、協力店がそういう気持ちを含んで、これからも協力していただくような道を今後も続けていきたいという気持ちが大きな現れであります。

確かに言われるように、どこにいても同じということは、わからないわけではありませんけども、ただ、今、言ったように、町は、例えば、今、200円出しております。また200円出します。例えば400円にしたとしますと、努力されて食事をとっている方もまたたくさんいます。そういうことも含めて本当に負担とはそれでいいのかなということも、我々もいろいろ検討いたしました。大変申し訳ないけども、こういう形の中で、将来継続していくような運営をしていきたいなということでもあります。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

豊島議員。

○1番（豊島善江） 今の200円の問題ですけども、従前は町が200円出していました。今回、これが配達してもらう人が200円を加算するというので、200円出すということですが、従来出していた町の200円も引き続き出していくということで、そしたら、400円がお弁当作っているお店には払われるということになるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） その通りでございます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 今度の改正で、100円と、遠距離200円アップですか。それで該当者に対して、その金額はいくらぐらい増えるのですか。お尋ねいたします。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、遠隔地につきましては、幕別町本町地区の給食サービスの事業者の方が、遠隔地に1件届けております。それと、札内地区の事業者の方が、遠隔地に1件届けているということで、その方の利用につきましては、今、個人個人として押さえてございませんけれども、全体の平均といたしましては、利用者につきましては、1日だいたい1食利用されているというのが現状でございます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 私が言っているのは、今度、該当になる人とならない人はだいたいわかるわけでしょう、6月から始めるというのですから。その該当する人で100円オーバーするのと、あと、遠距離はわかります、二人しかいないのですからね。その200円を加算したら、いくらぐらいの金額になるかと

いうことを押さえとして聞きたいのです。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 制度が変わりましても、利用される方の負担につきましては、全く制度の対象になろうとなるまいと、負担は全く同じでございます。補助に乗れるか乗れないか、乗れなかった場合については、町がその分負担するということになりますので、利用される方すべての方が従来の負担が100円上がると、遠隔地につきましては、さらに200円本人が負担するというので、補助の採択の有無に関係なく、皆さん均等という制度でございます。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案の通り決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい、結構です。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第23号、幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料13ページからになりますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例につきましては、各地区の用途にふさわしい環境を形成するために、建築基準法に基づいて制定をいたしているものでございます。

現在、町内6地区を対象として、各地区に指定されている用途地域に応じた地区整備計画を定めているところでございます。

このたびの改正における最も大きな改正点につきましては、本年度実施しております「都市計画区域区分の変更」、いわゆる「市街化区域と市街化調整区域の線引き見直し」におきまして、市街化区域に編入される予定の、札内文京町西地区の一部を本条例の対象に加え、新たに地区整備計画を定めようとするものでございます。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第5条中の附属建築物に関する表記を「ただし書き」として加え、建築基準法施行令の改正に合わせた文言に改正をするものであります。

本条は、敷地境界から建築物の外壁までの距離を規定しているものでございますけれども、物置など、軒高が2.3メートル以下で、かつ敷地境界から1メートルに満たない部分の床面積が5平方メートル未満のものは、適用除外とするものであり、面積要件を加えるものであります。

次に、第5条の2第2項についてでございますけれども、現行条例の同項中の「第2条に規定する区域」、「第2条の規定による区域」は、第3条第1項において「以下「計画地区」という」と規定をいたしておりますことから「計画地区」と文言整理をするため改正であります。

議案の説明資料の14ページになりますけれども、別表1の最後に「札内文京町西地区地区整備計画」

の項を加え、市街化区域編入予定であります文京町の一部に地区整備計画を定めるものであります。

議案の説明資料の14ページから15ページにまたがりましても、別表2の「札内春日町北地区地区整備計画区域」の項のア欄(2)号及び(3)号につきましては、現行条例では、建築可能な店舗を併用した住宅の種類について列記しているところがございますけれども、建築基準法施行令の改正によって店舗部分の面積要件、50平方メートル以下についても規定されていることから、建築基準法施行令の条項の番号を引用した形に改正し、整理するものであります。

この改正につきましては、以下、札内桂町西地区、札内北町北地区、札内暁町北地区及び札内若草町南地区についても同様の改正となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

15ページの「札内春日町北地区地区整備計画区域」の項の「ウ 建築物の敷地境界からの距離の最低限度」欄の「ただし書き」につきましては、第5条の改正において加えました「ただし書き」で定義をいたしておりますことから削るものであります。

以下、他の地区においてもこの欄の「ただし書き」については、同様の理由で削除させていただきます。

議案の説明資料、17ページ及び18ページをお開きいただきたいと思います。

「札内若草町南地区地区整備計画区域」の「ア 建築してはならない建築物」の欄の「(4) 前各号からなる長屋、共同住宅」を「前各号からなる2戸の長屋及び共同住宅」と改正するものであります。

この改正は、本来当初でやっておけばよろしかったのですが、低層専用住宅地区として大規模なマンションなどの共同住宅の建築を制限し、いわゆる2世帯住宅などの長屋及び共同住宅のみを認める内容とするものであります。

議案の説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

「札内あかしや町北地区地区整備計画区域」の「ア 建築してはならない建築物」の欄につきましては、附属建築物に関する表記を一号設けたものでありますが、本表記地区の表記と統一するため、改正するものであります。

「ウ 建築物の外壁等の後退距離」の欄につきましては、前段の「民地界から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は」という説明文は、本表表頭ウ欄の区分の表記と重複するために、これは削除させていただくものであります。

別表2の最後になりますけれども、「札内文京町西地区地区整備計画区域」の項を加え、文京町西地区整備計画の内容を定めるものであります。

当該地区は、低層一般住宅地区として、閑静でゆとりある住宅地の形成を図るもので、建築できる建物は、「戸建ての住宅」、「美容院など小規模な店舗を併用した住宅」、「共同住宅」及び「これらに附属した物置など」と定めるものであります。また、敷地の細分化と密集を防ぐため、敷地面積の最低限度を200㎡、約60.6坪、敷地境界線から建物までの距離は最低限度1mを離さなければならぬというふうに定めるものであります。

申し訳ございませんが、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

附則の説明でございますが、この札内文京町西地区の地区整備計画につきましては、当該地区の市街化区域編入と地区整備計画の都市計画決定がなされた日から効力を発することになるため、本条例の施行日は、「帯広圏都市計画の決定の告示の日から」というふうに定めさせていただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:55 休憩)

(12:58 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第24号、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第24号、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

現在、個別排水処理施設の使用料につきましては、別表に定める額を内税の使用料として徴収をいたしているところであります。

このたびの改正は、使用料額を現行内税として徴収していたものを、別表に定める使用料に100分の105を乗じて得た額を徴収する外税賦課方式に改めるものであります。

現在、料金を賦課している水道使用料及び下水道使用料は、外税賦課方式により料金を徴収しているところでありまして、個別排水処理施設の使用料についても統一性をもたせようとするものであります。

前段でお話しをしましたように、現行の料金額が変更されるものではございません。

なお、施行日につきましては、平成16年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号、幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第25号、幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

条例の改正につきましては、中部広域水道企業団より全面受水をするにあたりまして、水道法第10条の規定により、将来の水需要計画を策定し、給水区域、給水量及び給水人口を定め、経営変更認可を受け、併せて無水地域の解消を図るものであります。

今回、改正いたしますのは、水道事業の設置を規定しております第2条第2項であります。同項は、給水区域に関して規定しているものであります。「給水区域は、幕別市街、字豊岡、字相川、字日新の全域及び字軍岡、字明野、字猿別、字千住、札内市街、字依田、字途別、字古舞の一部とする。」とあるものを「給水区域は、幕別市街、札内市街、字豊岡、字相川、字千住、字日新、字依田、字途別及び字軍岡の全域並びに字明野、字猿別及び字古舞の一部とする。」に改めるものであります。第3項につきましては、給水人口を、「22,000人」から「26,600人」に改め、第4項につきましては、一日最大給水

量を「9,600立方メートル」から「10,300立方メートル」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、平成16年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第26号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第26号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料22ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、明倫簡易水道の水不足の解消を図るため、糠内簡易水道と統合し、幕別簡易水道として、水道法第10条の規定により、経営変更認可を受けることに伴いまして、改正を行うものであり、併せて将来の水需要計画を策定し、給水区域、給水量及び給水人口を定めるものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

今回、改正いたしますのは、設置を規定しております第1条と、水道事業を規定しています第2条でありまして、第1条につきましては「第2号 明倫簡易水道」と「第4号 糠内簡易水道」を削除し、「第4号 幕別簡易水道」を加えるものであります。また、第2条につきましても、第1条と同様に「第2号 明倫簡易水道」と「第4号 糠内簡易水道」を削除し、「第4号 幕別簡易水道」を加え、給水区域を「字明倫、字美川、字古舞、字糠内の全域及び字五位、字南勢の一部」とし、「給水人口940人、一日最大給水量850立方メートル」とするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成16年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第27号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第27号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料24ページをお開きいただきたいと思います。

現在、新和簡易水道給水区域使用料は、附則に定める額を使用料として賦課いたしているところであります。

このたびの改正は、附則に定める新和地区の水道使用料を、他の簡易水道使用料金体系と同一に改めるものであります。

新和簡易水道給水区域使用料は、平成 14 年度に営農用水道事業を廃止したことによりまして、料金に関する経過措置として附則で項を設け、従前の料金体系により使用料金をいただいておりますが、軍豊地区道営畑地総合整備事業が完了したことにより、他の簡易水道料金体系と同じくするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成 16 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第28号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 28 号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回認定しようとする路線につきましては 7 路線であり、また、認定する路線の延長は 841.91m であります。

議案説明資料の 25 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、認定しようとする路線であります。1 番の白鳥公園線 230.99m につきましては、札内東工業団地における特定開発行為にかかる新規認定であります。

続いて、議案の説明資料の 26 ページをお開きいただきたいと思います。

2 番の札内 9 号団地道路 5 号 83.80m につきましては、札内 9 号沿線札内中央町第 3 公区における道路用地寄付によります新規認定であります。

議案の説明資料の 27 ページをお開きいただきたいと思います。

3 番の札内中央東 3 号通 128.00m につきましては、札内 9 号沿線札内中央町第 3 公区における道路用地寄付によります新規認定であります。

続きまして、議案の説明資料の 28 ページをお開きいただきたいと思います。

4 番の札内鉄南 1 号通 113.26m、5 番の札内鉄南 1 号 61.73m、6 番の札内鉄南 2 号 61.73m 及び 7 番の札内鉄南 2 号通 162.40m につきましては、札内中央町第 2 公区鉄南地域における道路用地寄付によります新規認定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題

といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現固定資産評価審査委員であります小竹政志さんが、本年 3 月 23 日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 29 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

日程第15、議案第30号、平成15年度幕別町一般会計補正予算、第13号を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾 治） 議案第30号、平成15年度幕別町一般会計補正予算、第13号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ125億7,027万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページにございます、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

歳出でございますが、5 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、8 款土木費、1 項土木管理費、3 目道路管理費、800万円の追加でございます。3 月 2 日の開会のときに専決処分として、二つの案件を承認いただいておりますけれども、当初、専決処分によりまして 3 月末までの除雪については、賄いきれるということで判断をいたしておりましたが、2 月 22 日、55センチの降雪がございまして、その後、吹雪等の影響により、24 日まで除雪作業が必要になったということで、現在のところ、専決処分した除排雪の費用によりまして、ほぼ同額程度の支出となっております。

今後、3 月の来週以降になりますけれども、冬期間閉鎖してありました、特に農家と中心とした町道につきましては、今後、農作業、特に融雪剤の散布等により、3 月の中旬ごろから、冬期間の閉鎖した路線について除雪が必要になってまいりますことから、その費用がおよそ 300 万円ほどと試算をいたしております。

そのほか、800 万円を補正させていただきますのは、そのほか、1 回程度の降雪があった場合の除雪費用として、今回 800 万円の補正をお願いするものでございます。

なお、先にご説明しておりますように、平成 6 年以降、統計を取り出しましてから、今年度が 1 番、過去において降雪量の多い年となっております。

ちなみに昨年度、平成 14 年度におけます除雪経費でございますけれども、これの借上料、あるいは委託経費等すべて含めまして、およそ 1 億 1,500 万、13 年度におきましては、およそ 1 億 1,200 万、12 年度におきましては 9,500 万、今年度は、今回の補正も含めまして 1 億 5,700 万ということで、例年よりも約 4,000 万程度多い状況になってございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページになります。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、800 万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第1号、酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦広議員。

○8番（乾 邦広） 発議第1号、平成16年3月5日、幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員乾邦広、賛成者、幕別町会議員古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員。

酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

酪農・畜産政策・価格対策に関する意見書。

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用し、積極的に新たな技術導入や規模拡大を図り、生産性の高い農業を実現し、わが国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

しかしながら、WTO農業交渉やFTA交渉など国際化の進展が不可避の情勢であり、意欲ある担い手の育成・確保はもとより、本年が最終年となる畜産環境整備への対応など、解決が必要な課題が山積しております。

また、アメリカにおけるBSE発生に伴い、消費者の「食」に対する関心はいつそう高まっており、安全・安心な食料生産に向けた取り組みを展開していく必要があります。

つきましては、新たな食料・農業・農村基本法における自給率目標、生産努力目標の実現に向け、生産者が安心して営農に取り組み、経営の安定が図れるよう、「酪農肉用牛近代化計画」の着実な達成と安定的な生乳生産に向けての総合的な施策の展開について、下記の通り要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

I. 酪農・畜産基本政策の確立。

国際化の進展を踏まえ、生産者が意欲をもって営農に取り組めるよう、中長期的な展望に立った自給率目標、生産努力目標を設定するとともに、新たな経営所得安定対策、安全・安心な生産流通対策、畜産環境対策、生産基盤確保対策を総合的に推進し、そのための十分な予算を確保すること。

II. 畜産環境対策と土地利用型酪農畜産の推進。

1 畜産環境対策の推進について。

本年11月からの家畜排せつ物法の完全施行に向け、現場の実態を踏まえた上で、補助付きリース事業の十分な予算を確保するとともに、17年度以降も事業を継続すること。

また、家畜排せつ物処理施設の整備に活用できる共同利用の補助事業について、地域の実態に即した利用しやすいものとする。

2 土地基盤に立脚した酪農畜産対策の推進について。

土地利用型酪農推進事業については、土地基盤に立脚した酪農畜産の確立に重要な役割を果たしており、飼料自給率の向上や家畜排せつ物の還元用農地の確保に対応し得る事業として、今後も継続すること。

また、より効率的な土地利用型酪農畜産の確立に向けて、草地整備の一層の推進など良質な粗飼料の

生産のための事業を拡充・強化すること。

Ⅲ. 平成 16 年度酪農畜産政策・価格対策。

1 加工原料乳生産者価格及び限度数量について。

加工原料乳生産者補給金単価については、加工原料乳地帯における生乳の再生産を確保し、生産性向上に努力した生産者が報われる観点から、現行を基本に適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量は、生産意欲や生産基盤の維持に配慮しながら、需給動向などを踏まえて適切に決定すること。

2 食肉（牛肉・豚肉）安定価格等について。

牛肉・豚肉の安定価格は、生産実態を踏まえ、農家の経営安定に資するよう、現行を基本に適切に決定すること。

3 肉用子牛保証基準価格等について。

肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、品種ごとの経営及び生産実態を踏まえ、現行を基本に適切に決定すること。

また、乳用種については、初生牛・素牛・肥育の経営実態に即し決定すること。

4 肉用牛肥育経営の安定対策について。

肉用牛肥育経営安定対策事業については、肉用牛経営安定のために必要不可欠な措置であり、平成 16 年度以降も継続すること。

また、枝肉価格の大幅な下落等に伴う肥育農家の収益性の悪化を防ぐため、経営安定のための新たな仕組みを講じること。

Ⅳ. 生産基盤強化対策。

1 生乳需給安定対策について。

脱脂粉乳の在庫が過剰となっていることを踏まえ、生産者と乳業者が共同した取り組みを自主的に実施するので、国としても生乳需給の改善に向けた支援を行うこと。

また生クリーム、脱脂濃縮乳など液状乳製品向け生乳の生産および当該乳製品の需要拡大の強化、国産ナチュラルチーズの生産振興対策を継続すること。

2 酪農生産基盤の維持・強化対策について。

(1) 優良種雄牛、優良雌牛群の整備について。

酪農の経営体質と生産基盤の維持・強化をはかるため、能力の高い種雄牛の生産強化や牛群検定の推進による優良雌牛群の整備を強化すること。

(2) 担い手、新規就農者への支援対策について。

地域の生産基盤を維持するため、個別経営や法人経営体など地域の意欲ある担い手に対する施設・機械整備等の支援対策を充実するとともに、新規就農者等の担い手に対する就農支援対策を充実すること。

(3) 総合的な営農サポート組織への支援対策について。

酪農ヘルパー利用組合、農作業受託組織、コントラクター等の育成、J A（直営）や J A 出資法人による新規就農者や高齢農家等の営農活動の支援など、総合的な営農サポート組織への支援対策を充実すること。

3 肉用牛・養豚生産基盤の強化対策について。

(1) 肉用牛対策について。

繁殖雌牛が減少傾向にある中、生産基盤の強化のため、担い手の育成、繁殖雌牛の確保、放牧や効率的な生産技術の普及、ヘルパー・J A センター等による労働力支援対策など、総合的な生産振興策を充実すること。

また、肉用牛経営の安定のため、子牛生産拡大奨励対策等を継続すること。

さらに、地域における生産者等の創意工夫が活かせる総合的な支援を行う仕組み（地域肉用牛振興基金の造成）を創設すること。

(2) 養豚対策について。

養豚生産基盤の強化のため、地域における多様な取り組みへの支援対策、優良種豚や人工授精による養豚経営の生産性向上対策や万全な疾病対策等を継続すること。

また、地域肉豚生産安定基金造成事業、地域養豚振興特別対策事業については継続するとともに、安定基金発動基準価格は、現行を基本に適切に決定すること。

4 家畜改良の推進について。

生産性向上と酪農経営の体質強化を図るため、優良後継牛の確保、後代検定事業の一層の推進、乳牛検定組合への支援強化などの対策を講じるとともに、家畜改良にかかる十分な予算を確保すること。

5 家畜防疫対策について。

現在、東アジアで猛威を振るっている鳥インフルエンザや海外悪性家畜伝染病に対する防疫対策を強化し、国内への侵入防止対策に万全を期すこと。

また、生産者の自主防疫意識を高め、伝染性疾病的発生・流行を防止するため、家畜生産農場清浄化支援対策事業を継続するとともに、ヨーネ病などの発生農場に対する経営再建対策を充実すること。

V. BSE 関連対策。

1 BSE の原因究明と BSE 検査対策について。

BSE の清浄化、食肉の安全確保の観点から、引き続き BSE 感染経路・感染源の徹底究明と再発防止策の徹底をはかること。

また、死亡牛の BSE 検査・処理などに要する経費について BSE 清浄国となるまでの間、生産者負担の軽減措置を継続強化するとともに、集荷・処理体制の整備および運営の円滑化のための支援対策を講じること。

さらに、牛肉の安全性確保、消費者の牛肉に対する不安解消といった観点から、BSE 全頭検査にかかる支援対策を継続すること。

2 牛せき柱処理体制の整備について。

せき柱の処理・管理においては食肉流通など現場の実態を十分に踏まえ、現場に混乱を与えないよう整備するとともに、「食の安全確保」に要するコスト負担について検討し、生産者負担とならないような仕組みを講ずること。

また、せき柱の規制に関しては、その期限までに処理方法などを整備すること。

3 食肉処理施設対策について。

BSE による設備投資、SRM 処理費用、トレーサビリティ導入など新たな負担発生により、食肉センターの経営が深刻化する中、生産性向上に向けた機能整備や経営体質強化をはかる対策を講じること。

また、BSE に対応し、畜産物の安全・安心の確保のため、HACCP（ハサップ）を活用した衛生管理水準の向上や必要な施設整備など食肉施設整備対策に関する十分な予算を確保すること。

4 畜産リサイクルの再構築対策について。

飼料・肥料用原料として利用が制限されている食肉残さ等を原料とした肉骨粉及びと畜場から排出される汚泥の有効利用のため、安全性についての科学的根拠を基に、リサイクル可能なものについて肥料への利用再開の検討を行うこと。

また、肉骨粉については規制が緩和されるまでの間、肉骨粉の焼却経費などの助成措置を継続すること。

VI. 食の安全・安心

1 トレーサビリティの推進。

「食」と「農」の信頼回復などに対応するトレーサビリティシステムの円滑な導入に向けた対策を推進するとともに、「安全」・「安心」確保にかかるコスト負担の仕組みについて検討すること。

また、輸入牛肉について、「トレーサビリティの導入」「安全性の確保」「防疫の強化」などの規制措置を講じること。

2 食品表示の適正化。

食肉の表示は産地の品質向上などの努力を反映できるものであり、消費者の適正な商品選択に資する

観点から、適正かつ円滑な表示の確立に向けた体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成16年3月5日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣。以上であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は原案のとおり決定いたしました。

〔休会〕

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明6日から17日までの、12日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月17日までの12日間は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月18日午後2時からであります。

（13：30 散会）

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成16年第 1 回幕別町議会定例会
(平成16年 3 月 18 日 13時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝
- 日程第 2 発議第 2 号 北海道警察の「捜査用報償費」不正疑惑の解明を求める意見書
- 日程第 3 発議第 3 号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書
- 日程第 4 議案第 1 号 平成16年度幕別町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成16年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成16年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 7 号 平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 平成16年度幕別町水道事業会計予算（以上予算審査特別委員会報告）
- 日程第13 議案第22号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第14 陳情第 1 号 「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情
(民生常任委員会報告)
- 日程第15 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員・同補充員の選挙
- 日程第16 常任委員会所管事務調査報告（総務文教常任委員会・民生常任委員会）
- 日程第17 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成16年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年3月18日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月18日 13時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義	企画参事 上野 寛
町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一	施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣	車両センター所長 橋本孝男
経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁
図書館館長 平野利夫	監査事務局長 森 広幸	
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

発議第2号 北海道警察の「捜査用報償費」不正疑惑の解明を求める意見書

発議第3号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

陳情第1号 「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情 (民生常任委員会報告)

選挙第1号 選挙管理委員会委員・同補充員の選挙

常任委員会所管事務調査報告(総務文教常任委員会・民生常任委員会)

閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

9. 町提出議案

議案第1号 平成16年度幕別町一般会計予算

議案第2号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成16年度幕別町老人保健特別会計予算

議案第4号 平成16年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第5号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算

- 議案第6号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算
議案第7号 平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算
議案第8号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算
議案第9号 平成16年度幕別町水道事業会計予算 (以上予算審査特別委員会報告)
議案第22号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

14番 坂本 偉 15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝

議 事 の 経 過

(平成15年3月18日 13:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員を指名いたします。

○議長（本保証喜） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 2月1日付で北海道より派遣をされております職員を紹介させていただきたいと思
います。お手元に特別職及び管理職職員の名簿が配付されていると思いますが、企画室参事、市町村担
当であります上野寛であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本保証喜） お諮りします。日程第2発議第2号、日程第3発議第3号の2議件については、会
議規則第39条第2項に規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2発議第2号、日程第3発議第3号の2議件については、委員会付託を省略する
ことに決定いたしました。

[発議第2号]

○議長（本保証喜） 日程第2、発議第2号、北海道警察の「捜査用報償費」不正疑惑の解明を求める意
見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木芳男議員。

○17番（佐々木芳男） 発議第2号、平成16年3月18日、幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員佐々木芳男、賛成者、幕別町議会議員古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同
じく乾邦広議員、同じく中橋友子議員。

北海道警察の「捜査用報償費」不正疑惑の解明を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

北海道警察の「捜査用報償費」不正疑惑の解明を求める意見書。

昨年暮れに発覚した北海道警察旭川中央署による「捜査用報償費」の不正疑惑では、真相解明を求め
る住民監査請求が北海道監査委員に提出されたものの、同監査委員は、支払精算書に直接かかわった捜
査員の協力が得られず事実認定ができないとして、本件請求を棄却するなど未だ疑惑解明がなされてい
ない状況にある。

こうした中、元道警最高幹部による「捜査用報償費」不正経理の実名告白がマスコミを通じて行われ

るなど、極めて異例な局面を迎えていることを受け、警察庁は去る 2 月 13 日、警察の予算執行のあり方を検討することを目的に「予算執行検討委員会」を設置するとともに、道警における会計経理の疑惑解明と同経理の透明性の確保の検討に着手したが、これらの疑惑解明が形式的なものであるならば、犯罪撲滅を願う道民と国民の期待を裏切るばかりか、警察に対する信頼と協力は著しく低下するものと言わざるを得ない。

今、道民と国民は、当事者をはじめ関係機関による一日も早い真相解明と説明責任の履行とともに、誇りと使命感をもって働く第一線の警察官が報いられるような対応を求めているものである。

よって、北海道と北海道警察はもちろんのこと、関係機関は問題の重大性を十分認識し、速やかに疑惑解明を行うことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 16 年 3 月 18 日、北海道中川郡幕別町議会。

提出先、北海道知事、北海道公安委員会委員長、北海道警察本部長。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は原案のとおり決定いたしました。

[発議第 3 号]

○議長（本保証喜） 日程第 3、発議第 3 号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19 番（千葉幹雄） 発議第 3 号、平成 16 年 3 月 18 日、幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員千葉幹雄、賛成者同じく古川稔議員、賛成者同じく永井繁樹議員、賛成者同じく乾邦広議員、賛成者同じく中橋友子議員、賛成者同じく佐々木芳男議員。

朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書。

北海道の森林は、本道面積の 7 割を占め、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、シマフクロウやヒグマなどの野生生物の生息の場として北海道特有の豊かな生態系を育むとともに、地域の産業の資源となるなど重要な役割を果たし、道民のかけがえのない貴重な財産となっている。

このような中で、北海道では、林業・木材産業の採算性の悪化などの厳しい情勢から、間伐や植林などの事業活動が停滞しており、このままでは、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれることから、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、その基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」を進めているところである。

また、本年は、洞爺丸台風による森林被害から 50 年の節目を迎えており、改めてその復興の歴史と森林の果たすべき役割を見つめ直し、森林整備の推進の契機とする必要がある。

一方、京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標 6 %のうち 3.9%を森林で確保することとし

ており、とりわけ全国の森林面積の4分の1を占める北海道の森林に対しては、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化を防止する機能を発揮する上で、国民から大きな期待が寄せられている。

国際公約となっている京都議定書における二酸化炭素吸収量を確保していくためには、森林整備に必要な財源の確保と道産材の利用促進を図り、森林吸収源対策を着実に進めていくとともに、これらを通じて、林業・木材産業の活性化、山村地域の振興を図ることが極めて重要である。

よって、国においては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策税の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備や保全を位置付けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年3月18日、北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は原案のとおり決定いたしました。

[議案]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算から、日程第12、議案第9号、平成16年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、伊東昭雄議員。

○予算審査特別委員長（伊東昭雄） 幕別町議会議長、本保証喜様。

予算審査特別委員会委員長、伊東昭雄。

予算審査特別委員会報告書。

平成16年3月2日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、平成16年3月9日・10日（2日間）。

2、審査事件、議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算、議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算、議案第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計予算、議案第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計予算、議案第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算、議案第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算、議案第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算、議案第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算、議案第9号、平成16年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

- 2番（中橋友子） 日本共産党幕別町議団を代表いたしまして、議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算の反対討論を行います。

平成16年度一般会計予算は、総額122億6,772万2,000円で、政策予算を加えた平成15年6月補正後の予算に対しマイナス1.8%で提案されました。ここには国の大幅な地方財政削減が総額抑制につながっており、町長も町政執行方針で、これまで経験したことのない未曾有の危機であると述べられました。実際、今の国の地方財政削減は地方自治体の存亡にかかわるほど異常な削減となっており、例えば前年対比地方交付税と臨時財政特例債で見ると総額でマイナス12%、また、国の責任の下に補助をしなければならない国庫補助金、負担金では、平成18年度まで含めて4兆円の廃止・縮小を打ち出しています。その上、地方に対する財源移譲は、この国庫補助金や負担金削減の全体で6割程度にしかのぼりません。打ち出している三位一体の改革とは程遠いものです。

これに対して全国町村会は、昨年12月、三位一体改革について、単なる地方への負担転嫁であることを指摘し、反対をし、また地方税財源の充実を訴える重点決議を強制的な合併の中止の重点決議と併せて行いました。これは昨年2月に続く大変重要な決議であり、町村会の一員である町長として、町政執行のあらゆる場で、この姿勢を貫いていくことが非常に大切であると考えます。その点で現状はまだ十分であるとは考えられません。

例えば、この点で、現在合併問題では法定協議会が設置され、市町村合併問題が論議されておりますが、この合併問題はそもそも国の一番地方財政を削減する施策であるということが挙げられます。決められた期間に駒を進めていっても近い将来自立以上の削減となってしまうということは、長野県や少なくとも自治体のシミュレーションからも明らかにされております。現在、十勝管内の動向もこれらを含めて、法定協議会はなかなか成立していないというのが現状です。これらを見るならば、本町においても慎重な対応が必要ではないでしょうか。

同時に、地方の税財源を拡充する課題は、国の政治のあり方と切り離すことはできません。無駄な大型開発を優先し、福祉や暮らしを切り捨てる今の逆立ち政治を変えさせていくことが、あらゆる活動で必要となっています。そして、それは同時に北海道道政に対しても言えることです。北海道単独の障害者医療費助成など、今回は大幅な福祉予算の削減がありました。しかし、これに対して町長は、道も財政難であり、意見を上げる考えはないと答えられております。現在、北海道道政では財政運営上、無駄遣いや不正を温存してきたことが問題となり、福祉切捨てるの施策については、これを、意見を上げないということになれば、結果としては容認することにつながるのではないのでしょうか。

一番弱い人たちの立場になって、もっと意見を上げていくべきではないのでしょうか。その上で、限られた財源を住民自治の目的である福祉や暮らし最優先に予算の執行に当たるべきです。

残念ながら、今回提案された予算の中には、町民の負担を多く求めるものが含んでおりました。例えば、ごみの有料化、給食サービスの料金の引き上げなど、結局、直接住民の負担や、また行革の中においても職員の負担を増やしていくことで予算編成がなされていると考えます。長引く不況のもとで生活が困難になっている町民を、このことはより困難に追い込むことになるのではないのでしょうか。

最後であります。地方自治の現状の困難を取り除くことを考えたときに、町長がこれまで繰り返し述べられているように、住民との協働のまちづくりは、私たちとしても欠かせないものと考えます。同時に、それは2万5,000人の町民の理解を得ることから出発することであり、十分な時間が必要なものと考えます。その点では、今回のごみ有料化に関する住民説明会が、結果としてはわずか1カ月であったり、町村合併の説明会が、説明、あるいはアンケート調査に限られた住民だけで終わってきていることは、やはり改善が必要ではないのでしょうか。

住民との共通理解を後回しせず、十分な時間をかけ、町長が掲げる住民参加のまちづくりを真に実現に向けていくことを強く求めたいと思います。そして、地方自治の本旨である住民サービスの向上に取り組み、今日の町民の置かれている、特に国の政治がもたらす経済的困難など、さまざまな問題から町民を守るための財政運営につながるよう求め、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算について、私は委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

町政執行に係る各種施策につきましては、予算審査特別委員会で十分議論されているものと思っており、細部について申し上げることはいたしません。

今、地方自治体はきわめて厳しい状況に直面しており、国から示された平成16年度の地方財政計画においても、歳出について徹底的に見直すとされており、また国と地方における三位一体の改革については今後の見通しが不透明な状況であり、特に地方交付税においては大幅な減額が行われているとともに、人口の少ない自治体ほど厳しい状況にあるといわれております。

このような状況の下、町長は先の町政執行方針の中で、住民と行政の協働によるまちづくりを基本理念に、第4期総合計画に掲げる六つの目標に沿って各種施策を展開し、住みよい、心地よいまちづくりを目指し努力されていると申されておりました。

私はこの町長の姿勢が、本予算の中にも的確、かつ十分に反映されているものと思っております。施策の細部につきましては前段でも申し上げたとおり申し上げませんが、非常に厳しく限られた財源の中で、多様化する住民要望に応えるためきめ細かな配慮がなされたものと思っております。

特に地方交付税の大幅な削減により財源の確保が難しい中、行財政改革に意を用いられ、経常経費の徹底した削減を行うとともに、住民負担のあり方など、事務事業の見直しを行い、最小の経費で最大の効果を挙げるといふ地方自治の本旨であり、あるいは行財政運営の鉄則に沿った予算編成がなされたものと敬意を表するものであります。

予算審議の中ではさまざまな議論や問題提起もありましたが、きわめて厳しい財政状況の下、今議会に提案されている予算につきましては、町民の声を大切に、さらには多くの住民要望に対し、最大限の配慮がなされた予算であると確信いたします。

以上の報告に基づき、委員長の報告を可とするものであります。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号、平成16年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 日本共産党幕別町議団を代表し、議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対し、反対の討論を行います。

国民健康保険は、幕別町でも4,964世帯、1万250人が加入する最大の制度です。憲法に基づいてつ

くられた国民に医療を保障する制度ですが、国が制度の改悪を続けてきた結果、他の制度に比べて保健税の負担が大きく、とりわけ低所得者や中間所得者にとっては重い負担となっています。

滞納世帯を見ても所得階層200万円以下が7割以上を占めています。また、景気の低迷で、倒産、失業、収入減などにより保険税が納められないという状況も生まれています。制度の改悪で、国は1年以上の滞納した人に対し資格証明書の発行を義務づけました。2003年6月の調査では、十勝管内で1市8町が資格書を発行、そのうち帯広、音更、幕別が大半を占めています。資格証明書の場合、窓口で全額支払わなければならないため受診率は非常に低く、釧路市の子ども受診率の調査でも20分の1という結果が出ています。

幕別町では、機械的な発行はしていない、状況をつかむよう直接訪問をする、また子どものいる世帯には役場から働きかけもしているということですが、医療を受けることができない人が出ないよう引き続き努力を求めたいと思います。

次に、減免についてです。国保税は地方税法の規定に基づき減免できるとしています。地方税法では減免を必要と認める者は、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情のある者としています。他の市町村で行われている申請減免は、いずれもこの法の下で実施されています。町は新年度も、独自の減免はしない、基準は設けない、個々の条件に応じて対応するとしています。しかし、これまでもそうでしたが、実際には減免基準がないため使われてはいません。法の趣旨を生かし、制度が活かされるよう改善が必要です。

国に対してペナルティや資格証明書の義務規定の改善を求めること、また実施主体である町が町民の立場に立って制度を生かす努力をすることを求めて反対討論といたします。以上です。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○8番（乾 邦広） 私は、議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険を取り巻く環境は、長引く経済不況を背景に大変厳しい状況にあり、加えて少子・高齢化の進展により加入者構成の変動が生じており、一方では医療施設、医療機器の高度化による負担増、さらには老人医療費制度などの改正がめまぐるしく行われる中、国保財政を堅持するために理事者をはじめとする担当部局のご努力に対し敬意を表するものであります。

今、国保を含む保険医療費制度については、医療費一部負担金の3割負担がすべての保険者で始められたことや、老人医療費の公費負担分の引き上げなど、さまざまな改正を経て、一元化に向けて、国をはじめ関係機関の努力により進められようとしています。

このようなときに、それぞれの保険者が、独自勝手なシステムを構築することは、法令の趣旨を損なうことはもちろん、一元化に向けた流れに逆行することにもなりかねません。法で定められたルールに基づき、厳正、かつ適正な事業運営を進めることが最も重要な時期であるともいえます。

さらに申し上げるなら、幕別町においてはこれまでも過重な国保税負担を避けるため、税率改正においても極力低く抑えるよう基金を取り崩しながら努力をされてきたところであり、また収納率向上のため、全庁的体制で取り組んでいるところでもあります。

現在の国民健康保険法は、旧国保法の理念を引き継いだものであり、相互扶助の精神に基づく支え合いが基本であります。すなわち、公平な負担と公平な給付を大原則としているのであります。

ご承知のとおり、健康保険制度の中であって、国民健康保険は、勤労者世帯のみで構成される社会保険や組合健保と異なり、とりわけ高齢者の加入率が高いこともあり、地域住民の命と暮らしを守る大きな使命が課せられています。

社会構造の変化や経済動向により、国保加入者の増減があることは自明の理ではありますが、これらを理由に公平性のバランスを崩すことは許されないものであり、今後とも健全財政を維持していかねばならないものであります。国保担当部局におかれましては、すべての町民の福祉の向上のため、国保制度の周知と理解のため、懇切丁寧な説明をさらに続けていくことを期待しているところであります。

したがいまして、平成16年度国保険特別会計予算にあっても、私は委員長の報告を可とするものとして討論を終わります。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。
（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成16年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成16年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

日程第13、議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長永井繁樹議員。

○民生常任委員長(永井繁樹) 平成16年3月18日、幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長永井繁樹。

民生常任委員会報告。

平成16年3月2日本委員会に付託された事件(議案第22号)を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、平成16年3月2日、8日、16日(3日間)。

2、審査事件、議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過、審査にあたっては、条例改正に至る経過・理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

ごみの減量化・経費節減、資源化の促進等を図ることを目的に、一般廃棄物の処理手数料を徴収する規定を定める改正であり、手数料の徴収「有料化」はごみ処理の現況・受益者負担の原則等からも妥当な時期であるとの意見が多数を占めた。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑なしと認めます。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

- 3番（野原恵子） 日本共産党幕別町議団を代表いたしまして、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対する反対の討論を行います。

ごみ問題の根本的な解決は、どうしたらごみを発生源で絶つことができるかという対策、ルールづくりに取り組むことが肝心です。そのためには製造者が物をつくる段階からごみとして処理する段階まで、きちんと責任を負う仕組みを法律で明確にすることです。

幕別では分別収集が進む中、可燃ごみ、不燃ごみが減り、資源ごみが増えてきていますし、今後も増えてくると試算されています。95年に制定された容器リサイクル法は、ごみを減量、再資源化すると定められておりますが、消費者がごみを分別して出し、自治体が集め、製造利用販売事業者に再商品化を義務付けることになっています。一番コストと手間がかかる分別・収集・運搬などの作業を住民と自治体が負担することになっています。

ペットボトルの再資源化が始まってから、それまで自主規制していた500ミリリットル以下の容器を再資源化するのだからと、業界が製造、利用に踏み出しました。すべての容器が再資源化されれば、ごみとなる量は減少するのですが、再資源化は3割程度に留まっています。2000年には最終的にごみになるペットボトルなどが95年の2倍近くになってしまい、ごみの減量を目的とする法律をつくったのにごみが増える結果となっています。使い捨ての容器ごみが増える根本は、製造・販売メーカーにごみ処理も責任を負わせるのではなく、自治体に税金で処理させていることにあります。ですから、家庭ごみの有料化がごみの減量の根本的な解決にならないのは明らかです。

幕別町では1月からごみ有料化問題の懇談会が行われてきましたが、その間、約2カ月で条例案が出されました。新しい方向を決めるとき、住民に新たな負担を求めるときには、住民参加、協働のまちづくりという基本からも、住民の理解、協力を得るため十分な期間が必要ですが、不十分と考えます。

有料化ならごみをたくさん出す人にとっては応分の負担となるから不平等なく、まじめな人の努力が報われると言いますが、しかし、逆に言えば、お金さえ出せばいくらかでもごみが出せるということで、積極的にごみを減らそうという減量意識や努力が鈍る傾向が生まれてくることも考えられます。

有料化という痛みを住民に与えた結果、不法投棄という住民のモラルの低下を招く恐れがあると、多くの方々から指摘されています。そして有料化は、家計に負担となり、特に低所得者世帯には重くなり、減免措置も定められておりません。

有料化になる財源確保では、初年度3,000万円、次年度6,000万円と見込んでおりますが、引き上げのための諸経費は1,330万円と試算されています。また、懸念される不法投棄の処理運搬経費なども加算されると、町が見込んでいほどの財源確保にはならないと考えます。

以上の点から反対討論といたします。

- 議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

坂本偉議員。

- 14番（坂本 偉） 議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

全国的に見ましても、ごみ処理にかかわる経費が増大しているのに対し、その財源は逼迫している現状にあります。このままの状態では、地方財政にとって福祉や教育、医療などさまざまな行政サービスを圧迫する要因となりかねない状況から見ても、受益と負担の公平性を確保することがこれからの行政に求められているところであります。

ごみの有料化につきましては、全国的に導入化が進められている状況にあり、マクロ的な視点から見れば、限られた資源を有効に利用することと、地球環境の保全のために有効な手法であるともいえます。また、住民に負担を求めることにより、環境問題や資源利用のいっそうの啓蒙に一役を担うことは否めない事実であります。

これらのことを考慮に入れるなら、受益者の公平な負担という観点から負担を求めるのであれば、排

出量に伴った収集経費の一部負担をすることは、現状ではやむを得ない状況にあると理解をするところ
であります。

町民が望む快適で環境にやさしい町をつくるため、町民と行政がともにパートナーシップを発揮でき
る町民協働のまちづくりをさらに進められることを期待して賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告
は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[陳情]

○議長（本保証喜） 日程第14、陳情第1号、「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情を議題
といたします。

本件に対する民生常任委員長の報告は、お手元に配付のとおり「みなし不採択」であります。本陳情
につきましては、既に相反する内容の議案が可決されておりますので、不採択されたものとみなします。

[選挙]

○議長（本保証喜） 日程第15、選挙第1号、選挙管理委員会委員・同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にいたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。

選挙管理委員に本町、斉藤榮一さん、札内青葉町、矢野邦男さん、美川、山田孜さん、札内豊町、前
田和子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました諸君を選挙管理員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（なしという声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました斉藤榮一さん、矢野邦男さん、山田孜さん、前田和子さんが

選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に緑町、百武勉さん、五位、橋本陽子さん、札内西町、滝口松雄さん、相川、妹尾育子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました諸君を選挙管理員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(なしという声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました百武勉さん、橋本陽子さん、滝口松雄さん、妹尾育子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（本保証喜） 次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしという声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

[委員会所管事務調査]

○議長（本保証喜） 日程第16、総務文教常任委員長、民生常任委員長より所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。後刻、ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（本保証喜） 日程第17、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(なしという声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉会]

○議長（本保証喜） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成16年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 14 : 53)